

北翔大学短期大学部

[様式 1～8] 自己点検・評価報告書

様式 1－表紙

令和 5 年度 認証評価

北翔大学短期大学部 自己点検・評価報告書

令和 5 年 6 月

目次

| | |
|--|-----------|
| 自己点検・評価報告書 | 1 |
| 1. 自己点検・評価の基礎資料 | 2 |
| 2. 自己点検・評価の組織と活動 | 10 |
| 【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】 | 15 |
| [テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神] | 15 |
| [テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果] | 22 |
| [テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証] | 28 |
| 【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】 | 33 |
| [テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程] | 33 |
| [テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援] | 53 |
| 【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】 | 68 |
| [テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源] | 68 |
| [テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源] | 77 |
| [テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源] | 83 |
| [テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源] | 85 |
| 【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】 | 94 |
| [テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ] | 94 |
| [テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ] | 97 |
| [テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス] | 100 |
| 【資料】 | |
| [様式 9] 提出資料一覧 | |
| [様式 10] 備付資料一覧 | |
| [様式 11～20] 基礎データ | |

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、北翔大学短期大学部の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 5 年 6 月 27 日

理事長

小 柴 寛 芳

学長

山 谷 敬三郎

ALO

橋 本 卓 三

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

<学校法人の沿革>

| | |
|--------------|---|
| 昭和 14(1939)年 | 北海ドレスメーカー女学園創設 |
| 昭和 38(1963)年 | 北海道女子短期大学（被服科 入学定員 80 人）開学 |
| 平成 9(1997)年 | 北海道女子大学（人間福祉学部 入学定員 160 人）開学 |
| 平成 13(2001)年 | 北海道浅井学園大学大学院（人間福祉学研究科修士課程）開設 |
| 平成 21(2009)年 | 学校法人浅井学園創立 70 周年記念式典挙行、記念誌刊行 |
| 令和元(2019)年 | 北海道ドレスメーカー学院を学校法人北海道浅井学園に譲渡 法人名を学校法人浅井学園から学校法人北翔大学に改称 学校法人浅井学園（旧学校法人北海道浅井学園）が創立 80 周年記念式典挙行（2021 年に両法人共同で創立 80 周年記念誌刊行） |
| 令和 3(2021)年 | 北翔大学大学院生涯スポーツ学研究科生涯スポーツ学専攻 博士後期課程開設 |

<短期大学の沿革>

| | |
|--------------|---|
| 昭和 38(1963)年 | 北海道女子短期大学（被服科入学定員 80 人）開学 |
| 昭和 40(1965)年 | 被服科を服飾美術科に科名変更 |
| 昭和 41(1966)年 | 工芸美術科（入学定員 100 人）開設 体育科（入学定員 100 人）開設 |
| 昭和 44(1969)年 | 初等教育学科（入学定員 50 人）開設 |
| 昭和 45(1970)年 | 体育科を保健体育科に科名変更 |
| 昭和 58(1983)年 | 短期大学創立 20 周年記念式典挙行、記念誌刊行 |
| 昭和 62(1987)年 | 経営情報学科（入学定員 150 人）開設 |
| 平成 5(1993)年 | 短期大学創立 30 周年記念式典挙行、記念誌刊行 |
| 平成 9(1997)年 | 北海道女子短期大学を北海道女子大学短期大学部に、服飾美術科を服飾美術学科に、工芸美術科を工芸美術学科に、保健体育科を保健体育学科に名称変更 |
| 平成 12(2000)年 | 北海道女子大学短期大学部を北海道浅井学園大学短期大学部に名称変更 |
| 平成 13(2001)年 | 工芸美術学科廃止 |
| 平成 15(2003)年 | 人間総合学科（入学定員 340 人、臨時定員 45 人）開設 |
| 平成 17(2005)年 | 北海道浅井学園大学短期大学部を浅井学園大学短期大学部に名称変更 こども学科（入学定員 140 人）開設 |
| 平成 18(2006)年 | 服飾美術学科、経営情報学科廃止 |
| 平成 19(2007)年 | 浅井学園大学短期大学部を北翔大学短期大学部に名称変更 |

北翔大学短期大学部

| | |
|--------------|--|
| | 保健体育学科、初等教育学科廃止 |
| 平成 21(2009)年 | 財団法人短期大学基準協会における認証評価（第 1 回）により、「適格」認定 |
| 平成 24(2012)年 | 人間総合学科をライフデザイン学科に名称変更 |
| 平成 25(2013)年 | 短期大学創立 50 周年記念式典挙行、記念誌刊行 |
| 平成 28(2016)年 | 一般財団法人短期大学基準協会における認証評価（第 2 回）により、「適格」認定 |
| 令和 4(2022)年 | こども学科の入学定員変更（140 人→110 人） ライフデザイン学科、令和 5（2023）年度からの募集停止届出 |

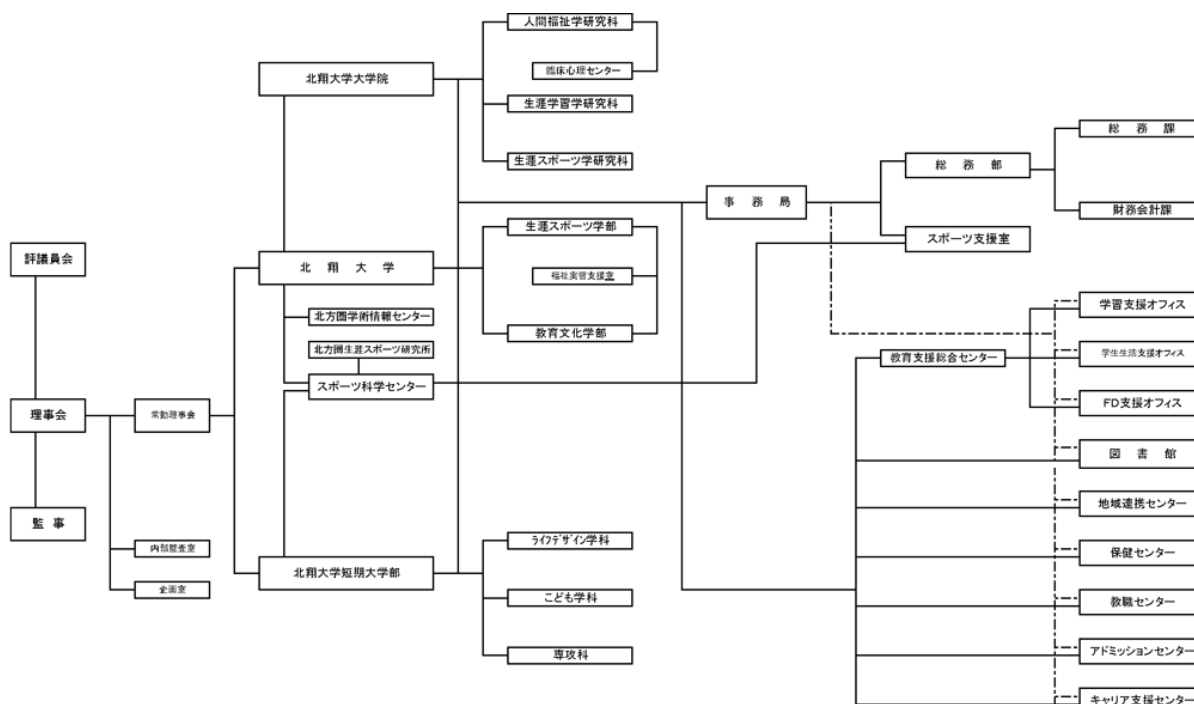
(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和 5（2023）年 5 月 1 日現在

| 教育機関名 | 所在地 | 入学定員 | 収容定員 | 在籍者数 |
|-----------|-----------------|-------|---------|---------|
| 北翔大学大学院 | 北海道江別市文京台 23 番地 | 19 人 | 41 人 | 39 人 |
| 北翔大学 | 北海道江別市文京台 23 番地 | 440 人 | 1,830 人 | 2,063 人 |
| 北翔大学短期大学部 | 北海道江別市文京台 23 番地 | 110 人 | 270 人 | 209 人 |

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和 5（2023）年 5 月 1 日現在



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

本学の所在する江別市の人口は、約 119,300 人余り（令和 4（2022）年 9 月末、住民基本台帳人口）で石狩振興局管内では札幌市に次ぐ 2 番目、北海道内でも 8 番目の都市である。

住民基本台帳による市の人口動態を見ると、死亡が出生を上回る「自然減」が続く一方で、平成 28（2016）年以降、転入が転出を上回る「社会増」が続いており、令和元（2019）年には「社会増」が「自然減」を上回った。特に、14 歳以下の転入超過数は、令和 2（2020）年住民基本台帳人口移動報告によると道内 2 位の多さとなっている。

また、江別市に隣接し本学入学者の 30%強を占める札幌市は、社会動態では増加が続いているが人口増加数は令和 3（2021）年から微減に転じてはいる。

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

道内の短期大学（短期大学部を含む）は 15 校で、その学生数は平成 30（2018）年度の 5,063 人から令和 4（2022）年度には 3,538 人にまで減少している（文部科学省「学校基本調査」）。

本学の学生はほぼ道内出身者であり、道外からの進学者は直近 5 年間で 3 人という入学生数となっている。道内の地域別でみると札幌市が約 35%、本学が所在する江別市が約 10%、また、通学可能な石狩支庁及び空知支庁約 10%と多くなっている。他の地域についてはそれぞれ少数ではあるが道内各地域から学生は集まっている。本学の入学生の出身地別人数及び割合は下表のとおりである。

| 地域 | 平成 30 (2018) 年度 | | 令和元 (2019) 年度 | | 令和 2 (2020) 年度 | | 令和 3 (2021) 年度 | | 令和 4 (2022) 年度 | |
|------|-----------------------|-----------|---------------------|-----------|----------------------|-----------|----------------------|-----------|----------------------|-----------|
| | 人数 (人) | 割合 (%) | 人数 (人) | 割合 (%) | 人数 (人) | 割合 (%) | 人数 (人) | 割合 (%) | 人数 (人) | 割合 (%) |
| 北海道 | 139 | 98.6 | 116 | 100.0 | 111 | 99.1 | 128 | 100.0 | 122 | 100.0 |
| 江別市 | 16 | 11.3 | 6 | 5.2 | 6 | 5.4 | 12 | 9.4 | 11 | 9.0 |
| 札幌市 | 49 | 34.8 | 46 | 39.7 | 42 | 37.5 | 44 | 34.4 | 42 | 34.4 |
| 石狩支庁 | 12 | 8.5 | 14 | 12.1 | 8 | 7.1 | 6 | 4.7 | 6 | 4.9 |
| 渡島支庁 | 1 | 0.7 | 2 | 1.7 | 1 | 0.9 | 1 | 0.8 | 1 | 0.8 |
| 檜山支庁 | 0 | 0.0 | 1 | 0.9 | 0 | 0.0 | 1 | 0.8 | 1 | 0.8 |
| 後志支庁 | 5 | 3.5 | 4 | 3.4 | 5 | 4.5 | 8 | 6.3 | 8 | 6.6 |
| 空知支庁 | 13 | 9.2 | 10 | 8.6 | 13 | 11.6 | 13 | 10.2 | 13 | 10.7 |
| 上川支庁 | 8 | 5.7 | 2 | 1.7 | 3 | 2.7 | 3 | 2.3 | 3 | 2.5 |

| | | | | | | | | | | |
|------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 留萌支庁 | 2 | 1.4 | 1 | 0.9 | 0 | 0.0 | 1 | 0.8 | 1 | 0.8 |
| 宗谷支庁 | 0 | 0.0 | 1 | 0.9 | 4 | 3.6 | 1 | 0.8 | 0 | 0.0 |
| 網走支庁 | 12 | 8.5 | 9 | 7.8 | 4 | 3.6 | 10 | 7.8 | 8 | 6.6 |
| 胆振支庁 | 8 | 5.7 | 10 | 8.6 | 7 | 6.3 | 9 | 7.0 | 9 | 7.4 |
| 日高支庁 | 1 | 0.7 | 4 | 3.4 | 3 | 2.7 | 4 | 3.1 | 4 | 3.3 |
| 十勝支庁 | 6 | 4.3 | 4 | 3.4 | 8 | 7.1 | 6 | 4.7 | 6 | 4.9 |
| 釧路支庁 | 3 | 2.1 | 0 | 0.0 | 4 | 3.6 | 3 | 2.3 | 3 | 2.5 |
| 根室支庁 | 3 | 2.1 | 2 | 1.7 | 3 | 2.7 | 6 | 4.7 | 6 | 4.9 |
| 道外 | 2 | 1.4 | 0 | 0.0 | 1 | 0.9 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 合計 | 141 | 100.0 | 116 | 100.0 | 112 | 100.0 | 128 | 100.0 | 122 | 100.0 |

■ 地域社会のニーズ

江別市は石狩平野の中央に位置しており、市内には日本三大河川の一つ石狩川が流れているほか、約 2,050 ヘクタールの大自然が広がり数多くの動植物を観察できる野幌森林公園があるなど自然豊かなまちである。

また、人口は約 119,300 人と石狩振興局管内では札幌市に次ぐ 2 番目、北海道でも 8 番目の都市である。隣接する札幌市には電車で 15 分、新千歳空港までは高速道路で 40 分と道央圏の交通の要所として交通網が発達している暮らしやすく緑豊かなまちでもある。さらに江別市は、人口約 119,300 人の都市でありながら本学を含めて 4 大学 1 短期大学、北海道立の研究機関と図書館が集積するなど教育研究のまちでもある。

江別市及び江別商工会議所と 4 大学 1 短期大学（北翔大学、北翔大学短期大学部、札幌学院大学、北海道情報大学、酪農学園大学）は「各種分野において、互いに連携・協力することにより、地域社会の持続的発展に資する」ことを目的として平成 21（2009）年に包括連携協定を締結した。この包括連携協定に基づき江別市大学連携調査研究事業や江別市大学連携学生地域活動支援事業、大学版出前講座などの事業を展開してきた。この実績を基に、令和元（2019）年 8 月には新たに「えべつ未来づくりプラットフォーム連携協定」を締結し（江別商工会議所、江別市、北翔大学、北翔大学短期大学部、札幌学院大学、北海道情報大学、酪農学園大学）産学官連携・協働による地域貢献と高等教育の活性化を目的として地域社会のニーズに応えるよう様々な取り組みを進めている。

■ 地域社会の産業の状況

江別市の産業別就業者数は、第 1 次産業 2.85%、第 2 次産業 17.95%、第 3 次産業 75.03%となっているが（令和 4（2022）年 江別市統計書）、市面積の約 40%が農地という「農業のまち」でもある。稲作・畑作・酪農のほか、露地野菜や施設園芸など多彩な品目が生産されており、大消費地である札幌市に隣接している立地を生かした、都市型農業を展開している。また、江別市はレンガ・陶芸のまちとしても知られており、

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

| |
|--|
| (a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題) |
| <p>基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果【テーマC 自己点検・評価】</p> <p>毎年度作成される年次報告書と、3年ごとの自己点検・評価報告書は、総合的に検討されることで多くの示唆を得られるものと判断できるが、教育の質の向上に向けて、点検及び評価の結果を迅速にフィードバックする体制の整備が望まれる。</p> |
| (b) 対策 |
| <p>年次報告書は各部門の自己点検評価に基づく事業報告に、全学点検評価委員会が評価を行い部門の同意を得て作成している。毎年7月には年次報告書としてまとめ前学期中に公表している。前年度の評価結果をできるだけ早く学科や各部署に伝えるよう努め、教育の質向上に向けたPDCAサイクルを機能させるよう努めている。</p> |
| (c) 成果 |
| <p>両学科や各部署は、毎年7月には公表も含めた形で点検評価委員会からの評価を受けていることで、期中の後学期からは評価結果を踏まえて運営や業務に反映させ、改善充実に向けて取り組むことができるようになっている。</p> |

| |
|--|
| (a) 改善を要する事項 |
| <p>基準Ⅱ 教育課程と学生支援【テーマA 教育課程】</p> <p>シラバスの記載内容が不統一であるので、学生が授業選択時により参考にしやすいよう統一することが望ましい。</p> |
| (b) 対策 |
| <p>平成29(2017)年度から学習支援委員会のリードにより、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に対応して、授業科目のねらいや到達目標、各回の授業計画や展開方法、成績評価方法に加えて授業形態も学生に示し、学習成果獲得の支援につながるよう作成してシラバス記載の統一を図った。また、記載内容が不統一とならないよう、同年度から学習支援委員によるシラバスチェックも行っている。</p> |
| (c) 成果 |
| <p>シラバスの記載内容が統一化され、学生の履修支援や学習成果獲得の支援につながられている。</p> |

| |
|---|
| (a) 改善を要する事項 |
| <p>基準Ⅲ 教育資源と財的資源【テーマA 人的資源】</p> <p>SD活動については、学内におけるFD/SD研修、OJT(オン・ザ・ジョブ・トレーニング)、学外における職制別研修や職務別研修等に参加してスキルアップを図っているが、規程が未整備であるので整備することが望まれる。</p> |
| (b) 対策 |
| <p>未整備であったSD規程は平成29(2017)年度に制定し、規程に則って教職員の教学運営に係るスキルアップ、短期大学教職員としての資質の向上に向けた研修や取り</p> |

| |
|--|
| <p>組みを行っている。令和 2 (2020) 年度と令和 4 (2022) 年度は学外から講師を招聘し (令和 3 (2021) 年度はコロナ禍で未実施) SD 研修会を実施した。今後も継続して教職員の資質向上に向けた研修等の取り組みを計画的に実施していく。</p> |
| <p>(c) 成果</p> |
| <p>SD 研修での学びを踏まえて第 4 期中期計画策定への参画や、新たな奨学金制度や週休二日制導入に向けた制度の検討など、職員の意欲の向上やスキルアップに繋がり新たな業務の推進や改善に生かすことができるようになった。</p> |

| |
|---|
| <p>(a) 改善を要する事項</p> |
| <p>基準Ⅲ 教育資源と財的資源【テーマ D 財的資源】</p> <p>余裕資金はあるものの、過去 3 年のうち 2 年間、学校法人全体及び短期大学部門の事業活動収支ともに支出超過であるので、収支バランスの改善計画を策定し、実行することが望まれる。</p> |
| <p>(b) 対策</p> |
| <p>毎年、予算編成にあたって次年度の事業方針並びに予算編成方針を理事会から示し、収支均衡となる予算編成を行っている。カリキュラムの見直しやポートフォリオによる学生個人への把握と指導など学生が学習成果を獲得できるよう教育指導や学生支援に取り組んできたが、十分な学生確保には至らず、ライフデザイン学科は令和 5 (2023) 年度入学生からの募集を停止することとした。また、こども学科も令和 4 (2022) 年度から入学定員を 140 人から 110 人に変更 (減少) した。</p> |
| <p>(c) 成果</p> |
| <p>コロナ禍にあつて学外実習やフィールドワーク等の中止や展開方法の変更、遠隔授業の導入等、教育経営や学科等の運営において当初の計画を変更せざるを得ない状況で最大限の学習機会の保証に努めてきた。そうした中で学部学科等の予算管理単位で予算の執行管理を徹底し、法人としては令和 2 (2020) 年度以降、基本金組入前当年度収支差額においてプラスの状況を継続している。同時に、収支のバランスを取りながら特定資産への組入を増加し、財務基盤の強化にも取り組むことができている。</p> |

② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

| |
|--|
| <p>(a) 改善を要する事項</p> |
| <p>[テーマ A 教育課程]</p> <p>継続的な教育の質保証を図るとともに、その向上・充実に向けた取り組みにより一層努めた。</p> |
| <p>(b) 対策</p> |
| <p>ライフデザイン学科は、教養・専門・総合・キャリア・編入の 5 つの教育を柱に、「ユニット履修制」を導入して、幅広い教養と豊かな人間性を身に付ける総合的な教育を実施している。ファイル「キャリアデザイン」を活用して学生自らが学ぶ姿勢を意識づけるためライフデザイン学科の特色である「自分の学びをデザインする」とい</p> |

| |
|---|
| <p>う履修指導を行うことで、学生の管理型学習支援の強化を行った。</p> <p>こども学科は、「履修ガイダンス」や「各種評価関連表簿」による履修指導を行い、各コースの履修メニューを活用して2年あるいは長期履修の3年、4年の学びを学生自ら主体的に取り組む姿勢の醸成に努めた。</p> |
| <p>(c) 成果</p> |
| <p>ライフデザイン学科のファイル「キャリアデザイン」、こども学科の「履修ガイダンス」や「各種評価関連表簿」をより充実させることで学習成果の可視化を図ることができた。</p> |

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。
- 該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

| |
|---|
| <p>(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）</p> |
| <p>【テーマ A 教育課程】</p> <p>評価の過程で、中間及び最終試験を実施する授業科目において、15回の授業の中に、評価のための試験が含まれている科目があり、1単位当たり15時間の授業時間が確保されていないという問題が認められた。当該問題については、機関別評価結果の判定までに対処し、教育研究の改善に努めていることを確認した。今後は、教育課程編成・実施の方針の下、継続的な教育の質保証を図るとともに、その向上・充実に向けた取り組みにより一層努められたい。</p> |
| <p>(b) 改善後の状況等</p> |
| <p>シラバス表記の改善に努め、ねらい・到達目標、授業計画、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法、テキスト・参考書の明示等については、詳細かつ共通した記載方法の徹底をはかっている。特に授業前後の学習についても記載項目を設けており、成績評価方法については、方法と割合について明記している。指摘後ただちに改善を行い、現在もシラバスの改善や記載内容の充実に努めており、平成29（2017）年度からは学習支援委員によるシラバスチェックも実施している。</p> |

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。
- 該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

| |
|-----------------|
| <p>(a) 指摘事項</p> |
| <p>なし。</p> |
| <p>(b) 履行状況</p> |
| <p>なし。</p> |

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和 4（2022）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

本学では、「北翔大学研究倫理規程」及び「北翔大学利益相反管理規程」を制定し、研究者の責務、社会的信頼性および公正性について方針を示している。

公的研究費については、「北翔大学公的研究資金等取扱規程」、「北翔大学公的研究資金等に関わる間接経費取扱規程」及び規程に付随する事務取扱要領に則って管理を行うとともに、「研究費執行の手引き」を作成し、新任者研修時、各研究センター総会時に配布して適正執行の啓蒙にも努めてきた。令和 3（2021）年 2 月に文部科学省による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の改正がなされ、研究機関全体の意識改革を図り、研究費不正の防止に関する高い意識を持った組織風土を形成するために不正防止対策を強化する考えが明らかにされたことを受け、本学でも令和 5（2023）年 3 月 20 日を施行日とする新たな「北翔大学公的研究資金等取扱規程」「公的研究資金等に関わる間接経費取扱規程」及び両規程に付随する事務取扱要領を制定し、現在に至るまで適正な研究活動及び研究費執行を続けている。並行して文部科学省のホームページにおける「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に係るコンプライアンス教育用コンテンツを視聴し、その内容を理解した上での不正行為等を行わない旨の「誓約書」提出を義務付け、総務課で管理している。

毎年 1 回、文部科学省のガイドラインに基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出にあわせて監事への確認、内部監査室による保管書類及び研究費執行状況の監査を行うとともに監査法人による外部調査も年数回行っている。

また、公的研究費等の管理・監査に関する研修会にも積極的に参加し、その内容を学内で周知するなど適正な研究活動及び経費執行の意識向上・啓発にも取り組んでいる。

2. 自己点検・評価の組織と活動

- 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

本学の点検評価委員会は、「北翔大学点検評価規程」第5条に基づき併設大学との合同の委員会として組織している。

【北翔大学点検評価規程】

第 5 条 委員会は、学長、副学長、研究科長、学部長、短期大学部長、学科長、図書館長、センター長、オフィス長事務局長及び総務部長をもって構成する。

2 委員会には委員長を置き、学長をもって充てる。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

北翔大学短期大学部

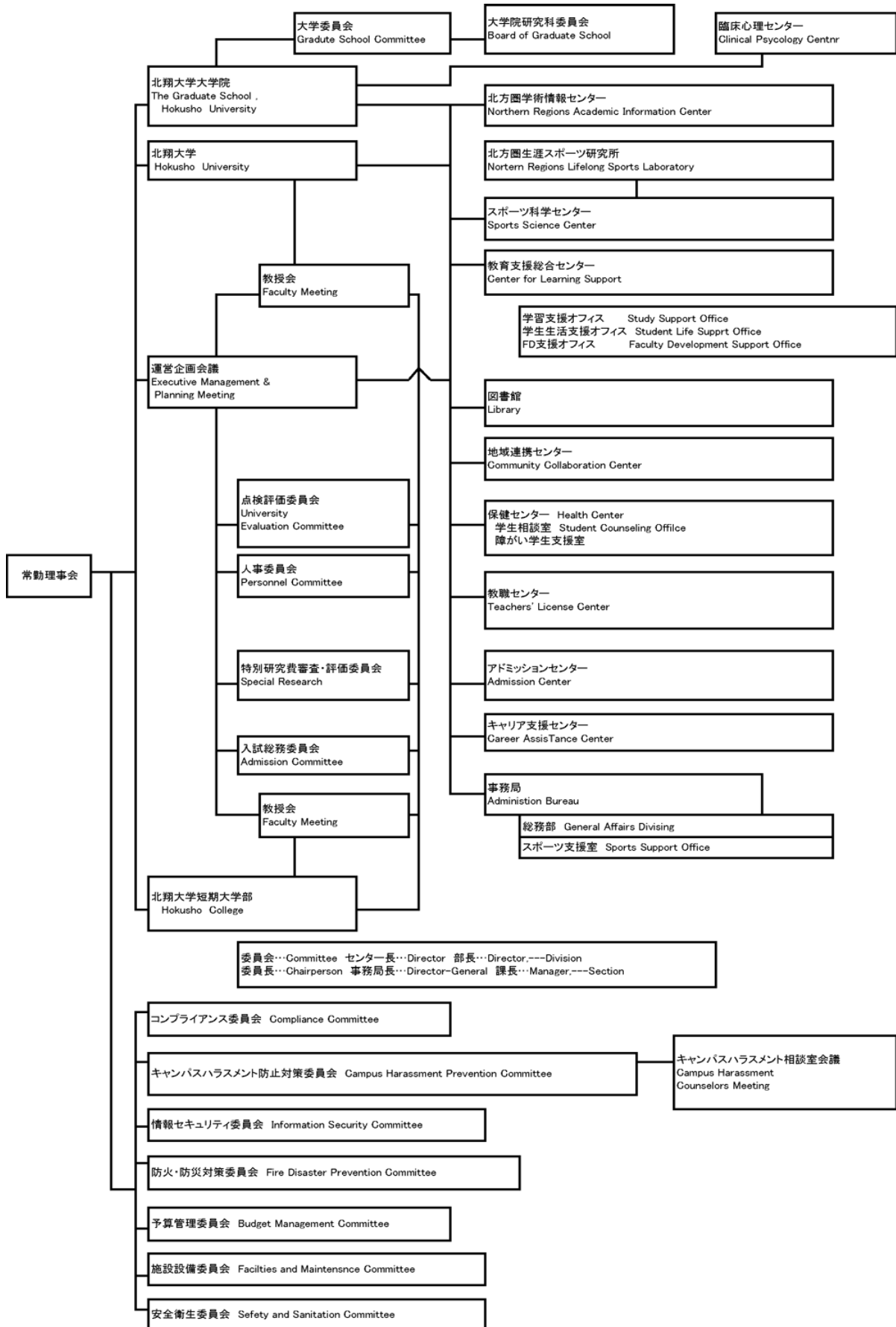
【令和4（2022）年度 北翔大学点検評価委員会】

| | 氏 名 | 役 職 |
|-----|--------|------------------------------|
| 委員長 | 山谷 敬三郎 | 大学・短期大学部学長 |
| | 佐々木 浩子 | 大学・短期大学部副学長 |
| LO | 小杉 直美 | 教育文化学部長、教授 |
| ALO | 橋本 卓三 | こども学科長、教授（短大部） |
| | 佐藤 至英 | 人間福祉学研究科長、教授 |
| | 小室 晴陽 | 生涯学習学研究科長、教授 |
| | 川西 正志 | 生涯スポーツ学研究科長、教授 |
| | 竹田 唯史 | 生涯スポーツ学部長、教授 |
| | 永谷 稔 | スポーツ教育学科長、教授 |
| | 杉岡 品子 | 健康福祉学科長、教授 |
| | 横山 光 | 教育学科長、教授 |
| | 村松 幹男 | 芸術学科長、教授 |
| | 小坂 守孝 | 心理カウンセリング学科長、教授 |
| | 田口 智子 | ライフデザイン学科長、教授（短大部） |
| | 松澤 衛 | 教育支援総合センター長、FD支援オフィス長、芸術学科教授 |
| | 新川 貴紀 | 学習支援オフィス長、心理カウンセリング学科准教授 |
| | 山本 敬三 | 学生生活支援オフィス長、スポーツ教育学科教授 |
| | 磯島 年成 | 図書館長、教育学科教授 |
| | 三浦 公裕 | アドミッションセンター長、教育学科教授 |
| | 飯田 昭人 | キャリア支援センター長、心理カウンセリング学科教授 |
| | 類家 斉 | 教職センター長、こども学科教授（短大部） |
| | 花井 篤子 | 保健センター長、スポーツ教育学科教授 |
| | 上田 和行 | スポーツ科学センター長、スポーツ教育学科教授 |
| | 菊地 達夫 | 地域連携センター長、こども学科教授（短大部） |
| | 菊地 一慶 | 事務局長 |
| | 西野 美智代 | 総務部長 |

(ALO補佐)

| | 氏 名 | 役 職 |
|--|--------|---------------|
| | 高橋 さおり | こども学科准教授（短大部） |
| | 小川 美夏 | 総務課長 |
| | 鈴木 美智子 | 総務課主査 |

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

(1) 年次報告書の作成

点検評価委員会は、毎年度の年次報告書を作成している。年次報告書は、各部門・部署の事業計画に対する取り組み状況の自己点検評価に対し、点検評価委員会による評価結果を付して作成している。

年次報告書は、学長、副学長、学部長や学科長等の教育組織の長及び学務機関の長、事務局長等からなる点検評価委員のほか、理事長、専務理事、事務局部課長に配布されるほか、本学ホームページに掲載し学内外に公表している。

(2) 自己点検・評価報告書の作成

点検評価規程に基づき3年に1回、自己点検・評価報告書を作成し学内外に公表している。前回は、令和3（2021）年度に2018～2020年度の自己点検・評価報告書を作成した。

本学の自己点検・評価報告書は大学が公益財団法人日本高等教育評価機構、短期大学部が一般財団法人大学・短期大学基準協会の示す基準に準じて行い、それぞれ指定の様式で作成している。この自己点検・評価報告書は、点検評価委員会に設置した編集グループにより作成している。このため、大学と短期大学部それぞれに編集グループを設け作業に当たっている。

報告書は、点検評価委員、理事長、専務理事、事務局部課長に配布するほか、ホームページに掲載し、一般に公表している。

(3) 結果の活用

学長は、点検評価により本学全体に共通する事項で、改善することが適当と認められるものについては、関連する学内機関に諮るとともに、その内容により改善策を理事長に提案することを点検評価規程に規定している。また、各機関又は各部門に固有の事項で、改善することが適当と認められるものについては、当該機関等に改善を勧告することができることも規定している。委員会構成員、特に各機関及び各部門の長は、点検評価の結果を真摯に受け止め、各分野における諸活動の水準の向上とその活性化に努めている。

理事長は、学長の報告又は提案に基づき、必要な事項については改善のための指針を示し、人的、物的、財政的な措置を講じるよう努め、本学の教育研究環境の改善を推進することとしている。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和4（2022）年度を中心に）

本学では、3年ごとに自己点検・評価報告書を作成しており、直近では令和3年度に「2018～2020年度自己点検・評価報告書」の作成をした。令和3（2021）年7月13日に第2回委員会を開催し、内容について検討・調整を行い、以後は短期大学部長を中心に作成に当たった。その後、令和4（2022）年2月10日、点検評価委員会で自己点

検・評価報告書（案）の承認を得て原案を教授会に諮り、教員からの意見を聴取し、加除修正を行い常勤理事会による審議、学長及び理事長の承認を受け令和3（2021）年度末に完成、公表した。

毎年度の自己点検・評価は、各部門の自己点検評価に対し点検評価委員会による評価を付して年次報告書にまとめ、ホームページに掲載し学内外に公表している。

令和4（2022）年度は同時に、令和5（2023）年度の短期大学部の認証評価に向けた自己点検・評価体制や認証評価に向けたスケジュール等を確認し、事務局、教員ともに全学一体となって自己点検評価報告書の作成に取り組んだ。

令和4（2022）年度第1回理事会（令和4（2022）年5月15日開催）において令和5（2023）年度の短期大学部認証評価受審を決定し、同年6月28日開催の令和4（2022）年度第1回点検評価委員会においてALO及びALO補佐、報告書の全体統括者を決定し各基準の記載担当者を含めた編集グループを編成した。各基準の記載担当者は、学科長を中心に教学や学生支援の学務機構の長と財務担当理事や事務局、総務・財務の担当者であり、根拠資料やデータに基づいて記述している。自己点検評価報告書の内容はALOや学科長を通じて教授会や学科会議に報告され共有化を図っている。自己点検・評価による課題への対応は学科対応が中心となっており、教育の質の保証のため短期大学部としてのPDCAサイクルを機能させていくことが重要と捉えている。

点検評価委員会開催状況（令和3年度～令和4年度）

令和3（2021）年度

| 開催日 | 議 事 内 容 | 出席者数 | 構成員数 |
|---------------|---|------|------|
| 6月15日 | 第1回点検評価委員会 ・令和2年度年次報告の作成について ・自己点検・評価報告書の作成について | 19人 | 27人 |
| 7月13日 | 第2回点検評価委員会 ・自己点検・評価報告書の作成について | 18人 | 27人 |
| 令和4年 2月10日 | 第3回点検評価委員会 ・自己点検・評価報告書の作成について | 14人 | 27人 |

令和4（2022）年度

| 開催日 | 議 事 内 容 | 出席者数 | 構成員数 |
|-------|--|------|------|
| 6月28日 | 第1回点検評価委員会 ・令和3年度年次報告の作成について ・短期大学部の認証評価について | 17人 | 27人 |
| 9月28日 | 第2回点検評価委員会 ・令和3年度年次報告書について ・短期大学部の認証評価について（確認） | 14人 | 27人 |

【基準 I 建学の精神と教育の効果】**[テーマ 基準 I -A 建学の精神]****<根拠資料>**

- 提出資料
- 1 学生便覧 2022
 - 2 大学案内 ①2022 ②2023
 - 3 学校法人北翔大学 ガバナンス・コード
 - 4 大学年鑑紙 [PAL (パル)] ①No.540 ②No.541
 - 5 ホームページ「本学について」
- 備付資料
- 1 周年記念誌 ①～⑧
 - 2 地域包括連携協定書 ①～⑥
 - 3 えべつ未来づくりプラットフォーム連携協定書
 - 4 産学官連携協定書 (コープさっぽろ・NPO 法人ソーシャルビジネス推進センター・北翔大学)
 - 5 高大連携協定書 ①～⑱
 - 6 小学校との連携協定書 ①

[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準 I -A-1 の現状>

本学の建学の精神は、昭和 14 (1939) 年、本法人の母体となった北海ドレスメーカー女学園創立時に定められた「女性の社会的地位の向上を目指し、女性に相応しい職業的技能と幅広い教養を身につけた、自立できる社会人の育成」である。その後、昭和 38 (1963) 年に北海道女子短期大学を創設し平成 9 (1997) 年に北海道女子大学を併設、その後男女共学制への移行、大学院の設置を行い、平成 18 (2006) 年には学園創立時の建学の精神を基に「時代を切り開く人材」の育成を目指すため、未来に向けて新たな社会を創造する教育・研究活動を展開し、現代人に相応しい専門的実践能力を身に付けていくことで、建学の精神をより時代に即した内容に展開していくことを確認した。

このような経緯を踏まえ、平成 29 (2017) 年に「常に変化する社会に向かって真摯にかつ創造的に対応できる人材の輩出をめざし、より高い専門性と幅広い教養を身につけた、自立できる社会人の育成」を、建学の精神の今日的定義とすることとした。

教育理念は、開学以来、建学の精神に基づき、キリスト教的愛の精神と聖徳太子の説く和の心を融合した「愛と和」を掲げ、個性を生かしたきめ細やかな教育指導を展開してき

た。平成7（1995）年に国際化社会への人材育成を目的として経営情報学科に国際情報コースを展開したことを契機に、教育の理念「愛と和」に「国際性」を加えた。

平成19（2007）年度に大学名称の改称に合わせて教育理念を改めて確認し、一部見直しを行い、国際性を「愛」と「和」に包含し、高等教育機関としての使命を表す「英知」を加え、教授会の審議を経て「愛と和と英知」に改めた。

本学の目的は建学の精神を実現することにある。そのため、教育基本法、学校教育法及び建学の精神に基づき教育の理念である「愛と和と英知」を根本に据え、広い知識を授け、実践を重視した専門の学芸を教授研究するとともに、優れた職能人として、社会に貢献する人材を育成し、もって文化の向上、社会の福祉及び地域の発展に寄与することが本学の教育目的であると学則及び学校法人北翔大学ガバナンス・コード（提出3）に定めている。

本学は、この教育目的を達成するために教育研究上の組織としてライフデザイン学科とこども学科の2学科を設置している。両学科は、建学の精神に則った教育目的と人材育成方針を学則に明示し、短期大学士の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）の三つの方針を掲げ、それを基に教育研究活動を展開している。

特に建学の精神にあるように、実学を重視しつつも、職業人である前にひとりの人間として身に付けるべき教養の重要性については、設立当初から十分認識されており、本学における教養教育は、建学の精神の具現化のための重要な要素の一つと捉えている。今日、教養教育は、基礎教養と共に「社会人基礎力」の養成にとって不可欠の要素であり、本学では教育の柱の1つと位置付けている。

高等教育機関がユニバーサル段階に進行したことにより、入学生の背景は一層多様化し、学力も社会的適応能力も分化の一途を辿っている。教育目標達成のため、特に基礎学力の向上が必要な学生対応として、「基礎教育セミナーⅠ・Ⅱ」の充実、ゼミ・担任を中心とした教育支援体制の強化、ポートフォリオ（ライフデザイン学科のファイル「キャリアデザイン」、こども学科の「各種評価関連表簿」）の活用等、学科において様々な取り組みを行い教育内容の充実を図っている。

建学の精神については、入学式や学位記授与式等をはじめ様々な行事・イベント等、機会あるごとに学内外に対し公開・周知に努め、ホームページ（提出5）にも掲載している。また、教育理念、短期大学部の教育目的についても、学則等に明記し、学生便覧（提出1）、ホームページ、種々の学内メディアにより公開・周知に努めている。

外部に対する情報の提供については、本学ホームページ上の情報の公表や定期配布の学園新聞である大学年鑑誌「PAL」（提出4）、保護者懇談会、また、ホームページでのニュース配信等折あるごとに行っている。

学生に対しては、配布した学生便覧やホームページにおいて分かりやすく建学の精神を紹介するとともに、入学式での学長式辞や新入生オリエンテーションでの学科長挨拶、クラスミーティング等機会あるごとに周知に努めている。また、学長等による学園の沿革、建学の精神、教育理念及び教育目的等を含む講義を必修科目の「基礎教育セミナーⅠ」の授業の中で展開している。これを1年次前学期に開講するなど早期に理解されるよう努めている。ホームページからも閲覧可能な学生便覧には「学則」の全文を掲載し本学の目的を示し周知を図っている。

教員及び事務職員に対しては大学案内（提出2）、学生便覧（提出1）を毎年配布し（事務局は部門ごとの配布）、周知している。また、非常勤講師懇談会、新任教員及び新任職員への事務説明会においても説明を行っているほか、校舎玄関ロビーに額装掲示して建学の精神及び教育理念の理解共有に努めている。学内外への公開・周知がより効果的なものとなるように、今後も現在行っている方法をさらに視覚的・恒常的に示すなど、広く社会に積極的に発信していくよう努めていく。

建学の精神や教育理念については、学内理事で構成される常勤理事会で点検評価を行うこととしている。毎年、事業計画の策定や事業報告、年次報告書の作成に当たり確認、点検を行っているほか、長期ビジョンや中期計画の策定、教育組織の改編等の際にも建学の精神の確認を行っている。教職員にも学科や担当部署の事業計画や事業報告、また学科改組やカリキュラムの見直しの際に、教授会や学科会議等において基本事項として建学の精神の確認、点検を行っている。

【区分 基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I-A-2 の現状>

本学は、地域貢献を標榜する短期大学としての使命を鮮明にするために、平成28（2016）年4月から従来のエクステンションセンターを「地域連携センター」に改編し、併設大学と合同の組織として大学の学部・学科や大学院の研究科と連携して活動を展開している。

生涯学習事業として、地域連携センター主催の教養講座（地域住民への学習機会提供）と実力講座（学生を主な対象とする試験対策、資格取得、技能習得関連講座）及び併設大学を含めた本学の学科等（学部や研究科を含む）の教育分野の特性を生かした講演会やシンポジウムを毎年実施しているほか、「道民カレッジ」や「ふるさと江別塾」、「江別市大学版出前講座」など北海道や江別市等自治体と連携した事業も実施している。これらの講座や事業は令和2（2020）年度以降、コロナ禍のため対面からオンデマンド方式やオンライン方式に切り替え実施している。

① 教養講座と実力講座

教養講座は、地域住民への生涯学習機会の提供として実施してきたが、令和2（2020）年度からはコロナ禍にあってオンラインでの実施としてきた。併設大学と合同で実施しており、令和2（2020）年度前学期の講座は中止とし、後学期は大学教員による2講座をオンラインで実施、受講者数（延べ再生回数）は607人であった。令和3（2021）年度もオンラインで全13講座を実施し、本学教員は2講座を担当した。受講者数（延べ再生回数）

北翔大学短期大学部

は 2,280 人。これらの講座のうちZOOMを利用した 4 講座（本学教員担当 1 講座）は、後述する道民カレッジやえべつ市民カレッジの連携講座として実施した。他の 9 講座はオンデマンド方式（YouTube配信）により実施した。

令和 4（2022）年度は、同じくオンラインで全 12 講座を開講し、受講者数（延べ再生回数）は 1,550 人、12 講座のうち本学教員が 1 講座を担当した。

実力講座は、試験対策・資格取得・技能習得のための講座で令和 3（2021）年度、令和 4（2022）年度とも全 4 講座を運営した。コロナ禍のため従来の対面型の講座は本学専任教員に依頼している「秘書検定対策講座」を除いて中止したが、学生の資格取得の機会を確保するため、資格専門学校が主催する各種講座をオンラインで提供した。

【令和 3（2021）年度 実力講座と受講者数】

| 講 座 名 | 受講者数 |
|-------------------------------------|------|
| 秘書検定 2・3 級対策（対面） | 7 人 |
| 医療事務講座（委託・オンデマンド） | 2 人 |
| MOS 対策講座ワード・エクセル・パワーポイント（委託・オンデマンド） | 1 人 |
| 調剤薬局事務講座（委託・オンデマンド） | 3 人 |

【令和 4（2022）年度 実力講座と受講者数】

| 講 座 名 | 受講者数 |
|-------------------------------------|------|
| 秘書検定 2・3 級対策（対面） | 6 人 |
| 医療事務講座（委託・オンデマンド） | 2 人 |
| MOS 対策講座ワード・エクセル・パワーポイント（委託・オンデマンド） | 1 人 |
| 調剤薬局事務講座（委託・オンデマンド） | 1 人 |

② 公開講座

公開講座は、本学と併設大学の学部単位で 3 講座を実施している。公開講座もコロナ禍で令和 2（2020）年度からはオンデマンド方式で実施している。本学の持つ教育分野の特性を生かし、市民の関心の高い時宜を得た内容の講座を提供することができた。

【令和 2（2020）年度 公開講座と受講者数】

| 担当 | 配信期間 | テーマ | 講師 | 受講者数 再生回数 |
|--------------|---------------|----------------------------|-------------------------------------|--------------|
| 短期大学部 | 2/10～ 3/31 | 親子で一緒に室内遊び 「へんしん にんにん」 | こども学科 中島 啓子 教授 | 126 人 |
| 生涯スポーツ 学部 | 2/10～ 3/31 | 自宅でできる冬場のスポーツ ライフ | スポーツ教育学科 上田 知行 教授 | 452 人 |
| 教育文化学部 | 2/10～ 3/31 | 新型コロナウイルスの渦中を 生きるための心理学 | 心理カウンセリング学科 飯田 昭人 教授 澤 聡一 准教授 | 338 人 |

【令和3（2021）年度 公開講座と受講者数】

| 担当 | 配信期間 | テーマ | 講師 | 受講者数 再生回数 |
|--------------|---------------|-----------------------------|---|--------------|
| 短期大学部 | 2/5 | 人づくり、モノづくり で時代（とき）をつなぐ I | ライフデザイン学科 田口 智子 教授 王子エフェックス株式会社 執行役員・江別工場長 大野 直孝氏 | 33 人 |
| 生涯スポーツ 学部 | 2/10～ 3/31 | わがまち・江別市の高齢者福 祉施設を見に行こう！ | 健康福祉学科 吉田 修大 准教授 | 238 回 |
| 教育文化学部 | 2/10～ 3/31 | 「いっしょにね！文化祭」の 紹介とその意義 | 芸術学科 村松 幹男 教授 | 126 回 |

【令和4（2022）年度 公開講座と受講者数】

| 担当 | 配信期間 | テーマ | 講師 | 受講者数 再生回数 |
|--------------|---------------|--|---------------------|--------------|
| 短期大学部 | 2/10～ 3/31 | 考える楽しさ、 間違えてもよい楽しさ ～小学校理科ならではのよさ～ | こども学科 類家 斉 教授 | 139 回 |
| 生涯スポーツ 学部 | 2/10～ 3/31 | スポーツ科学を用いた野球の 練習法～スポーツ・バイオメ カニクスの視点から～ | スポーツ教育学科 渡部 峻 講師 | 327 回 |
| 教育文化学部 | 2/10～ 3/31 | 音楽ってなぜあるの？ | 教育学科 岡元 敦司 講師 | 485 回 |

③ 道民カレッジ

道民カレッジは、北海道知事を学長とする北海道教育委員会の生涯学習事業で、誰でもいつでも入学できる生涯学習の学園である。本学は道民カレッジ発足時から参加し講座を登録し、カレッジ生への学習機会を提供している。令和2（2020）年度はコロナ禍もあり、講座登録2件、受講者数（延べ）18人にとどまった。

令和3（2021）年度はオンライン教養講座を開始し、登録講座数は9講座で本学教員も3講座を担当した。受講者数（延べ視聴者数）は18人だった。令和4（2022）年度は登録講座数13講座で本学教員は3講座を担当した。この年度から道民カレッジの連携講座制度が廃止となり受講者数は把握できていない。

④ ふるさと江別塾

江別市、江別市教育委員会と市内4大学1短期大学との連携事業で平成12（2000）年にスタートして今年で23回目の実施となった。各大学が2講座ずつ開講し、本学では令和2（2020）年度は併設大学教員が福祉分野の2講座を、令和3（2021）年度は併設大学教員が音楽分野（オペラ）の2講座を担当した。令和4（2022）年度は本学こども学科教員が「家族」と「貧困」について考える2講座を実施した。この「ふるさと江別塾」の講座は上記道民カレッジとの連携講座にもなっている。コロナ禍のため、令和3（2021）年度、令和4（2022）年度ともYouTube配信となり受講者数の把握はできなくなっている。

⑤ 江別市大学版出前講座

江別市内の4大学1短期大学の教員による出前講座で、大学の研究機能を発揮して協働によるまちづくりを推進することを目的として始まった。令和4(2022)年度は併設大学の教員が4講座提供したが、短期大学教員による講座は依頼がなかった。

⑥ 地方公共団体や企業、教育機関等との協定に基づく連携

えべつ未来づくりプラットフォーム事業(備付3)、北海道との包括連携協定(備付2-⑥)、学生地域定着広域連携事業、若者「えべつ愛」育成事業(EBETSUto)、4市町村及び民間企業との包括連携協定(備付2)(備付4)、協定校(高等学校)との連携事業(備付5)及び地域の小中学校との交流事業(備付6)などを実施している。概要は以下に示すとおりである。

a えべつ未来づくりプラットフォーム事業

平成21(2009)年に調印した「江別市・大学・江別商工会議所による包括連携協定」に基づき、江別商工会議所の経費支援を受けて産学官連携で様々な活動を実施してきた。この活動を母体に令和元(2019)年度から江別市・市内4大学1短期大学・江別商工会議所により地域課題の解決を目指す「えべつ未来づくりプラットフォーム」を設立し、活動を行ってきた。令和3(2021)年、令和4(2022)年と私立大学等改革総合支援事業への申請に向けて活動してきたがコロナ禍で予定していた事業が計画通りには展開できず2年とも採択には至らなかった。

b 北海道との包括連携協定事業

北海道のスポーツ及び教育文化の振興や人材育成、地域社会の発展に寄与することを目的として平成29(2017)年に5月30日に北海道との包括連携協定を締結した。現在は、北海道から教員を指名した事業協力の依頼が寄せられ対応する事業又は北海道からの要請を学内周知して学生と教員を募集し派遣対応する形で運営されている。

c 学生地域定着広域連携事業

江別市の策定する「江別まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、江別市が中心となって近隣4市4町と江別市内4大学1短期大学との連携による地方創生事業を展開している。令和4(2022)年度はコロナ禍であったが感染対策を工夫して68プログラムを実施し、「北翔大学」からは延べ92人(本学生は10人)が参加した。

d 若者「えべつ愛」育成事業(EBETSUto)

江別市と4大学1短期大学での連携事業で、学生に江別市の認知度と親近感を向上させることを目的として学生が主体的にイベントを企画・実施している。愛称を「EBETSUto」として江別の人々や企業と交流して情報を発信し、江別市江の愛着形成を促す事業である。各大学では学内に広報ブースを設け広報物や動画を揃え情報の提供を行っている。

e 市町村及び民間企業との包括連携協定事業

地域まるごと元気アッププログラムは、本学とコープさっぽろ、NPO法人ソーシャルビジネスセンターの三者連携による介護予防事業で、包括連携協定を締結している自治体(赤平市、月形町、寿都町)へ併設大学生涯スポーツ学部の学生と教員が赴き体力測定や運動教室、スポーツイベント等を実施している。

また、空知管内奈井江町とも包括連携協定を締結しており、同町の地域活性化や地域福祉の向上並びに健康づくり・子育て支援対策等に寄与するため、障がい者のための「障がい福祉フォーラム」やレクリエーション、運動会等での町民同士の交流や体力づくりを支援する「ひまわりクラブ交流会」、ショーや人形劇、スポーツゲーム等で幼児と児童が学生と交流する「あそびのフェスティバル」等に学生や教職員が参加、活動してきた。令和4（2022）年度はコロナ禍のためすべてのイベントが実施できなかった。

f 協定校（高等学校）との連携協定事業

令和5（2023）年3月20日に江別高校と高大連携協定を締結し、現在、17校と連携協定を締結している。協定に基づき大学見学やゼミ体験等での受入れや出張講義、高校生の活動への学生派遣等を実施している。年度末には協定校を本学に招き、連携事業や本学への要望や課題等について情報交換会を行い高等学校からの評価も踏まえて点検評価を行い、教育研究活動の充実改善や活性化に努めている。なお、令和3（2021）年度及び令和4（2022）年度はコロナ禍のため遠隔（オンライン）で実施した。

このほか、学科独自の取り組みとしては、ライフデザイン学科では江別市セラミックアートセンターと連携した「えべつ FUROSHIKI フェスティバル～風呂敷デザインコンテスト」を継続実施しており今年で16回目目を迎えた。この取り組みは、素敵なデザインの風呂敷で人の輪を包み込んで「もったいない」の心を広げようとしたもので、令和4（2022）年度は、道内外から最多の698点のデザイン応募があり一次選考を通過した57点を風呂敷に仕立てセラミックアートセンターに展示した。12月から2月にかけて約2か月の事業で2月には表彰式や風呂敷のファッションショー、ワークショップなども実施した。

こども学科では、授業科目「保育内容演習ⅢA」履修学生（保育コース・2年次）による子ども向けコンサートを札幌市内の認定こども園で開催した。器楽演奏やオペレッタなどを披露したほか、コンサートを聴いてくれた園児たちに「保育内容演習Ⅰ」履修学生（1年次）が製作した「おもちゃセット」をプレゼントし交流を図った（令和4（2022）年7月）。また、授業科目「こどもと自然」の一部で農園活動を行っており、近隣の認定こども園と連携して収穫体験を行っている。今年度はコロナ禍で園児たちとの交流はかなわなかったが園長先生に参加していただき、講話や質問を通して貴重な交流ができた（令和4（2022）年8月）。例年、大学祭において開催している、親子を対象とした遊びの広場「こどもの国」は、300人近くの近隣の親子が参加する大きなイベントであるが、令和2（2020）年度から令和4（2022）年度はコロナ禍で大学祭が中止となり開催することができなかった。

令和4（2022）年12月には学生自治会が中心となり学生に呼びかけ玄関周りや学生の休憩スペースにステンドグラスや装飾を施し、中庭でプロジェクションマッピングを行うクリスマスイベントを企画実施し、近隣の地域にも周知して最終日の12月24日（土）には地域住民にも開放した。

ボランティア活動については、地域連携センターが窓口となり、ボランティア登録している学生が養護老人ホーム等の介護施設利用者のサポートや職員補助、幼稚園、認定こども園及び保育園、小学校等への行事手伝いやイベントの補助などに参加している。

震災ボランティア活動は平成 23（2011）年から協力支援を継続している。平成 25（2013）年からは学内で災害ボランティアサークルを立ち上げ、東日本大震災被災地域での活動に加えて平成 30（2018）年 9 月に発生し大きな被害をもたらした北海道胆振東部地震の被災地域でも復興支援活動を行ってきた。なお、東日本大震災被災地へのボランティア活動はコロナ禍により令和 2（2020）年度から派遣を見送っている。

また、北海道では、ボランティア活動を通じて人や地域、社会の絆を深め安全で安心して暮らすことのできる地域づくりを進めていくなど、地域社会への貢献を目的とした「北海道・大学生等ボランティアネットワーク」が組織され、本学を含めた 11 の大学・短期大学が参加している。北海道や北海道警察から各種セミナーやボランティア活動参加依頼が回付され学内周知を行い、ネットワークの協議会にも参加している。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題>

令和元（2019）年 4 月から法人設置校の一つであった北海道ドレスメーカー学院の設置者変更を行い、本法人の設置校は北翔大学及び北翔大学短期大学部のみとなった。これまでの学校法人浅井学園名は北海道ドレスメーカー学院を設置校に加えた北海道浅井学園が継承し、本法人は「学校法人北翔大学」に名称変更を行った。法人名称並びに設置校の変更を機に改めて建学の精神並びに教育の理念を確認した。コロナ禍にあって大学においても教育指導の技術や方法、学生支援の在り方など迅速で大胆な改善対応が不可欠な現状であり、平成 29（2017）年に建学の精神の今日的定義を行ったように、日常的に建学の精神や教育の理念を点検、共有し理解を深めていかなければならない。

建学の精神や教育目的を実現するために、教育目標や三つの方針が学科において互いに関連し一体となるように定め、教育活動を推進するとともに教育の質保証に努めている。また、学習成果の向上や地域・社会への貢献活動の充実を図るためには、本学の教育理念に基づく教育方針が更に広く社会に浸透することが必要であるため、本学の建学の精神をはじめとする、教育目標、学習成果及び三つの方針の学内外への表明を強化していくことが課題となる。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

<根拠資料>

- 提出資料
- 1 学生便覧 2022
 - 2 大学案内（アドミッションガイドを含む） ①2022 ②2023
 - 6 北翔大学短期大学部学則（令和 4 年度）
 - 7 ホームページ
 - ① 情報の公表
 - ② 短期大学部

- ③ ライフデザイン学科
- ④ こども学科
- 8 講義要項（シラバス）①1年次 ②2年次
- 9 履修カルテ（こども学科・教員用）
- 10 各種評価関連表簿（こども学科）
 - ① 建学の精神、教育理念、教育目的、教育目標、学習成果、学年目標と学びの過程等
 - ② 学習成果、ディプロマ・ポリシーとの関連を示したカリキュラム・マップ
 - ③ カリキュラム・マップ
 - ④ 学習・学生生活に関するチェックシート
 - ⑤ 学修過程と成績
 - ⑥ 各期の振り返りと次期へ向けて
 - ⑦ 保育士資格の授業科目及び単位修得状況
 - ⑧ 幼稚園教諭2種免許状の授業科目及び単位修得状況
 - ⑨ 小学校教諭2種免許状の授業科目及び単位修得状況
 - ⑩ 履修カルテ（学生用・〈自己評価シート〉）
 - ⑪ 学習成果（5つの実践力）自己評価のためのルーブリック
- 11 学外実習評価（こども学科）
- 12 キャリアパンフレット（こども学科）

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に込えているか定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-1 の現状>

本学では、建学の精神に基づき、学則第2条に教育目的を「本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところにより、本学の教育理念である「愛と和と英知」を根本にすえ、広い知識を授け、実践を重視した専門の学芸を教授研究するとともに、優れた職業人として、社会に貢献する人材を育成し、もって文化の向上、社会の福祉及び地域の発展に寄与することを目的とする。」と定めている。

各学科の教育目的と教育目標は、本学の建学の精神、教育理念、教育目的に基づき、明確に示している。

各学科の教育目的と教育目標は、以下のとおりである。

| |
|-------------------------------|
| 〈ライフデザイン学科〉 「教育目的」（学則第2条2） |
|-------------------------------|

ライフデザイン学科は、教養教育、キャリア教育を通じて社会人としての基礎力を身につけ、キャリアデザイン、ファッション、舞台芸術に関わる専門的知識・技能を自己のライフデザインを描きながら学び、地域・社会で活躍する人材の育成を目的とする。

「教育目標」

自らの課題を探求し、その課題を解決するための、総合的な判断力、実践力を身に付け、将来にわたって、自己を生かそうとする人材の育成を目指し、下記の目標を掲げる。

- ① 広い教養と職業的スキルを持つ社会人の育成
- ② 地域・社会と協調し、主体的に貢献する人材の育成
- ③ 感性豊かな、魅力ある人間性を養う教育

〈こども学科〉

「教育目的」(学則第2条3)

こども学科は、一般教養に関する広い知識を学ぶとともに、こどもの理解、こどもを取り巻く環境や社会的課題及び子育て支援に関する専門的学芸・技術を学び、教育・保育等に関わる優れた実践力を有する人材の育成を目的とする。

「教育目標」

こどもの保育や教育及びこどもに関する諸課題に適切に対処できる技術や実践力を身に付けた人間性豊かな人材の育成

各学科の教育目的・目標は、ホームページ(提出7)、学生便覧(提出1)等に明示し、学内外に周知している。学生には、新入生オリエンテーション、在学生オリエンテーション、個人面談等の中で周知し、理解を深めるようにしている。

また、こども学科では、各学年の段階的な学習成果を明確に示すために、学年の目標を掲げている。1年次の目標を「感性豊かな保育者・教育者をめざして、幅広い教養と専門性を身に付ける」、2年次の目標を「保育実習・教育実習の取り組みをとおして専門性を深め、優れた実践力・応用力と課題解決能力を身に付ける」とし、1年次前学期を「基礎期」、1年次後学期を「充実期」、2年次前学期を「実践期」、2年次後学期を「発展期」として段階的な学習過程を定め、学生が学習成果を上げられるよう配慮している。

教育目的・目標に基づく人材養成や教育展開等が地域・社会の要請に答えられているかについては、卒業生就職先企業アンケート、卒業生アンケートや学外実習評価(こども学科)等を参照し、各学科で定期的に点検と見直しを図っている。

[区分 基準 I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。

(4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

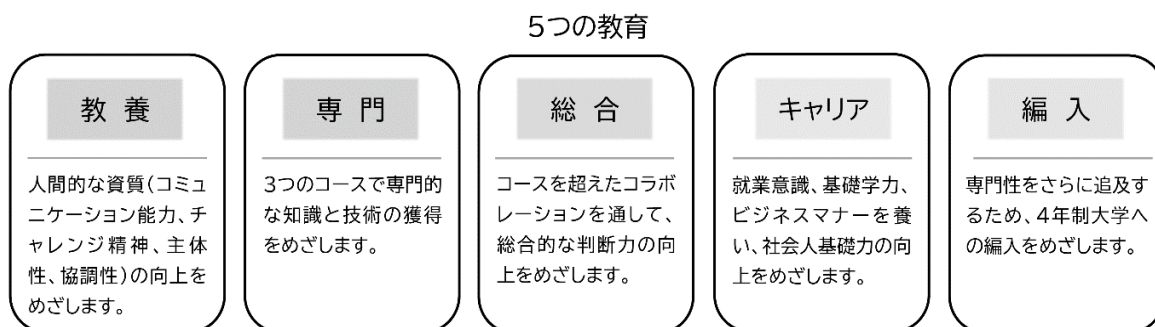
<区分 基準 I-B-2 の現状>

本学の学習成果は、建学の精神、教育目的・目標のもと、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び各科目の到達目標として定めており、ホームページ（提出7）、学生便覧（提出1）、シラバス（提出8）等で学内外に示している。

また、学科ごとに学びを通して身に付ける力を以下のように示し、学習成果についての理解を深めるようにしている。

ライフデザイン学科では、「教養教育」「専門教育」「総合教育」「キャリア教育」「編入教育」の5つの教育を柱に幅広い教養と豊かな人間性を身に付けるための総合的な教育を目指している。

「教養教育」では、コミュニケーション能力、チャレンジ精神、主体性、協調性といった人間的資質の向上、「専門教育」では、キャリアデザインコース、ファッションコース、舞台芸術コースの3つのコースにおける専門的知識と技術の修得、「総合教育」では、専門的知識・技術を生かしたコースを超えたコラボレーションを通して、自らの課題解決と総合的な判断力の向上を目指している。「キャリア教育」では、就業意識、基礎学力、ビジネスマナーなど社会人基礎力の向上を、「編入教育」では、短期大学の2年間で培った専門性を生かし、更に学問を追及する意欲の向上を目指している。

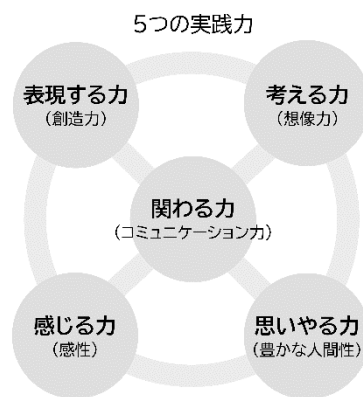


こども学科では、以下の学習成果を明文化している。

「学習成果」

こどもの保育や教育及びこどもに関する諸課題に適切に対処できる技術や実践力を身に付けた人間性豊かな保育者・教育者として地域社会で活躍できるように、保育と教育に関する専門的知識と技術を習得する。また、演習や行事等を通して感性を豊かにし、保育・教育に関わる5つの実践力（「表現する力（創造力）」

「考える力（想像力）」「感じる力（感性）」「思いやる力（豊かな人間性）」「関わる力（コミュニケーション力）」を身に付ける。



さらに、学習成果の指標としている「5つの実践力」とディプロマ・ポリシーの関連、

ディプロマ・ポリシーと各科目の関連を「学習成果、ディプロマ・ポリシーとの関連を示したカリキュラム・マップ」(提出 10-②) に示している。こども学科の学習成果はホームページ各種評価関連表簿(提出 10)、キャリアパンフレット(提出 12) に示している。

学生には、新入生オリエンテーション、在学生オリエンテーション、各授業等の中でこれらの学習成果を周知し、理解を深めるようにしている。

学習成果の指標の点検については、学校教育法に照らして点検している。学校教育法第 108 条では、「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とする」と規定しているが、本学ではこれに則し、学則第 2 条で教育目的を以下のように示している。

【学則】

第 2 条 本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところにより、本学の教育理念である「愛と和と英知」を根本にすえ、広い知識を授け、実践を重視した専門の学芸を教授研究するとともに、優れた職業人として、社会に貢献する人材を育成し、もって文化の向上、社会の福祉及び地域の発展に寄与することを目的とする。

この教育目的を達成するために、学科ごとに教育目標と具体的な学習成果を示しており、到達レベルについては、GPA、各科目の成績、ポートフォリオ(ファイル「キャリアデザイン」、各種評価関連表簿)、授業改善アンケート、卒業生就職先企業アンケート、卒業生アンケート、免許・資格取得状況、就職率、インターンシップ成果報告会(ライフデザイン学科)、専門ゼミ作品発表会(ライフデザイン学科)、履修カルテ(学生用・〈自己評価シート〉)(提出 10-⑩)、学習成果(5 つの実践力)の自己評価のためのルーブリック(こども学科)(提出 10-⑪)等の結果をもとに各学科で定期的に点検し、教育改善に活用している。

[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針(三つの方針)を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I-B-3 の現状>

本学短期大学部の三つの方針は、建学の精神、教育理念に基づき、定められている。短期大学部の三つの方針は、以下のとおりである。

【卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)】

短期大学部の教育理念が掲げる行動力・社会力・総合力を身に付け、本学の卒業生としてふさわしい人材の育成を目指し、達成度を評価して学位を授与します。

【教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)】

人間基礎力と実践力が身に付くようにカリキュラムを編成し、実習や行事等を準備

しています。免許・資格取得に必要な科目を用意し、学修形態は基礎と応用、理論と演習のバランスのとれた教育課程を編成しています。

【入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）】

短期大学で学ぶ明確な目的と課題をもち、それを達成しようとする意欲のある人材を受け入れます。

上記の短期大学部の三つの方針に基づき、各学科の教育目的・目標のもと、各学科の三つの方針を定めている。各学科の三つの方針は、2016（平成 28）年に、学科会議、運営企画会議等で議論を重ねて策定し、一体的な整合性を図ることができた。具体的には、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）において、卒業までに学生が身に付ける資質・能力等として、「知識・理解」、「思考・判断」、「関心・意欲・態度」、「技能、表現」の項目を定め、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）において、ディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成するための教育内容、教育方法及び教育評価について定めている。また、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）においては、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえるとともに、高等学校までの学力を念頭に置き、入学前に身に付けるべき資質・能力や入学後の学習への興味や意欲等について定めている。

これらの三つの方針に基づいて、各学科において、学生の目標・目的に合わせたコース制を整備し、ライフデザイン学科ではビジネス、ファッション、舞台芸術、こども学科では保育、教育などの多様な専門家を目指した教育を展開し、教育・学生指導にあたっている。また、平成 30（2018）年には、各学科の教育課程について、学生が計画的に学べるように、カリキュラムマップを作成して示し、学習成果の可視化を図った。さらに、こども学科では、令和 4（2022）年度入学生より卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と各科目の関連を示したカリキュラムマップ（提出 10-②）も整備して、学生のディプロマ・ポリシーの達成、学習成果の獲得を支援する体制を整えた。

これらの三つの方針は、ホームページ、大学案内や学生便覧等に、カリキュラムマップはホームページ、オリエンテーション配布資料等に掲載し、学生に周知すると共に、各学科において、新入生オリエンテーションや在学生オリエンテーション、授業時等の機会あるごとに反復的に説明を行っている。また、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）については、学生募集要項に記載して公表している。

＜テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題＞

本学の学習成果の指標は、建学の精神、教育目的・目標のもと、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び各科目の到達目標として定めているが、短期大学部としての学習成果を明文化していない点が課題である。また、学習成果を焦点とした体系的な教育課程を示すための具体的な対策の検討と整備、それを基にしたカリキュラムマップの見直しも喫緊の課題である。

学習成果の到達状況については、GPA、各科目の成績、履修カルテ、ポートフォリオ（ファイル「キャリアデザイン」、各種評価関連表簿）、学習成果の自己評価（ループブック）、授業改善アンケート、卒業生就職先企業アンケート、卒業生アンケート、免許・資格取得状況、就職率等の結果をもとに点検しているが、これらの結果を一元化するシステ

ムを構築し、学習成果の可視化をより充実させることが課題である。

＜テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項＞

特になし。

〔テーマ 基準 I-C 内部質保証〕

＜根拠資料＞

提出資料 13 北翔大学 点検評価規程

備付資料 7 2018～2020 自己点検・評価報告書

8 年次報告書 ①令和 2（2020）年度 ②令和 3（2021）年度
③令和 4（2022）年度

9 令和 4（2022）年度 高大連携協定校との情報交換会実施報告

10 授業改善アンケート

11 FD 活動報告書

12 学生 FD 活動報告書

13 卒業生懇談会ヒアリング記録（こども学科）

〔区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

＜区分 基準 I-C-1 の現状＞

点検評価については学則第 3 条に規定し、大学・大学院及び短期大学部共通の「北翔大学点検評価規程」（提出 13）を整備し、点検評価規程に点検評価委員会の設置を規定している。

【点検評価規程】

（点検評価）

第 3 条 本学は、教育研究水準の向上に資するとともに、本学の目的を達成するため、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、前項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、学校教育法の定めるところにより、一定の期間ごとに認証評価機関による評価を受けるものと

する。

3 前 2 項の点検及び評価の実施等に関し必要な事項は、北翔大学点検評価規程に定める。

点検評価委員会は、委員長の学長をはじめ、副学長、研究科長、学部長、学科長、図書館長、各センター長（大学、研究科及び大学付設のセンター長、研究所長を除く）、各オフィス長、事務局長及び総務部長で構成する全学的な組織である。

また、点検評価委員会は、円滑な運営を図るため必要に応じて小委員会及び専門委員会を置くことができ、また、各機関及び各部門に必要に応じて個別の委員会及び小委員会を置くことができることとしている。

各学部、学科、センターにおいては、教授会、学科会議、センター運営委員会等を通して日常的に自己点検・評価を行っている。各種会議を通して全教職員が自己点検評価活動に関与しており、事務局各部署を含め毎年度、自己点検・評価を行い、事業報告書を提出し、理事会の承認を得ている。その後、点検評価委員会による評価を付し、年次報告書（備付 8）として作成し、本学ホームページ上で公表している。

また、本学独自の自己点検・評価報告書（備付 7）の作成は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の評価基準に準拠して、原則として 3 年ごとに実施している。点検評価委員会において、点検評価等の結果について整理及び分析を行い、理事長に報告するとともに、広く周知を図ることができる方法により、可能な限り学内外に公表することと規定しており、本学ホームページ上で公表している。このように、本学では毎年自己点検・評価を行って内部質保証に取り組んでいる。

点検評価規程には、自己点検評価結果の成果は、学長が本学全体に共通する事項で、改善することが適当と認められるものについては、関連する学内機関に諮るとともに、その内容により改善策を理事長に提案すること、各機関又は各部門に固有の事項で、改善することが適当と認められるものについては、当該機関に改善を勧告することができること、委員会構成員、特に各機関及び各部門の長は、点検評価の結果を真摯に受け止め、各分野における諸活動の水準の向上とその活性化に努めること、理事長は、学長の報告又は提案に基づき、必要な事項については改善のための指針を示し、人的、物的、財政的な措置を講じるように努め、本学の教育研究環境の改善を推進することを規定している。

高等学校等の関係者からは、連携協定校との情報交換会（備付 9）を年度末に実施し本学の教育研究活動、学生支援や連携事業等について忌憚のない意見を聴取している。また、アドミッション・コーディネーター及びアドミッションセンター職員による高校訪問においても広く意見を聴取し、アドミッションセンター運営委員会や運営企画会議等を通じて共有し改善向上に役立てている。

【区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。

- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

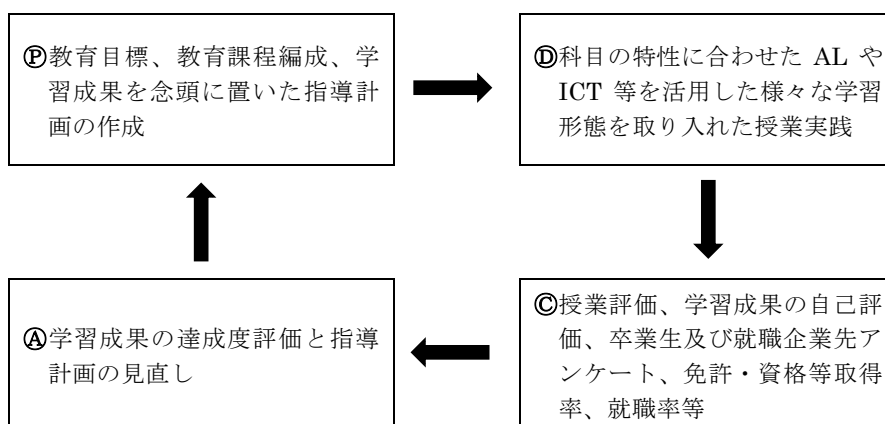
<区分 基準 I-C-2 の現状>

本学では、学校教育法施行規則第 165 条の 2 の規定に基づき、教育目標、学習成果及び三つの方針を学科レベルで策定し、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に則した教育課程を編成して展開している。学習成果を焦点とする査定の手法については、教育課程レベルでは、GPA、単位修得状況、卒業要件達成状況、学外実習等評価、免許・資格等取得状況、進路状況、卒業生及び就職先企業へのアンケート、ポートフォリオ（ファイル「キャリアデザイン」、各種評価関連表簿）、こども学科の学習成果（5 つの実践力）の自己評価のためのルーブリック等がある。科目レベルでは、入学前学習、成績評価、授業改善アンケート（備付 10）等があり、これらの評価結果の検証をもとに、学習成果の獲得や向上を目指した授業計画や方法、シラバス等の改善を図っている。これらの情報をもとに、各学科において、学期ごと、年度ごと等、状況に応じた検証を行い、査定の手法と内容の改善に向けた取り組みを継続的に行い、教育の向上・充実につなげている。

【学習成果を焦点とする査定の手法】

| | |
|---------|--|
| 教育課程レベル | <ul style="list-style-type: none"> ・ GPA ・ 単位修得状況 ・ 卒業要件達成状況 ・ 学外実習等評価 ・ 免許・資格等取得状況 ・ 進路状況 ・ 卒業生及び就職企業先へのアンケート ・ ポートフォリオ（キャリアデザイン、各種評価関連表簿） ・ 学習成果の自己評価（ルーブリック） 等 |
| 科目レベル | <ul style="list-style-type: none"> ・ 入学前学習 ・ 成績評価 ・ 授業改善アンケート 等 |

教育の向上・充実のために、以下の流れで PDCA サイクルを機能させている。教育目標、教育課程編成、学習成果を念頭に置いた指導計画の作成を行い、その指導計画に基づいて科目の特性に合わせた様々な学習形態を取り入れた授業実践を行う（アクティブ・ラーニングや ICT の活用等）。その後、学生による授業改善アンケート、ポートフォリオやルーブリックを活用した学生の自己評価の実施、また、卒業生及び就職先企業に対するアンケート調査の実施、免許・資格等取得率、就職率等から学習成果の達成度を総合的に評価した上で、次期の教育内容の改善を図っている。



学校教育法や短期大学設置基準等の関係法令の変更などの対応については、全学または

学科レベルで迅速に対応している。必要に応じて、理事長、学長のもと、各種センターやオフィス、事務局、学科等が連携し、法令を遵守している。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

全学的な取り組みとしては授業評価や卒業生及び就職先企業アンケート等を実施し、各学科における取り組みとしてはポートフォリオ等を活用して、学習成果の到達度を査定しているが、アセスメント・ポリシーを策定し、PDCAの構築を見直すことが喫緊の課題である。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項>

特になし。

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の認証評価における行動計画の実施状況は以下のとおりである。

(1) 建学の精神、教育理念の解釈、学位授与などの三つの方針については、さらに時代の要請と合致しているか、不断の点検を行っていく。

〈実施状況〉

建学の精神、教育理念の解釈、学位授与などの三つの方針については、不断の点検を行っている。建学の精神については、学園の創立時と変わらないものの、その解釈については、男女共学制への移行や、大学名称の変更にかかわり、教授会、理事会等の審議を経て「社会人として相応しい職業的スキルと幅広い教養を身につけた、自立できる社会人の育成」として学内での共通理解とした。さらに、平成 29（2017）年 3 月には、理事会において、建学の精神の今日的意義について確認し、「常に変化する社会に向かって真摯にかつ創造的に対応できる人材の輩出をめざし、より高い専門性と幅広い教養を身につけた、自立できる社会人の育成」を、建学の精神の今日的定義とすることとした。学位授与などの三つの方針については、学科の教育目的・目標のもと、平成 28（2016）年に、現在の形に策定し、一体的な整合性を図ることができた。今後も点検を続けていく。また、建学の精神と教育効果を広く社会に広報していくために、ホームページは定期的に更新やコンテンツの見直しを行っている。大学について、学部・学科について、学生生活について、就職・進路について等を詳しく紹介し、学生はもちろん、一般市民にも見やすく、利用しやすい工夫をしている。また、各学科の学習の取り組みや行事、部活動やサークルの情報、教員の研究成果、社会連携・生涯学習関連の記事等、全学的に積極的な発信に努めている。さらに、受験生サイトを立ち上げ、オープンキャンパスや入試情報の他、動画による学科や各種選抜制度の紹介を配信している。

(2) 学習成果の査定については、こども学科では学科としての査定の共通のスタイルを確立していく研究を進めていく。

〈実施状況〉

こども学科では、学習成果を焦点とする査定の一つとしてポートフォリオがある。これまで、「AK ファイル」(Accumulated Knowledge File「知識の蓄積」を意味するポートフォリオで講義資料や活動の成果物を保存するファイル)や「学びの足跡」(学修・生活・教育活動の軌跡ファイル)を実施してきたが、平成 30 (2018) 年度から、学習成果の自己点検に重点を置いた「各種評価関連表簿」(学習・生活に関するチェック、履修状況管理等) (提出 10) へと発展させた。また、保育者・教育者養成の観点から、ポートフォリオの見直しと改善は毎年行っている。令和 4 (2022) 年度からは、学習過程のチェックと振り返りや学習成果を測定するルーブリックを新たに策定し、各種評価関連表簿に追加した。PDCA サイクルを効果的に活用し、今後も査定手法についての研究を継続して教育の向上と充実を図っていきたい。

(3) 自己点検評価においては、毎年度作成している事業計画・事業報告についても期中の予算執行状況報告にあわせて、事業計画の実施状況、前年度の評価を踏まえた今後の取り組み予定の修正等を行うとともに、年次報告書及び自己点検・評価報告書の評価基準との統一化を図り、PDCA サイクルをより可視化することによって本学の教育研究活動を活性化していく。

〈実施状況〉

毎年度作成している事業計画・事業報告については、期中の予算執行状況報告にあわせて、事業計画の実施状況、前年度の評価を踏まえて今後の取り組み予定の修正等を行いながら実施し、年次報告としてまとめ公表している。年次報告書と自己点検・評価報告書の評価基準との統一化については実施できておらず課題のまま残っているが、内容面では評価基準を意識して各学科において PDCA サイクルを効果的に活用し、教育研究活動の推進、活性化に努めている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

学習成果をさらに可視化するために、統合データベース Tableau (タブロー) を導入し、入学から卒業までの情報を統合し、学習成果の分析を行う準備を進めている。査定手法をより体系化するため、アセスメント・ポリシーを策定し、データベースを基にあらゆる角度からの分析を行い、建学の精神をはじめ、教育目的、教育目標、学習成果、三つの方針等が授業の到達目標やルーブリックとの整合性が図れているかどうか、組織的に精度の高い点検ができるシステムを構築していく。同時に、学習成果を焦点とした体系的な教育課程を示すための具体的な対策の検討と整備と、それを基にしたカリキュラムマップの見直しを行う。

地域の活性化に貢献することは、地域との交流から育まれる優秀な人材づくりにつながる積極的な教育効果があると捉えている。今後も本学の建学の精神に掲げる「自立できる社会人」を育成していくために、地域・社会貢献活動をさらに活発に推進していく。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

〔テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程〕

＜根拠資料＞

- 提出資料
- 1 学生便覧 2022
 - 2 大学案内 ①2022 ②2023
 - 7 ホームページ
 - ① 情報の公表
 - ② 短期大学部
 - ③ ライフデザイン学科
 - ④ こども学科
 - 8 講義要項（シラバス）2022 ①1年次 ②2年次
 - 9 履修カルテ（こども学科・教員用）
 - 10 各種評価関連表簿（こども学科）（①～⑪）
 - 10-③ カリキュラム・マップ
 - 12 キャリアパンフレット（こども学科）
 - 14 学科独自パンフレット ①ライフデザイン学科 ②こども学科
 - 15 学生募集要項（願書挟み込み） ①2022 ②2023
 - 16 令和4（2022）年度 学事日程
 - 18 入学前学習支援プログラム
 - 19 入学前学習課題（こども学科）
- 備付資料
- 13 卒業生懇談会ヒアリング記録
 - 14 ファイル「キャリアデザイン」（ライフデザイン学科）
 - 15 インターンシップ成果報告論集（ライフデザイン学科）
 - 16 卒業生アンケート
 - 17 就職先企業アンケート

〔区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ① 卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅱ-A-1の現状＞

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、各学科の教育目的、教育目標に基づいて、それぞれの専門分野の学習を深め、職業的スキルと幅広い教養、地域社会で活

躍できる人材となり得ることを学習成果と一体的に示している。

各学科の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、以下のとおりである。

〈ライフデザイン学科〉

【知識・理解】

- (1) 感性豊かな、魅力ある人間性を持ち、社会人としての幅広い教養を身に付けている。
- (2) キャリアデザイン、ファッション、舞台芸術のいずれかの専門分野での学修を通して、社会に参加していくための実践的な智恵を身に付けている。

【思考・判断】

- (3) 自らのライフステージにおいて課題を設定し、その課題を解決するために、専門分野での学修を敷衍し、考察することができる。

【関心・意欲・態度】

- (4) 地域社会において、積極的に自身の学修成果を還元することができる。
- (5) 他者を尊重し、共生社会の実現に寄与することができる。

【技能・表現】

- (6) 専門分野での学修を通して、高い職業的スキルを身に付けている。
- (7) 自身の考えや立場を他者に伝え、他者との調整ができるコミュニケーション能力を身に付けている。

〈こども学科〉

【知識・理解】

- (1) 感性豊かな、魅力ある人間性を持ち、社会人としての幅広い教養を身に付けている。
- (2) 保育・教育の分野及び保育、教育いずれかのコースでの専門的な学修を通して、保育者・教育者として社会に参加していくための実践的な知恵を身に付けている。

【思考・判断】

- (3) 自らの生涯設計において課題を設定し、その課題を解決するために、専門的な分野での学修を生かし、社会に役立てようと考察することができる。

【関心・意欲・態度】

- (4) 教育現場及び地域社会において、積極的に自身の学修成果を還元することができる。
- (5) 他者を尊重し、共生社会の実現に寄与することができる。

【技能・表現】

- (6) 保育者・教育者をめざす専門分野での学修を通し、高い職業的スキルを身に付けている。
- (7) 自身の考えや立場を他者に伝え、他者との調整ができるコミュニケーション能力を身に付けている。

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、ホームページや学生便覧（提出 1）に掲載し、学生に周知すると共に、入学後のオリエンテーション時に各学科において説明している。また、「基礎教育セミナー I」等の授業時やクラスオリエンテーション等で機会あるごとに反復的に説明を行っている。

卒業の要件については、学則第 61 条及び第 62 条に規定している。

【学則】

第 8 節 卒業要件及び学位授与

（卒業の要件）

第 61 条 本学の卒業要件は、本学に 2 年以上在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得することとする。

（卒業の認定）

第 62 条 卒業の認定は、前条に規定する卒業要件を満たした学生について、教授会の議を経て、学長がこれを認定する。

2 卒業の時期は、学年又は学期の終わりとする。

（学位の授与）

第 62 条の 2 前条の規定により卒業の認定を受け、本学を卒業した者に対し、短期大学士の学位を授与する。

2 短期大学士の学位の授与に関し必要な事項は、北翔大学短期大学部学位規程の定めるところによる。

単位の授与については学則第 42 条、成績評価の基準については第 49 条及び第 50 条に規定している。

【学則】

第 5 節 教育課程及び履修方法等

（単位の授与）

第 42 条 一の授業科目を履修し、予め定められた成績評価基準に基づく判定に合格した学生に対しては、担当教員の認定により、所定の単位を与えるものとする。

2 学費等未納の者については、単位は与えない。

3 授業科目について、欠席時数が当該授業科目の実授業時間の 3 分の 1 を超える者については、単位は与えない。

第 6 節 成績評価基準及び成績判定

（成績評価基準）

第 49 条 第 42 条第 1 項に規定する成績評価基準は、科目試験、論文試験、口頭試問、実技試験、課題評価、作品評価及び受講態度評価等を組み合わせ、予め定めるものとする。

2 前項に定める科目試験の実施等に関し必要な事項は、北翔大学試験に関する規程の定めるところによる。

（成績判定）

第 50 条 前条第 1 項に規定する試験の成績評価は、S（秀） [100 点～90 点]、A（優） [89 点～80 点]、B（良） [79 点～70 点]、C（可） [69 点～60 点] 及び D

(不可) [59点以下] の評語をもって判定し、S、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

免許・資格（教育職員免許状、保育士資格、その他の資格）の取得の要件については、学則第63条、第64条及び第65条に規定している。

【学則】

第9節 教育職員免許状及び資格の取得

（教育職員免許状）

第63条 本学において、取得することができる教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する教育職員免許状（以下「免許状」という。）の種類及び免許教科は、次の表に掲げるとおりとする。

| 学 科 | 免許状の種類 |
|-------|------------|
| こども学科 | 小学校教諭2種免許状 |
| | 幼稚園教諭2種免許状 |

2 前項に規定する免許状を得ようとする学生は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所定の科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

3 免許状の取得に関し必要な事項は、北翔大学短期大学部教職課程履修規程の定めるところによる。

（保育士資格の取得）

第64条 こども学科に所属し、保育士の資格を得ようとする学生は、児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める所定の科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

2 保育士資格の取得に関し必要な事項は、北翔大学短期大学部保育士養成課程履修規程の定めるところによる。

（その他の資格取得）

第65条 前2条に規定する免許状及び資格の取得のほか、本学において取得することができる任用資格及び認定資格等の取得に関し必要な事項は、それぞれの資格等の種類に応じて定める当該資格等の取得に関する履修規程の定めるところによる。

両学科において、社会人基礎力となる教養と実践力を身に付けるカリキュラムを編成しており、学生が学習成果を獲得できるように各種の資格や免許の取得を可能としている。ライフデザイン学科では、キャリアデザイン、ファッション、舞台芸術のいずれかの専門分野の学習を通して、自らの将来をデザインしていくためのカリキュラムを設定し、ITパスポート検定、コンピュータ会計能力検定、秘書検定、ビジネス文書検定、ファッションビジネス能力検定等の取得を目指すことができる。こども学科では、学位の授与とともに、保育士、幼稚園教諭2種、小学校教諭2種の免許・資格の取得を可能とするカリキュラムを設定しており、専門職の養成を行っている。本学の建学の精神が目指している社会貢献を果たすための普遍的な能力と職業的技能を明示した卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、社会的・国際的通用性を有しているといえる。

点検については、毎年、事業計画の策定及び事業報告のまとめにおいて点検評価を継続実施している。学科ごとに事業計画に基づいた自己点検評価を行い、さらに、点検評価委

員会において自己点検評価を行い、年次報告書としてまとめ、学内外に公表している。点検評価の項目においては課題等も明示し、改善につなげている。

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、教育課程の編成を行っている。各学科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は、以下のとおりである。

〈ライフデザイン学科〉

本学科では、ディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成するため、以下の方針に基づき教育課程を編成します。

【教育内容】

- (1) 短期大学部共通科目では、短大での学修への導入科目として「基礎教育セミナーⅠ」、「基礎教育セミナーⅡ」を配置する他、英語、情報機器操作の基礎を修得する科目を配置している。
- (2) コース共通科目の必修4ユニットでは、本学科の5つの教育の柱である教養・専門・総合・キャリア・編入教育を理解するための「ライフデザイン」、「キャリアデザイン」等の科目を配置、2年次に配置される「専門ゼミⅠ」、「専門ゼミⅡ」では、各自が設定した課題について、1年間研究し、論文、作品として成果物の発表を行う。
- (3) コース共通科目の選択4ユニットでは、併設の北翔大学との連携により、デザ

イン・美術・健康づくり・第2外国語等の科目を配置し、幅広い教養を身に付ける。また、本学科の特色の1つである地域密着型インターンシップ科目として、「インターンシップⅠ」「インターンシップⅡ」を配置している。

- (4) コース専門科目のキャリアデザイン4ユニットでは、経済・経営・秘書・会計・簿記・地域等に関わる科目を配置し、学期・年次進行に伴い、基礎から発展へと段階的に学修できる体系としている。
- (5) コース専門科目のファッション4ユニットでは、理論・作品制作・ビジネス・ファッションショー構成等に関わる科目を配置し、学期・年次進行に伴い、基礎から発展へと段階的に学修できる体系としている。
- (6) コース専門科目の舞台芸術4ユニットでは、バックステージ・演技・声優・ダンス等に関わる科目を配置し、学期・年次進行に伴い、基礎から発展へと段階的に学修できる体系としている。

【教育方法】

- (1) コース専門科目では、双方向型授業展開を重視し、Plan→Do→See→Thinkのサイクルの循環により、知識・スキルを高める学修を行っている。
- (2) コース専門科目では、学内外における実習を多数設定し、学修内容を実践する機会を用意している。特に、地域や異世代と交流し知見を拓けさせる実習を重視している。
- (3) 学科独自ツールである「履修記録ノート」により、入学時からの目標設定と学期末、年度末等の節目における達成度の確認を行っている。
- (4) 担任制度により、入学時、学期末、年度末等の節目に面談を行い、学修状況確認と卒業後の進路について指導を行っている。

【教育評価】

- (1) 各授業科目において、ディプロマ・ポリシーに掲げた資質や能力を修得させるために、カリキュラム・マップ上の科目の位置付けを考慮した総合的な評価を行う。
- (2) 総合的な評価は、各授業科目の特性に応じ「筆記試験」、「実技試験」、「課題評価」、「作品評価」、「受講態度」、「確認テスト」、「発表」等を組み合わせて多角的に行う。実習を含む科目では、実習への取組状況や積極性、貢献度等も含めて評価を行う。

〈こども学科〉

本学科では、ディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成するため、以下の方針に基づき教育課程を編成します。

【教育内容】

- (1) 短期大学部共通科目では、短大での学修への導入科目として「基礎教育セミナーⅠ」、「基礎教育セミナーⅡ」を配置する他、英語、情報機器操作の基礎を修得する科目を配置している。
- (2) コース共通科目では、保育士関連科目、保育士・幼稚園教諭関連科目、幼稚園・小学校教諭関連科目等を配置し、保育士資格、教員免許状等取得に必要な

知識や実践力を段階的に学ぶことができるよう教育課程を編成し、保育者・教育者の土台作りを行っている。

- (3) コース共通科目での学びを通して、「社会福祉主事任用資格」の取得を位置付けている。
- (4) コース専門科目では、各コースの専門性を伸ばすべく、より高度で専門的な科目を配置し、学びの深化を図っている。
- (5) コース専門科目での学びを通して、保育コースでは「幼児体育指導者検定 2 級」、「幼稚園・保育園のためのリトミック指導資格 2 級・1 級」いずれかの取得を位置付けており、教育コースでは「こども環境管理士 2 級」の取得を推奨している。
- (6) このように、学科横断的なコース共通科目そして専門性を重視したコース専門科目へと 2 年間で段階的に学修できる体系としている。

【教育方法】

- (1) 0 歳から 18 歳までの発達段階に応じたこども理解や指導の方法、ならびにその年齢幅においても普遍的である教育に対する情熱やこどもに対する接し方などを、一貫して学べるようにしている。
- (2) 自主的で対話的な深い学びを重視し、知識やスキルなどの他、コミュニケーション力を高める学修を行っている。
- (3) 保育所、児童養護施設、幼稚園、小学校等での実習を設定し、学修内容を実践する機会を用意している。それらの実習では、こどもに関わり、先生方と協力して経験を深め、教育に対する意欲をさらに高めることを重視している。
- (4) 担任制度により、入学時、学期末、年度末等の節目に面談を行い、学修状況確認と卒業後の進路について指導を行っている。

【教育評価】

- (1) 各授業科目において、ディプロマ・ポリシーで示した能力や資質が育成されているかどうかを見極める振り返りを行う。また、実習での活動の様子や積極性なども含めて評価する。
- (2) 授業後に、学びの振り返りを行うなど、習熟度を学生自ら確認できるようにする。
- (3) コース共通科目、コース専門科目、実習での活動の様子、免許・資格取得状況等から、2 年間（長期履修生は 3 年間、4 年間）の学びの成果を総合的に評価する。

ライフデザイン学科の教育課程は、ライフデザイン、キャリアデザイン、ファッション、舞台芸術のユニットに配置された多様な科目で編成しており、学生自身が興味・関心や進路に合わせて、自由に組み合わせて履修することができる。一つの専門分野を集中的に学習することも、複数の分野について広く学習することも可能としており、1 年次前学期から自身のライフデザインに合わせて、キャリアデザインコース、ファッションコース、舞台芸術コースの 3 コースのうちいずれか 1 コースを選択し、社会で必要なスキルを養いながら、興味のある分野を学ぶことができる。

こども学科は、平成 26 (2014) 年度からコース制（保育コース、音楽コース、教育コ

ース)を導入し、保育者・教育者をめざすにあたり、感性と人間性を豊かにする学びや実践的・体験的な学習を重視しつつ、コース毎の特色ある学びを深めることとしている。令和2(2020)年度からは、免許と資格ごとに特化したコースへと改編し、保育コースと音楽コースを統合して、新たに、保育コースと教育コースの2コース制とした。両コース共通で保育士と幼稚園教諭の養成を行い、教育コースでは小学校教諭の免許取得も可能としている。卒業までの2年間の学習過程を4期の段階に定め(提出2 学科の特長:2年間の学び)、免許・資格の取得を目指していく上で、段階的・体系的に学習が深められるよう、学習成果に対応した教育課程を編成している。コースごとの特色ある教育としては、保育コースでは「幼児体育指導者検定」、「幼稚園・保育園のためのリトミック指導者資格」の関連科目を設置し、幼児体育の指導に強い保育者やリトミック指導ができる保育者の養成を行っている。教育コースでは小学校教諭養成に関連する科目を必修にし、就学前教育から小学校教育への接続を理解し、保幼小連携の課題に対応できる保育者・教育者の養成を行っている。平成27(2015)年度より、教育コースでは「こども環境管理士」の資格取得を推奨しており、学内で受験対策を実施している。また、行事として、芸術鑑賞会、研修旅行、新入生を迎える会、卒業生を送る会、マナー講習会、実習報告会、地域の親子を対象とした遊びの広場「こどもの国」等を行っている。関連科目において、事前事後指導も行い、保育者・教育者としての実践力の向上を目指している。令和2(2020)年度からのコロナ禍における行事は、感染状況により、中止や規模を縮小しなければならないこともあったが、オンラインを活用したバーチャル体験など工夫を凝らして実施したものもある。

本学では、単位、授業の方法、授業期間、単位の計算方法について、学則第37条第38条及び第39条で次のように定めている。

【学則】

(授業の方法)

第37条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣の定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前項の授業方法により修得する単位数は、30単位を超えないものとする。

4 第1項に定める授業を外国において履修させることができる。第2項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。

(授業期間)

第38条 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。

(単位の計算方法)

第39条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の

授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、第35条第6項に規定する卒業研究、卒業制作等の授業科目の成果については、これらに必要な学修及びその成果を評価して、単位数を定めるものとする。

卒業要件単位数は、短大共通科目の必修科目が8単位、学科専門科目の必修科目がライフデザイン学科は16単位、こども学科は15単位、その他全科目から選択した科目を合わせて62単位以上である。これらを2年間で取得するための授業科目を適切に編成し、カリキュラム・マップ(提出10-③)に示している。

単位数の上限を定めるCAP制度については、こども学科では修業年限において資格・免許取得のために必要な科目、単位数が公的に決められていることから、導入が困難であるために、本学ではこれまで導入することができていなかった。しかし、こども学科と学習支援オフィスで議論を重ね、単位の実質化のため令和4(2022)年度にCAP制度を導入することについて決定し、令和5(2023)年度入学生より適用することとした。年間の履修登録上限値は48単位で(適用外科目あり)、直前学年時の年間GPAによる加算も定め、成績状況に合わせて、より幅広く学習ができるよう設定した。

【こども学科CAP制度】

CAP制度

本学では、学生のみなさんが履修する講義・演習・実習内容について予習復習を含めて主体的に学ぶ機会を保障するために、年間で履修登録できる単位数を制限するCAP制度を導入しています。

○履修登録上限値の設定

各学年次初めに履修登録を行うことのできる年間の単位数(履修登録上限値)は48単位です。

CAP制度が適用されない科目を除き、履修登録上限値を超えて履修登録を行った科目は、後日履修踏力が取り消される、または取得単位として認定されません。

○CAP制度が適用されない科目

- ・教養科目
- ・コース共通科目のうち、両コース共通の卒業必修科目と実習科目(保育所実習I・II、施設実習I・II、教育実習)
- ・コース専門科目
- ・外国人留学生科目
- ・再履修科目
- ・その他教授会で定めた科目

○GPAに応じて履修登録上限値に加算される単位数

直前学年次(長期履修生の3年目以降は前年度)の年間GPAに応じて、履修登録上限値に下記の値を加えて履修登録を行うことができます。1年次の加算はありません。

- ・直前学年次の年間 GPA が 3.5 以上の場合は、8 単位が加算されます。
- ・直前学年次の年間 GPA が 3.0 以上かつ 3.5 未満の場合は、4 単位が加算されま
す。
- ・直前学年次の年間 GPA が 3.0 未満の場合は、単位数の加算はありません。

○備考

次年度以降、CAP 制度の運用方法が変更される場合があります。

成績評価については、講義、演習、実技、実習など授業内容により、筆記試験、実技試験、レポート、発表、作品の評価や受講態度、提出物などを組み合わせて総合的に行っている。成績の総合評価は、S（秀）[100～90 点]、A（優）[89～80 点]、B（良）[79～70 点]、C（可）[69～60 点]、D（不可）[59 点以下] の評語をもって判定し、S、A、B 及び C を合格とし、D を不合格としている。

また、GPA 制度を導入しており、学生便覧等に成績評価基準を明示し、厳格な適用に努めている。GPA 制度は、学習や実習指導への活用、学業表彰対象者の選考や就職活動に際しての判断基準等にも用いている他、教員は学生の GPA データをもとに授業改善に役立てている。

シラバス（提出 8）については、各科目において、科目名、授業形態、単位数、授業の目的（ねらい、到達目標）、授業の計画、学習形態、授業時間外の学修内容、テキスト、参考書、成績評価の方法、課題に関するフィードバックの方法、科目担当者の実務経験と科目との関連、質問への対応、科目と免許・資格の関連、その他（履修に当たっての注意事項等）を明示している。Web 上にも公開しており、パソコン等から閲覧することができる。こども学科では、シラバスの他に「学習成果、ディプロマ・ポリシーとの関連を示したカリキュラムマップ」を用いて、学生が各科目とディプロマ・ポリシーとの関連を把握し、教育課程の全体像と学習の進め方の理解を深められるようにしている。

また、短期大学での学習に対応する基礎学習力を培うために、全学的に入学者対象の入学前学習支援プログラム（文章表現力、読解力の向上等）を実施している。さらに、こども学科では、音楽（ピアノ実技と音楽基礎知識）、絵本読書（こどもに読み聞かせしたい絵本や児童文学作品を探し、入学までに読んでおく）の課題を実施し、入学前から短期大学の授業に興味・関心をもち、入学後、スムーズに授業が受けられる取組みを行っている。令和 5（2023）年度入学生からは「時事関連」として保育、教育、こどもに関するニュースの収集も課題に加えることとした。

令和 2（2020）年度より、コロナ禍のため、遠隔授業の対応が必要となり、本学で策定した危機管理行動指針と授業実施マニュアルにより、学事日程や授業計画、開講時期を再構築しながら、授業回数を確保し、教育内容の質の保証に努めた。また、使用教材や資料を自宅へ郵送したり、オンラインで受講するための環境が整っていない学生へは通信環境整備のための支援金の給付を行ったりするなど、学生の学びの支援を行った。令和 4（2022）年度は、学びの保障を第一に考え、対面授業で得られる学習効果を重視し、危機管理行動指針と授業実施マニュアルに基づきながら、感染防止対策に努め、可能な限り対面授業を基本として実施した。市中や学内の感染状況によっては、遠隔授業やハイブリッド授業を併用して実施した。市中の感染拡大の影響により、学外での実習は延期や日数変更などが発生し、予定通りに実施できなかったものもある。こども学科の教育実習や保

育実習では、所定の日数を満たすことができなかつたり、代替施設を確保することができなかつたりした一部の学生は、文部科学省、厚生労働省の通達による特別措置（学内での代替演習等）を実施し、学びの保障に努めた。

遠隔授業を行う場合は、主に Microsoft Teams や Forms、本学ポータルサイトを使用し、オンデマンド方式、テキスト方式、リアルタイム双方向方式で授業を展開し、課題の提示や回収等もオンライン上で行っている。授業内容に関する学生からの質問は、チャットやメール等でも受け付け、担当教員が丁寧に回答している。また、対面授業を行う場合も、Microsoft Teams や Forms、本学ポータルサイトを併用することで学習効果を高めている科目もある。

教育課程の見直しについては、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）とともに学科会議等で定期的に点検している。こども学科では、教育職員免許法改正に伴うカリキュラムの見直しを令和2（2020）年度から令和3（2021）年度にかけて行い、学科と教職センターで十分に精査した上で再課程認定を受けた。同時に、保育士養成課程のカリキュラムと各コースでの専門性をより高める学科推奨科目（コース専門科目「保育内容演習Ⅲ」、「小学校教育授業研究」等）の見直しも行い、令和4（2022）年度入学生から新カリキュラムをスタートしている。また、令和5（2023）年度以降の短期大学部の入学生はこども学科のみとなるため、「短大共通科目」の名称を「教養科目」に変更し2年間にわたるセミナー科目（「基礎教育セミナーⅠ・Ⅱ」「応用教育セミナーⅠ・Ⅱ」）の系列配置を整えた。

教育課程の編成については、教育目的・目標の達成を図るべく、全教科目において、担当者が最終の評価、単位の取得状況ならびに単位認定方法の検証を行っている。加えて、学生による授業評価等、教育課程を検証する多様な機会を捉え、その結果をふまえて教育課程の改善に努めている。今後は、統合データベース Tableau（タブロー）を活用した学科全体としての全教科目における最終評価の割合、単位の取得状況等の分析に基づいたさらなる検証システムの構築を行う予定である。

【区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3 の現状>

各学科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に、短大での学習への導入科目の配置を明記している。教養教育については、主に「短大共通科目」や一部の「コース共通科目」において、専門教育については「コース共通科目」及び「コース専門科目」において、主体的な学びを積み重ねていくことのできるカリキュラムを設定している。

教養教育については、具体的には必修科目である「基礎教育セミナーⅠ」（1年次前学期）

において、本学の建学の精神や教育理念を理解し、社会人として求められる文章の読み方や書き方などの基礎的な表現力や健康な生活に向けたメンタルヘルスに関する知識を身に付けるように指導している。この他、国際化・情報化の時代に対応すべく「英語コミュニケーションⅠ」、「外国の歴史と文化」、「情報機器操作Ⅰ」を短大共通科目に設定している。さらに、ライフデザイン学科では、コース共通科目で「英語コミュニケーションⅡ」、「韓国語」、「中国語」、「フランス語」等の外国語科目や、「情報機器操作Ⅱ」をはじめとする社会で活躍するための幅広い教養を身に付けることのできる科目を開設し、教養教育を学科の教育の5つの柱の一つに位置付けている。

専門教育についても各学科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に沿って設定し、教養教育と専門教育の関連については、各学科で作成しているカリキュラムマップに示している。学生および保護者が理解しやすいよう、カリキュラムマップは入学時に学生へ配布するほか、大学ホームページ（提出7）に掲載している。

教養教育の効果は、各科目の成績評価および授業改善アンケートで測定している。さらに、こども学科では学生が学期ごとに「各種評価関連表簿」を用いて自己点検を行っており、その中でも教養教育の効果測定している。

今後、学習成果をさらに可視化するため、統合データベース Tableau（タブロー）を導入し、入学から卒業までの情報を統合し、学習成果の分析を行う準備を進めている。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4 の現状>

職業教育については、教育課程の内外両面で実施しており、全学の就職・進路支援を行うキャリア支援センターと学科が連携を図りながら進めている。

教育課程外の職業教育としては、入学時からキャリア形成がスタートしていることを意識付けるために、1年次4月の新入生オリエンテーションで、入学から卒業までの2年間の在学中のキャリア形成に関する就職ガイダンスを行っている。また、2年次4月の在学生オリエンテーションでも就職ガイダンスを行い、実習や就職活動に備えた内容の指導をしている。このように、2年間にわたり、定期的にキャリアガイダンスを開催したり、適正検査を行って客観的に自己を見つめ直したりしながら、進路について考える機会を設けて、意識の向上を図っている。また、年間を通して、「就職活動対策セミナー」を開催し、内定に至るまで継続的に指導・支援を行っている。

ライフデザイン学科の学びの特色は、①自分の将来をデザインする、②自分の興味をデザインする、③自分の学びをデザインする、の3点を明示している。そして、「教養教育」「専門教育」「総合教育」「キャリア教育」「編入教育」を5つの柱としたユニット履修制

(提出 14-①) を導入し、卒業後の進路に向けた指導を備えている。

また、1 年次前学期から「キャリアデザイン」という科目を必修科目として設定し、入学当初から就業意識を高め、就職活動における必要な知識を習得すると共に、就職先企業研究や編入などの進路を考える機会を提供している。そして、それぞれの専門コースに準じた理論－演習－実践の教育を展開し、実践的スキルアップを図る機会を提供している。キャリアデザインコースでは、ビジネスワークショップ（仕入れ－販売－在庫管理－財務管理の一連を実践できる活きたビジネス教育の推進）の他、地域密着型インターンシップとして3 週間の実習を行い、その後評価－成果報告会を開催し、ビジネス教育の体制を整えている。ファッションコースでは、作品制作におけるスキルを日頃の授業により養成・向上させ、自ら制作した作品を着用して札幌市中央区にある本学の施設、札幌円山キャンパス多目的ホールで併設大学の芸術学科と合同でファッションショーを開催している。また、地域高齢者向けのウェディングドレスを制作し、高齢者向けウェディングファッションショーの開催や障がい者向けファッションの制作、ショーを開催するなど、ファッションを通じた地域課題貢献にも寄与している。舞台芸術コースでは、併設大学の芸術学科と合同で日頃の学習成果を年数回開催される舞台公演として発表している。学生はキャスト側とスタッフ側の両役割を経験することで、個々の責任を果たすことの重要性を学び、舞台を介した職業教育に取り組んでいる。

ライフデザイン学科は、専門性が明確なコース構成がされており、それぞれの学びの集大成と言える企画・イベント形式で開催し成果発表を実施している。そして、反省や改善点を検討し、次につなげている。また、専門教育科目についても科目ごとの効果測定および評価を実施し、改善へとつなげている。

令和 4（2022）年度はコロナ禍のため、規模を縮小したのもあったが、仕入れ・販売実践やファッションショー、舞台公演等を開催し、学びの充実を図ることができた。

こども学科では、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭を養成する専門教育を短大共通科目、学科専門科目（コース共通科目、コース専門科目）のすべてで展開している。学科推奨科目としている 2 年次の「応用教育セミナーⅠ」と「応用教育セミナーⅡ」は、1 年次の「基礎教育セミナーⅠ」及び「基礎教育セミナーⅡ」から段階的に学べる科目として計画しており、2 年間の継続的な保育・教育に関する実践的活動を通して、社会人基礎力を育み、職業意識を高めている。専門の講師によるマナー講習会を開催し、日頃の生活態度を見直すと共に、基本的な挨拶や立ち居振る舞いなど、学外実習や就職活動においても必要となる、社会人としてのマナーを身に付けている。芸術鑑賞会等の行事の取り組みでは、感性を磨き、人生を豊かにするための心を育み、卒業後の進路や人生設計について考える力を身に付けるキャリア教育に取り組んでいる。また、保育コースでは、「幼児体育指導者検定 2 級」、「幼稚園・保育園のためのリトミック指導資格 2 級・1 級」のいずれかの取得を位置付けており、教育コースでは「こども環境管理士 2 級」の取得を推奨している。さらに、「准学校心理士」の資格を目指すこともでき、これらの検定試験合格や認定資格取得に向けた学習は、保育者・教育者としての実践力を高め、子どもと関わる活躍の幅を広げる目的がある。

令和 3（2021）年度と令和 4（2022）年度の各種検定・資格の取得者数は、以下のとおりである。

○幼児体育指導者検定 2 級、幼稚園・保育園のためのリトミック指導資格 2 級・1 級、こども環境管理士 2 級の合格者数、准学校心理士の申請者数

| | 幼児体育 指導者検定 2 級 | リトミック 指導資格 2 級 | リトミック 指導資格 1 級 | こども 環境管理士 2 級 | 准学校 心理士 |
|-------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------|------------|
| 令和 3 (2021) 年度 | 36 人 | 27 人 | 21 人 | 3 人 | 5 人 |
| 令和 4 (2022) 年度 | 58 人 | 6 人 | 17 人 | 3 人 | 0 人 |

(※資格により受験者数が異なるため取得者数の記述とし取得率は算出していません。)

職業教育の効果測定としては、保育士資格、幼稚園教諭 2 種免許状、小学校教諭 2 種免許状等の取得率とこれらの資格を生かした職種への就職状況を基に評価している。

令和 3 (2021) 年度と令和 4 (2022) 年度の保育士資格・教員免許の取得者数・取得率は、以下のとおりである。

○保育士資格、幼稚園教諭 2 種免許状、小学校教諭 2 種免許状の取得者数・取得率

(取得率は、保育士資格と幼稚園教諭 2 種免許状は全コース卒業者数で算出、小学校教諭 2 種免許状は教育コース卒業者数で算出)

| | 卒業者数 | | 保育士資格 | 幼稚園教諭 2 種免許状 | 小学校教諭 2 種免許状 |
|-------------------|-------|------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 令和 3 (2021) 年度 | 保育コース | 58 人 | 79 人 (89.8%) | 82 人 (93.2%) | 26 人 (92.9%) |
| | 音楽コース | 2 人 | | | |
| | 教育コース | 28 人 | | | |
| | 計 | 88 人 | | | |
| 令和 4 (2022) 年度 | 保育コース | 68 人 | 78 人 (83.9%) | 85 人 (91.4%) | 21 人 (84.0%) |
| | 教育コース | 25 人 | | | |
| | 計 | 93 人 | | | |

また、就職先企業を対象としたアンケート調査 (備付 17) 及び卒業生を対象としたアンケート調査 (備付 16) を全学的に行い、測定・評価を行っている。調査の結果はキャリア支援センターで分析し、その分析結果については、キャリア支援センター運営委員会や運営企画会議、学科会議を通して全学的に共有し、改善に向けて活用している。この調査結果は、併設の大学と合わせた全学的な集計であるため、より細かく分析するためには、学部や学科ごとに集計・分析ができる方法も今後検討していく必要がある。

こども学科では、前年度卒業生を対象とした「卒業生懇談会」を毎年 10 月頃に開催している。参加した卒業生から、短期大学での学びと卒業後の状況について (就業状況、仕事でやりがいを感じていることや困っていることなど) の聴取 (備付 13) や、保育所や幼稚園等の園長先生の講演や教員との懇談を通して、卒業後のフォロー・アップを行っている。コロナ禍においては、対面で開催することが難しかったため、令和 3 (2021) 年、令和 4 (2022) 年は、Web によるアンケート調査を行い、回答に応える内容と激励のメッセージを動画配信した。アンケート結果は、学科会議を通して共有し、教育の改善に向けて活用している。

[区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅱ-A-5の現状＞

本学の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）と一体的、整合的に策定しており、学習成果が入学者受入れの方針に対応づけられている。

各学科の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、「以下に示す資質、能力等を身につけた者を受け入れます」とした上で、入学前の学習成果を把握・評価を明示するために、学科ごとに具体的に明記している。

【本学の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）】

【ライフデザイン学科】

- (1) 高等学校の教育課程を修了し、高等学校卒業に相当する学力を身につけている。
- (2) 高等学校までの履修内容を通じて、聞く・話す・書くというコミュニケーション能力の基礎的な内容を身につけている。
- (3) キャリアデザイン・ファッション・舞台芸術のいずれかの専門分野に興味を持ち、修得した知識や経験を社会で役立てたいという意欲がある。
- (4) 他者の考えに耳を傾け、理解しようと努める態度を有している。
- (5) 自身の興味や考えを、論理的に考察し、他者に説明することができる。

【こども学科】

- (1) 高等学校の教育課程を修了し、高等学校卒業に相当する学力を身に付けている。
- (2) 論理的・社会的なものの見方・考え方ができる。
- (3) 保育者・教育者を目指す上で、保育、教育コースの専門的な分野に興味や関心

を持っている。

- (4) 修得した知識や経験を保育・教育現場や社会で役立てたいという目的意識や意欲がある。
- (5) 自分の考えを論理的に考察し表現するなど、コミュニケーション能力を身に付けている。
- (6) 創造したり表現したりすることの技能が備わっている。

この入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、本学ホームページ（**提出 7**）、大学案内やアドミッションガイド（**提出 2**）、学生募集要項（**提出 15**）の中に明確に示し、受験者、保護者や高校の進路指導者に印刷物とホームページを通じて周知している。

入学者受入れの方針は、入学にあたって求める学習成果の把握と評価を明確に示している。本学では、この方針に基づき入学選抜を実施しており、受験者の学習成果を適正に判定し、入学者を選抜している。すべての入試で入学に当たって求める「学力の3要素（知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性・多様性・協調性）」を受験者に明確に示し、それぞれの入試制度の特性に合わせて設定している。

入学選抜の方法は、①総合型選抜制度、②学校推薦型選抜制度（指定校推薦・一般推薦・指定スポーツ推薦）、③一般選抜制度（A 日程・B 日程）、④大学入学共通テスト利用選抜制度（A 方式・B 方式・C 方式）、⑤特別選抜制度（社会人・帰国子女・外国人留学生）を実施している。

- ① 総合型選抜制度は、入学希望者の将来の目標や学習に対する意欲、問題発見能力、応用力などを調査書、エントリーシート、課題（実技含む）、面談で評価する選抜方法である。総合型選抜制度のエントリー受付は4期に分けて行っている。希望者からのエントリー受付、次にエントリーシートを基にした希望学科の教員との1回の面談と課題を実施した後、出願案内通知を送付する。その後、願書を受付（専願）し、本人の希望学科への適性を見極めながら、調査書・エントリーシート・課題・面談により判定し選抜している。
- ② 学校推薦型選抜制度は、本学が指定する高等学校または中等教育学校の生徒を対象とした指定校推薦、出身学校長から推薦された生徒を対象とする一般推薦、本学指定の部活動またはスポーツ競技団体に、高等学校在学時所属している生徒を対象とする指定スポーツ推薦がある。いずれも本学を専願とし、出身学校長から推薦された者としている。指定校推薦は提出書類（調査書・推薦書）と口頭試問・面接、一般推薦は提出書類（調査書・推薦書）と小論文・面接、指定スポーツ推薦は提出書類（調査書・推薦書・本学及び高校のクラブ顧問連名の推薦書）と口頭試問・面接により判定し選抜している。
- ③ 一般選抜制度は、A 日程を2月、B 日程を3月に実施し、調査書・記述課題（課題1、2）・必須科目（「国語」、「図解」）により判定し選抜している。A 日程は選抜会場として、本学以外に5会場で実施している。
- ④ 大学入学共通テスト利用選抜制度は、A 方式・B 方式・C 方式を実施しており、いずれも大学入学共通テストの試験科目（「国語」、「選択1科目」）・調査書・記述課題（課題1、2）の結果で判定し選抜している。
- ⑤ 特別選抜制度は、社会人特別選抜、帰国子女特別選抜および外国人留学生特別選抜

とも、学校推薦型選抜制度と同一日程で実施している。募集人員はいずれも若干名で、出願書類と面接により選抜している。いずれも本学を専願する者としている。

ライフデザイン学科の総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜の入学選抜においては、入学受入れ方針（アドミッション・ポリシー）に対応して、教養教育、専門教育、総合教育、キャリア教育、編入教育を柱に幅広い教養と豊かな人間性を身に付ける目的意識や適性、基礎学力を重視して選抜している。

こども学科の総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜の入学選抜においては、入学受入れ方針（アドミッション・ポリシー）に対応して、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭としての目的意識や適性、基礎学力を重視して選抜している。

授業料、その他入学に必要な経費は大学案内、学生募集要項、ホームページに明示し、さらに高校訪問、進学相談会、オープンキャンパスにおいても伝えている。

入試の専門部署としてアドミッションセンターを設置し、入試、学生募集に特化し学生の受け入れに対応できるよう整備している。また、高校及び高校生、保護者とのパイプの役割を担い、オープンキャンパスや平素の学科相談会など企画・運営を行い、参加者動員に貢献している。現在のコロナ禍にあつては、学科ごとの広報紙送付のほか、SNSなどのインターネットを活用した情報発信をして、ネットワークを構築している。

受験の問い合わせ窓口はアドミッションセンターが行っているが、教育内容に対する問い合わせは、学習支援オフィスが対応している。奨学金、その他学生生活に関する質問については学生生活支援オフィスが対応している。その他、質問内容に応じて各部署が対応している。

受験に関する問い合わせは、主に電話・メール・個別大学見学で対応している。その他、高校生、保護者などが来訪するオープンキャンパスでは学科相談、体験授業、各種相談（入試、奨学金、就職・教職、住居等）の時間を設け質問に応じている。このように、様々な問い合わせに適切な対応を行っている。

高等学校関係者の意見は、アドミッションセンターが高校との連携を図るために情報収集している。アドミッションセンターでは、アドミッションコーディネーターとして高等学校校長経験者を採用しており、高校訪問等で本学全体および各学科の情報を入手し共有している。また、毎年年度末に行っている連携協定校との情報交換会（備付 9）においても高等学校からの意見や要望を聴取している。これらを踏まえて入学受入れの方針（アドミッション・ポリシー）や入試制度等の在り方について検討をするなど改善に努めている。

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

本学の学習成果は、建学の精神、教育目的・目標のもと、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び各科目の到達目標として定めている（基準Ⅰ-B-2に記載）。各科目レベルではシラバスにおいて到達目標を示すほか、講義時には目標到達までの学習過程を具体的に説明し、指導を徹底している。

ライフデザイン学科では、学習成果の可視化の観点からファイル「キャリアデザイン」（備付14）を活用して指導をしている。このファイル「キャリアデザイン」は、2年間の履修記録、資格取得及び資格に係る学び、地域活動、企業実習、就職活動などインデックスを付けて区分し、それぞれについて学生個々に自己管理できる体制を整えている。ファイル「キャリアデザイン」は、1年前学期必修科目「キャリアデザイン」開講時に学生全員に配布し、学びの計画立てに役立てて、2年間にわたり高い学習意欲を維持できるよう意識付けている。令和元（2019）年度から、従来の「履修記録ノート」からファイル「キャリアデザイン」に変更したことにより、修学の見える化が実現し、学生個別課題によるキャリアプランニングを導入し、取り組み過程を指導する体制も整った。また、就職活動や地域活動、資格取得のための学びなど数値化できない活動実績も見える化を図ることにより、学生自身が達成度を確認することができると共に、明確な時系列を鑑みて指導する体制が整った。

こども学科では、学習成果を明文化している（基準Ⅰ-B-2に記載）。学習成果は「各種評価関連表簿」（提出10）の活用によって可視化しており（詳細は基準Ⅱ-A-7に記載）、2年間の修学により獲得可能なものとしている。「各種評価関連表簿」では、各科目とディプロマ・ポリシーの関連を明記することで、科目履修がどのような学力の習得につながるのか、学生が具体的に理解できるようにしている。これらの履修（単位修得）を積み重ねることで、保育コースでは保育士資格および幼稚園教諭2種免許状、教育コースではさらに小学校教諭2種免許状を取得できる教科科目の配置としている。各科目の履修（単位修得）に加え、保育者・教育者として求められる基本的な資質・能力の習得状況の測定、学習成果の達成度を測るルーブリック評価により、学習成果を測定可能なものとしている。

【区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

＜区分 基準Ⅱ-A-7の現状＞

学習成果の獲得状況は、GPA（備付24）や単位取得状況、卒業要件達成状況、資格・免許等取得状況、進路状況、学外実習評価、就職先企業を対象としたアンケート（備付17）、卒業生を対象としたアンケート（備付16）等を活用して量的・質的に測定している。

さらに、科目レベルでは、成績評価、学生による授業改善アンケート等を活用して学生の学習成果を測定するとともに、各科目担当教員が授業改善アンケートの結果をふまえて自己評価を行い、授業改善に努めている。

ライフデザイン学科では、ファイル「キャリアデザイン」(備付 14) を活用して、2 年間の学びを記録・管理するシステムを導入している。このファイル「キャリアデザイン」は、履修記録、資格取得、資格講座受講歴、就職活動、地域活動などそれぞれ指定フォーマット化しており、学生による自己管理体系と指導教員による時系列を追った指導体系が整っている。また、ビジネス系の科目では、科目担当者の指導のもと学生個別・科目ごとの自己点検評価票を作成し、自らの講義態度・発言等について自己評価をするシステムを導入し、学生自身が自らを評価し、学習意欲向上に結びつけている。近年のコロナ禍においては、インターンシップをはじめ、外部連携による実習等は実現できなかったものがあるため、経験値を測ることは難しい状況となっているが、学内で対応できる演習・実習については、学生個々の評価はもちろん、学生自身も自らの行動で学びを体感でき、それらをキャリアデザインシートに記入していくことで、学びの足跡をつけることを可能とし、振り返りデータとして大いに活用している。

こども学科では、「各種評価関連表簿」(提出 10) を活用して学習成果の把握を行っている。学生は入学時にカリキュラムマップで卒業までの学習のプロセスを確認し、各学期の中間及び期末に学習・学生生活に関する自己点検(保育者・教育者としての基本的な資質・能力の到達状況、学習状況、今後の課題等)を行い、学期開始ごとに成績と GPA 及び単位修得状況の確認と目標設定を行っている。学生の学習の集積は科目ごとで実施され、その成果と振り返りは、成績確認の際に科目群ごとに行っている。また、各学年後学期には履修カルテ(提出 10-⑩)によって教育職員に必要な資質・能力についての自己評価・教員評価を行い、各学年末には学習成果の達成度を点検するためのルーブリック評価(5つの実践力の習得度)を行っている。これらを「各種評価関連表簿」としてファイリングし、各学期中間期には担任による個人面談を実施して指導の機会を設け、学習状況の確認と学習成果の達成度を定期的に点検している。

学科ごとの大学編入学・留学率、就職率は、キャリア支援センターで集計している。また、在籍者及び卒業生状況は、学習支援オフィスで把握している。これらのデータは、各種委員会や教授会等で報告され、全学的に情報を共有している。また、大学案内(提出 2)、キャリアパンフレット(こども学科)(提出 12)及びホームページ(提出 7-①)等で学内外に公表している。オープンキャンパスや高校訪問等でも周知・報告を行っている。

卒業生や就職先企業への調査は、前年度の卒業生と就職先企業を対象にアンケート(備付 16・17)を実施している。また、こども学科でも卒業生に対して、短期大学での学びと卒業後の就業状況について調査(備付 13)を行っており、学習成果の獲得状況を調査し、学生指導やキャリア支援の参考にしている。

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。

(2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8の現状>

組織的な就職支援体制を推進するため、キャリア支援センターでは平成 30 (2018) 年度から併設する大学と併せ、全学的に卒業生及び就職先企業等へのアンケート調査を実施している。

令和 2 (2020) 年度卒業生の就職先企業へのアンケート (備付 17) は、卒業後約 1 年後に実施し、教育学習業、医療福祉業、サービス業等から回答 (89 社/234 社、回答率 38%) を得ることができ、「対人対応能力 (65.2%)」と「周囲との協調性 (61.8%)」をかなり重視する傾向であることがわかった。また、職場での知識については、「チームの中で仕事を遂行する能力 (55.1%)」や「礼儀・マナー (57.3%)」が求められ、総体的評価では「遅刻・欠勤をしない (69.7%)」、「期限を守って仕事を処理する (42.7%)」などが高い値を示していた。本学への要望等については、「優秀な方がたくさんいらっしゃり、大変ありがたく思います。今後も期待しております」、「貴学の学生を採用させていただきましたが、いつも明るく頑張っており、責任感も感じられ、採用してよかったですと感じています」と好評価がある一方で、「職業倫理、企業倫理、服務規程など基本的なことをしっかり理解させてほしい」との回答もあった。

令和 2 年度 (2020) 年度卒業生へのアンケート (卒業約 1 年後に実施) (備付 16) からは、「実習科目での学び」、「学外実習科目での学び」、「自らすすんで挨拶をすることができる」、「自分の意見をわかりやすく伝えることができる」、「会話を通じて相手の意見を受け止めることができる」という学びや態度が重要であるとの回答を得た (101 人/504 人、回答率 20%)。また「環境・設備・制度について重要だと思うこと」については「奨学金・学費援助制度の充実」と「学費補助制度の充実」を重要視していた。

これらの調査結果を分析・検討し、オリエンテーション時のキャリア指導において学生に周知するなど学生のキャリア意識の向上に生かしている。また、得られた知見は運営委員会で共有し、学科報告事項として発信するとともに、全教員が学生支援に役立てられるように努めている。

こども学科においては、卒業生の進路先については 2 年次の実習指導 (保育園、幼稚園、認定こども園、児童福祉士施設等への訪問や架電) の折に、就業状況等について聴取し、就職指導等に反映している。また、学科教員のネットワークを活用し、施設や小学校の就業状況等についての把握に努めている。聴取した結果は、担当教員が学科会議で報告し共有するほか、キャリア支援センターに報告し、学習成果の点検や就職指導に活かしている。卒業生懇談会のヒアリング (アンケート) 結果 (備付 13) や卒業生から連絡が来た際に教員が現在の進路先からの評価について卒業生から聴取できることもある。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

現在実施している就職先企業を対象としたアンケート調査及び卒業生を対象としたアンケート調査は、併設の大学と合わせた全学的な集計であるため、本学卒業生の実態をより精密に分析するためには、学部や学科ごとの集計・分析ができる方法の検討が必要である。

令和 5 (2023) 年度入学生から募集を停止したライフデザイン学科では、令和 5 (2023)

年度以降、在籍する学生が目指す進路を達成できるまできめ細やかな指導を継続して行っていく。

こども学科では、学習成果の査定の一つとして「各種評価関連表簿」（学習・生活に関するチェック、履修状況管理等）を用いているが、現在の内容は、学習成果の自己点検に重点を置くことを目的として令和4（2022）年度に改編したものである。この査定手法による自己点検の検証が今後の課題となる。

卒業後の評価については、現在行っている調査方法が妥当かを含め、今後の取組み方法を検討していく必要がある。就職先や学外実習施設からの情報聴取の機会を増やし、学習成果の点検の方策も含めて検討していきたい。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

<根拠資料>

- 提出資料
- 1 学生便覧 2022
 - 2 大学案内 ①2022 ②2023
 - 8 講義要項（シラバス）2022 ①1年次 ②2年次
 - 10-①学習成果の自己評価のためのルーブリック（こども学科）
 - 15 学生募集要項（願書挟み込み）①2022 ②2023
 - 17 受講の心得
 - 18 入学前学習支援プログラム
 - 19 入学前学習課題（こども学科）
 - 21 合理的配慮の申し出書
- 提出-
- 規程集 北翔大学聴講生規程（08-18）、科目等履修生規程（08-19）
- 備付資料
- 13 卒業生懇談会ヒアリング記録
 - 16 卒業生アンケート
 - 17 就職先企業アンケート
 - 18 学生生活調査
 - 19 オリエンテーション資料
 - 20 学生調書の様式
 - 21 卒業生進路先一覧（令和2（2020）年度～令和4（2022）年度）
 - 22 GPA 資料
 - 23 授業改善アンケート
 - 34 図書館利用案内
 - 35 無線 AP 敷設状況
 - 36 コンピュータ教室等配置図

45 委員会等議事録

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に沿って、シラバスに授業概要（ねらい・到達目標など）、授業計画及び展開方法、成績評価方法等を学生に示し、科目のねらいを達成させる努力をしている。成績評価については、明確な基準・規定とシラバスに示す成績評価方法に基づき、適切・公平に行っている。また、学習成果把握のために学生による自己評価や個人面談を行い、個々の学生に対し丁寧に相談やアドバイスを行っている。

教員は、本学の非常勤講師を含むすべての教員を対象とした全学的な授業評価として授

業改善アンケート（備付 25）を実施しており、年 2 回評価機会を確保している。評価は、アンケート調査票への回答（5 段階評価法及び自由記述）によって行われ、その集計結果（各項目のデータと平均値・学生からのコメント）は教員へ返却される。授業評価結果は、各担当教員がその内容を真摯に受け止め、次回以降の授業改善のための資料・ヒントとして利用している。また、集計結果から見えてくる授業評価の傾向や特徴、学生の要望を、個々の教員レベルで把握するほか、科目担当者会議や学科会議等で情報共有している。また、各学科におけるポートフォリオの点検等とあわせて、教育目的・教育目標の達成状況を把握・評価し、検討を重ねることで PDCA サイクルの体制を構築している。さらに、FD 講演会、FD 研修会、授業コンサルテーション等の機会を設定しており、各教員は授業改善に役立っている。こうした取り組みは、教員の授業を改善する意識の醸成とともに、授業方法を見直す好機となっている。

授業担当者間の意思疎通などは、定例の学科会議のほか、必要に応じて開催される会議において、授業についての情報交換を行い、教員間の共通理解に努めている。

学生に対しての履修指導等は、各学期の開始前に学年ごとのオリエンテーション（備付 21）やクラス単位での個別指導を実施し、履修科目や資格取得のための科目選択、実習等についての指導助言を行っている。科目選択を学生が適切に判断して選択できるように、学生便覧（提出 1）の他、ライフデザイン学科ではファイル「キャリアデザイン」（備付 14）、こども学科では「各種評価関連表簿」（提出 10）等を使用して履修指導を行っている。また、こども学科では各科目と卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）との関連を示し、学習成果を可視化しやすくしている。このように、学生の日々の学習を適切に支援することによって、学習成果の確実な獲得を目指している。

事務職員は「建学の精神」「教育理念」を理解し、それぞれが所属する部署の職務等を通じて学生が知識、スキル、態度等の学習成果を獲得できるよう支援している。学習支援、生活支援、FD 支援の重要な窓口となっている教育支援総合センターの各オフィスの所管業務は以下のとおりとなっている。学習支援オフィスでは入学前学習支援プログラムの運営、新入生学籍発生、前・後学期オリエンテーション準備、教科書販売準備、入学前既修得単位認定、単位互換派遣支援、履修登録、認定単位、卒業年次学生の教職免許・保育士資格申請等を所管し、学生生活支援オフィスでは奨学金業務、課外活動支援、国際交流関係業務等を所管している。また、FD 支援オフィスでは授業評価、FD（学生参加 FD 活動も含む）、ICT 支援等を所管している。

各オフィスの事務職員はそれぞれの一連の職務を通じて学生の学習成果を認識し、学科の教育目的・目標の達成状況の把握に努めている。また、履修及び卒業に関する支援の主たる業務は所管である学習支援オフィスが担うが、各オフィスでの窓口業務では、各学科の学習支援委員、学生生活支援委員、FD 支援委員及び指導教員との連携を密にして、学生に対する指導内容を共有している。加えて、Web を利用した事務システムの厳密かつ効果的な運用に努め、タイムリーに学生に情報伝達する工夫を行っている。

学生の成績記録は学生簿に記録しており、文書取扱規程の重要文書に当たると位置付け永久保存として学習支援オフィスで適切に保存管理している。開学当初から紙媒体の様式で保存してきたが、平成 21（2009）年度から教務事務システムを導入し従前の成績記録は PDF 化して保存し、以降の成績記録はデジタルデータで適切に保存管理している。

以上のような現状ではあるが、頻繁に学生と接する部署の事務職員と、学生と接する機会の少ない部署の事務職員とでは、認識の度合いに深淺が生じやすいため、学生と接触の少ない部署の事務職員については、学生に関わる行事やイベント等での運営やサポート業務に関わるなど、学生と接する部署の事務職員とは別の角度から支援することで、意識を共通にするよう努めている。

図書館は、専有面積 2,300.20 m²であり、座席は 298 席を有する。図書 224,738 冊、雑誌 2,742 種、視聴覚資料 11,102 点を所蔵し、電子ジャーナル契約種数は 6,561 種、新聞記事、文献検索等のデータベース契約種数は 10 種である。令和 4 (2020) 年度年間開館日数は 250 日、通常期の平日開館時間は 9:00~19:00 (新型コロナウイルス感染症対応のため短縮開館) であった。

図書館 (備付 34) 内には、学習スペース「生涯学習サポート教室 (まなぼっと)」を設置し、大型タッチパネルディスプレイ 4 台、大型液晶ディスプレイ 1 台、プロジェクター 2 台、スクリーン 2 台、可動式テーブル 18 台、可動式椅子 36 脚等を設置し、アクティブ・ラーニングに対応できる環境を整備している。

このほか個人学習ゾーン (846.99 m²)、グループ学習ゾーン (246.61 m²)、ラーニング・commons (178.88 m²) を確保し、学内 LAN 接続のパソコン 20 台及びプリンター 1 台のほか貸出用モバイルパソコン 20 台を備えている。遠隔授業の実施以降、学生個人が所有するパソコン等の持ち込み利用が増加しているが、図書館全館で無線 LAN (eduroam) が利用可能であり、充電が必要な場合はコンセントの使用を認めている。

シラバスに記載された教科書、参考書等を「科目関連図書コーナー」に集めて配架しているほか、資格関連図書、レポート・論文参考資料、基礎学力、CD、DVD 等のコーナーを設置している。

職員は、専任職員 4 人のほか契約職員 1 人の 5 人体制 (このうち 4 人が図書館司書資格を保有している) で、学習支援を行っている。

学生への学習支援として、新入生への図書館利用ガイダンスは、情報リテラシー教育支援を目的として全学共通科目「基礎教育セミナー I」内で毎年実施している。コロナ禍以前は学科ごとに図書館学生スタッフの案内による館内ツアー形式で実施していたが、令和 2 (2020) 年度からはコロナ禍のためオンラインでの動画視聴と演習課題により実施している。令和 4 (2020) 年度の動画は学生スタッフによる館内ツアー形式で撮影した。また、図書館外からの利用を支援するため、電子図書館機能の整備を実施してきた。図書館ホームページを窓口として文献複写申込、返却期限延長手続き、貸出中の資料への予約登録等各種サービスを受付可能としたほか、学生からの相談対応のため「図書館なんでも相談室」をオンラインで開設した。電子ブックについても購入数を増やし、令和 4 (2022) 年度までに 388 冊が利用可能となっている。

パソコンの利用については、情報処理教育を行っている教室の他に、自由に使用できる教室を用意し、図書館にも設置するなど学生が日頃から使用できるようにしている (備付 37・38)。情報処理演習室 (コンピュータ教室) は、授業で使用していない時間帯は自由に使用することができる。これらの管理と定期的なハードウェア、ソフトウェアの更新は、教育支援総合センター FD 支援オフィスで行っている。また、教職員、学生からの日常の問い合わせ対応も行っている。なお、コロナ禍においては、学生ポータルサイトを利

用した課題提出に加え、リモートワークシステム（Microsoft Teams）を利用した授業運営も行っている。

平成 24（2012）年度から平成 25（2013）年度にかけて学内に 36 カ所の無線アクセスポイントを設置し、LAN 環境の整備を行った。その後、通信環境の拡充に努め、現在では 84 カ所の無線アクセスポイントを設置して全校舎で LAN 環境への接続を可能としている。

また、平成 26（2014）年度に学内メールをクラウドサービスの office365 に変更し、情報共有、SNS など最新のサービスも活用することができるようになった。

近年のコロナ禍を機に、教職員、学生共に ICT スキル、セキュリティに対する意識の向上が必要となり、令和 2（2020）年度 12 月より、全教職員を対象にした ICT 相談会を開催している。令和 2（2020）年度は 50 回、令和 3（2021）年度は 152 回、令和 4（2022）年度は 84 回開催した。令和 5（2024）年度は対面での実施も含めて継続して実施している。

平成 23（2011）年度以降、学生 FD の組織化を行い、学生視点での FD 活動を取り入れることにより、本学の FD 活動の活性化を図っている。今後は、更なる ICT の知識向上、セキュリティ意識向上の取り組みを検討（備付 45-③）する必要がある。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の早い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2 の現状>

本学では、合格者に対して、送付している入学手続要項に「誓約書」「学生個人票」「個人情報取扱いに関する同意書」の他、「学費等納付金の納付および納付期日」「入学式に

ついて」「入学後の学生生活について（入学後のスケジュール、教科書等の購入、通学、奨学金、学生教育研究災害傷害保険等）」を掲載している。同時に、「心身健康調査書」「合理的配慮の申し出書」等の保健や支援に関する資料も送付しており、入学後の学生生活を安心して過ごせるよう情報を提供している。

また、入学手続者を対象に入学前学習支援プログラム（**提出 18**）を実施している。初年次教育と連動する内容の入学後の学び方を学習する課題に取組ませ、入学後の不安を取り除くようにしている。さらに、こども学科では、音楽（ピアノ実技と音楽基礎知識）、絵本読書（こどもに読み聞かせしたい絵本や児童文学作品を探し、入学までに読んでおく）等の課題（**提出 19**）を実施し、保育・教育に関わる授業への興味・関心を高めるようにしている。特にピアノについては、入学者の多くが初心者であるため、演奏するためのサポート資料を送付し、入学前に楽譜の読み方や指づかいに慣れるための課題を設定し、入学後のピアノ実技科目をスムーズに受講できるよう配慮している。なお、令和 5（2023）年度入学生からは時事関連として、保育・教育・こどもに関するニュースの収集を加えることとした。ライフデザイン学科では、入学前講座を開講し、入学予定者と交流を図りながら、大学生活や授業に関する情報を提供する場を設けた。

入学者を含め全学生に対して学期の開始時期にオリエンテーションを実施（**備付 19**）し、各学科で履修科目選択に関するガイダンスを実施している。また、各種資格や免許取得等に関しては、将来の就職に向けたキャリア形成を意図しながら、履修指導を丁寧に実施している。毎年度当初に学生便覧やシラバスを発行し、学生及び教職員に配付するとともに、本学ホームページにも公開している。学生便覧は当該年度入学生を対象とする内容のため卒業まで使用し、シラバス（**提出 8**）は当該年度開講授業を網羅した内容のため在学年次ごとに分冊して配付している。なお、シラバスは令和 5（2023）年度より Web 上での公開のみとする予定である。

基礎学力が不足する学生の対応については、図書館内に設置している生涯学習サポート教室（まなぼつと）を使用して「学習サポート教室」を開設している。今日的な課題や学生の多様なニーズに対応すべく、英語や数学、国語に関する基礎的な内容や就職試験対策、学習上の相談など多岐に渡る内容について指導している。

学習上の相談体制については、本学では担任制度をとっており、少人数によるきめ細かな指導を行っている。具体的には担任教員がオフィスアワーを設定し、教科担当教員や学習支援オフィス等とも連携を図りながら、学生の様々な問題に対する日常的な相談窓口として対応している。

進度の速い学生に対する学習上の配慮や学習支援については、こども学科の器楽科目（「こどもと器楽 I」等）のような実技科目において、一人ひとりのレベルと進度にあわせた個人レッスンを実施しているが、一部の科目での対応にとどまっている。

留学生の受け入れについては、平成 23（2011）年度人間総合学科入学の韓国・交流協定校交換留学生 1 名が平成 24（2012）年度まで在籍したが、以後、留学生は在籍していない。派遣については、平成 25（2013）年度及び平成 26（2014）年度に各 1 名の学生を、約 1 年間の交換留学生として韓国・交流協定校に派遣した。こちらも平成 27（2015）年以降の派遣実績はない。

学習成果の獲得状況を示す量的データは、出席率や各科目の成績等をもとに測定してい

る。質的データは、各科目での提出課題や学生の自己点検評価等をもとに測定している。これらのデータを学科会議等において共有し、学習指導に役立て、学習支援方策を点検している。

また、学習成果をさらに可視化するために、統合データベース Tableau（タブロー）を導入し、入試情報から進路についての情報を統合し、学習成果の分析を行う準備を進めている。

〔区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3 の現状>

学生生活を支援するための組織は、教員の学務分掌として学生生活支援委員会が設置されている。委員会は併設する大学との合同組織として令和4（2022）年度は、委員長1人と大学2学部5学科、短期大学部2学科から選出された委員と事務局の学生生活支援オフィス担当課長1人を加えた合計11人で構成している。学生生活支援は多岐にわたるため、三つの小委員会を設け担当を分担している。第一小委員会では、学生の生活環境、学内環境、厚生に関することや障がいのある学生のための学内生活環境整備、育英奨学、安全防災に関することを担当する。第二小委員会では、学生自治会、行事、集会及び掲示に関することを担当する。第三小委員会では、課外活動及びセミナー室（雅館）の運営を担当す

る。学生からの生活相談や賞罰、食生活支援、学生の厚生補導等に係る学則や諸規程の整備等、学生の関わる学外諸団体との連絡調整は全体で担当している。年度当初に前年度の実施状況を基に、年間計画を立案し実施している。

学生生活支援委員会は定例で月1回、緊急の課題が生じた時は臨時委員会を開催し、学生生活に関する諸問題を審議（備付 45-②）している。奨学生の選考、学内学生団体活動支援、SNS 及びインターネット情報公開等の指導、試験時の不正行為防止等の学内外のルール指導を行っている。本学は自動車通学を認めていないが、私生活で自家用自動車を運転する学生もいることから運転事故防止と、日々の交通手段である自転車事故防止に力を入れ、オリエンテーション等で安全指導を行っている。また、違法薬物使用防止についてもオリエンテーション等で指導し、その重要性を意識付けている。

学生生活の安全を確保するために、学生生活支援委員と学生生活支援オフィス職員による情報交換を行っている。学生生活支援委員会で対応しきれない問題や全学に関わる問題が生じた場合は、教育支援総合センター会議での審議を仰いでいる。事務組織である学生生活支援オフィスは5人編成で、委員会で決定した事項の円滑な実施のため、学生への周知、教員への連絡を担っている。「何でも相談」窓口を通じて学生の多様な相談に応じ、適切な部署の紹介や教員への連絡をとる他、学生の生活安全を支援するために保健センターとも連携している。

令和4（2022）年度の課外活動を行っている学内学生団体（部活動・サークル活動）は体育系34団体、文化系17団体、合計51団体である。各団体は顧問、監督、コーチ等の指導の下、自主的な活動を展開している。学生団体の登録者数は、体育会系が短大16人、大学687人、文化系が短大10人、大学105人、合計817人で、在籍する学生全体の約40%を占めている。いずれの団体も併設する大学に所属する学生と合同で活動している。各学生団体に対して設立・継続許可、部室貸与、指導者（学外コーチ含む）の配置、学生遠征費の補助、指導者引率費支給の実施などを学生生活支援委員会が担当している。活動成績については、特に体育系では例年、全道大会優勝、全国大会及び国際大会出場など目覚ましい活躍を続けている部活動が多い。なお、課外活動中に怪我人が出て重篤な状態に至らないよう、保健センターやトレーナー部（救急法救命員認定資格者）と連携し、AED講習会や救急搬送方法の講習会を実施している。

学生自治会（北翔大学学生自治会）は本学と併設大学の合同組織となっており、主な活動は、新入生歓迎会、大学祭、卒業生祝賀会などのイベントの企画、運営や補助金交付、近隣地域自治会の環境問題会議出席などである。自治会費は年額一人5,000円を徴収し、学生団体活動支援や自治会主催行事の運営費に充てている。大学祭については、学生が大学祭実行委員会を組織し展示、模擬店、演奏会やショー、体験会、花火大会などを企画運営している。各学科、センター教職員の参加に加え、近隣の地域自治会への呼びかけにより地域住民による出店もあり、地域住民との交流も図られている。学生生活支援委員会及び学生生活支援オフィスは、企画の段階から助言し町内会、保健所、警察署、消防署への手続き、当日は学内の巡回体制をとり参加者、学生が安全に楽しめるよう後方支援に努めているが、近年のコロナ禍の影響により、令和2（2020）年度から中止が続いている。令和4（2022）年度は、12月に学生自治会と併設大学の学生が中心となり、学内でクリスマスイベント「HOKUSHO X'mas NIGHT～To a prosperous future～（豊かな未来へ）」

を開催した。イルミネーションとプロジェクションマッピング、クリスマス装飾やステンドグラス、近隣の小学校やこども園の子どもたちが描いた絵の展示などを行った。

学生サービスの施設面としては、カフェテリア（食堂）や各棟に休憩できるホール、交流スペース“hug”等がある。カフェテリア（食堂）は2フロアに分かれて約600席あり、昼食時間以外でも学生の休憩スペースとして開放している。ホールは教員の研究室の近くにも配置され、学生と教員が日常的にコミュニケーションを図ることのできる環境となっている。売店では、学用品、食品、雑貨などを取り扱っている。さらに、学生全員に小型ロッカーを在学期間中、貸与している。

宿舎が必要な学生への支援については、単身用アパート、マンションを扱っている不動産会社と連携し、遠方からの入学予定者や在学生に対し、大学付近の住居情報を提供している。

本学は、JRで札幌駅から約15分、札幌市営地下鉄東西線終点の新さっぽろ駅からバスで約12分という江別市文京台地区に所在しており、通学時間帯は便数も多く、通学のための交通の便は大変良い。また、駐輪場も整備されており、冬季以外は、いつでも利用可能である。

奨学制度については、「本学の建学の精神と教育理念を十分体得して、将来実社会で意欲的に活躍できる優秀な学生を確保することによって、本学のより一層の活性化を図るとともに、優れた学生であって経済的理由により修学が困難な者等に対して学生納付金等の減免等を行い、もって、学生の修学支援を目的とする」（北翔大学奨学規程第2条）という趣旨のもとで、出願時に募集する入学時成績優秀特待生、入学後に募集する成績優秀奨学生、修学支援奨学生、浅井淑子記念特別奨学生等、独自の各種奨学制度を設けている。このほか本学同窓会が設けている淑萃会奨学金がある。

学生の学業及び生活支援のため、保健センターでは学生の健康管理、特別な配慮や支援が必要な学生への学習支援及び生活支援のためのメンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。保健センターには常勤看護師の他、併設されている学生相談室や障がい学生支援室にも臨床心理士、精神保健福祉士等の資格を有する専門職員を配置し、学生生活の悩みや不安を抱える学生に対して、カウンセリングや学習支援を行っている。

学生の健康管理では、入学手続き段階で「心身健康調査書」の提出を求めている。障がいのある学生や学習において支援が必要な場合には、「障がい学生支援室」（平成28（2016）年度設置）に申し出るよう案内をしており、ノートテイク（一部実技科目でも実施）やPCテイク、コミュニケーション支援アプリ活用を含めて合理的な配慮、支援（提出22）を行っている。提出された情報は保健センターに保管され、入学前から配慮が必要な学生の支援につながるように各部署と連携する資料としている。また、入学時の情報は健康診断の実施結果と併せて、学生の健康サポートに利用している。校舎はスロープ、エレベーター、多目的トイレを整備しており、バリアフリーに対応している。対応状況については本学ホームページの障がい学生支援室ページや支援室横の専用掲示板にバリアフリーマップを掲示して示している。

学生生活に関しての学生の意見や要望の聴取については、本学は担任制を敷いており、聴取する窓口を明確化している。教員はオフィスアワーの時間やTeamsのチャット等を活用して、学習相談や日常の学生生活の中での悩みや相談に対応している。また、隔年で

学生の生活実態及び学生の要望等を把握するために本学と併設大学の在籍生を対象とした学生生活調査（備付 18）を実施している。直近では、令和 3（2021）年度に実施し、新型コロナウイルスの状況下における学生の生活と健康状況を把握し、調査結果を基に、学生生活支援委員会では関係部署と連携の上、改善に努めている。

留学生については、令和 4（2022）年度現在、在籍していない。

社会人学生が在籍している場合においても、一般学生と同様に指導をすると共に、社会人学生の特性・資質に合わせて個別に資格取得やステップアップした学びへと導いている。また、多様な状況、目的で入学する学生への対応として、在籍期間を 3 年または 4 年とする長期履修制度を導入している。制度の詳細は長期履修規程に定めている。申請は出願時の他、一定の条件のもと入学後にも対応している。また、長期履修学生に対しては、履修期間の短縮または取りやめも認めている。

社会的な活動及び課外活動、学業成績において精励し、本学の建学の精神と教育理念を十分体得して、課外活動の振興に功績をあげた学生や優秀な成果を修めた学生及び学生団体に対しては、本学学生表彰規程に則り、毎年表彰を行い、卒業年次生については卒業式で表彰し公表している。

【区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

本学では、学生の就職支援の実務を担当するキャリア支援センターと、センターの運営方針等を検討するキャリア支援センター運営委員会を中心に、教職員が一丸となって学生の就職・進路の支援を行い、学生の個々の事情に合わせた対応に努めている。

また、職員がキャリア教育や就労支援などの研修会に参加し、学生に多くの情報を提供しサポートできるよう職員の資質向上に取り組んでいる。

キャリア支援センターは、センター長（運営委員会委員長を兼務）、副センター長（運営委員会副委員長を兼務）を中心として、事務職員 5 人の計 7 人で構成している。キャリア支援センター運営委員会は、センター長、副センター長の他、本学及び併設大学の教員 6 人、担当課長の合計 9 人構成となっている。運営委員会は隔月 1 回の定例開催のほか、必要に応じて臨時会議も開催（備付 45-⑤）している。センター各業務に関連して、学生の状況に合った就職支援のあり方について定期的に検討を行っている。

キャリア支援センターには、学生用のパソコン 6 台を設置、リクナビやマイナビ等の就職情報サイトの活用や企業ホームページの閲覧をはじめ、オンラインによる説明会や面接試験等にも対応できるよう通信環境を整えている。加えて、ワード、エクセル、パワーポ

イントなどのソフトも自由に使うことができ、学生のエントリーシート作成、就職試験におけるプレゼンテーション資料の作成が効果的に行えるようにしている。求人情報は複数のファイルに整理されており、自由に閲覧できる。さらに、学生ポータルサイトを通じて学外でも求人等の情報を確認できる環境も整えている。具体的には、「求人企業情報検索」、「企業情報検索」、「イベント・説明会情報検索」、「インターンシップ情報検索」「就職活動の報告検索（先輩たちの受験記録）」をマニュアル化し、利便性を高めた。また、教員にも適宜求人情報を提供し、学生への周知の強化を図っている。

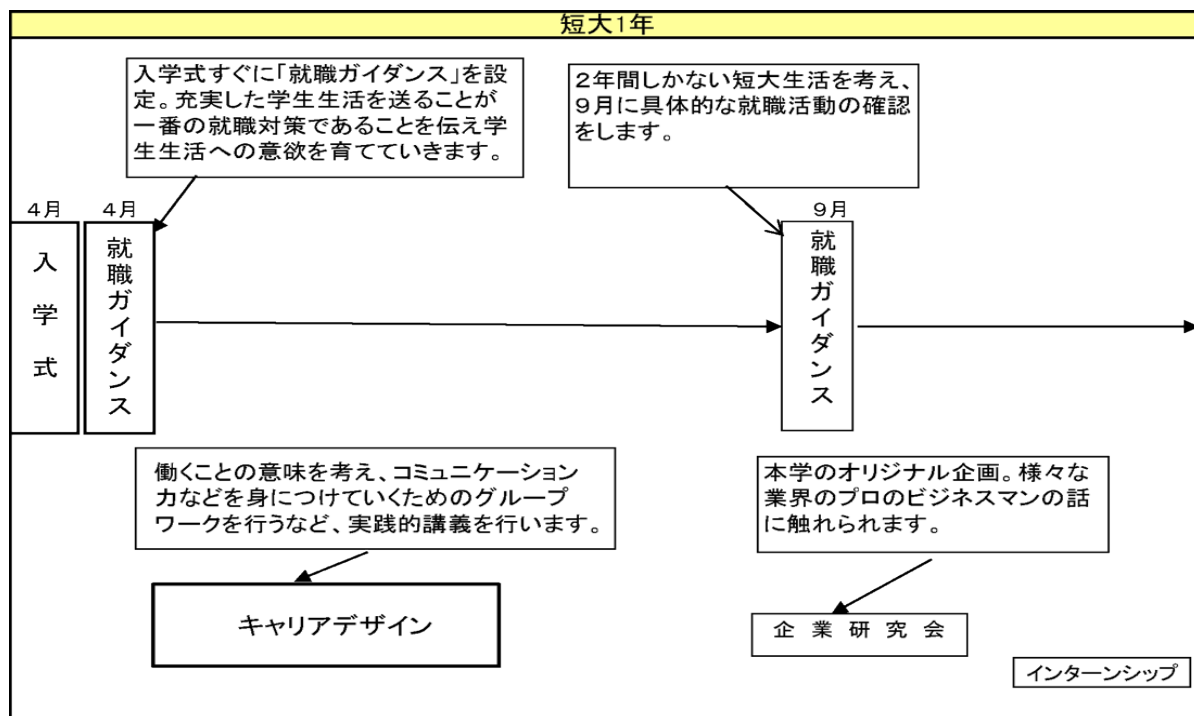
求人票の他、一般企業、幼稚園、保育園、福祉施設のパフレット等の資料、日本経済新聞をはじめとする新聞、就職四季報などの就職情報、就職関連図書を学生がいつでも自由に閲覧できるスペースに備え付けている。特に、一般常識や SPI3 等の適性検査、エントリーシート、小論文対策等の就職関連参考図書は多数取り揃え、学生に貸し出している。

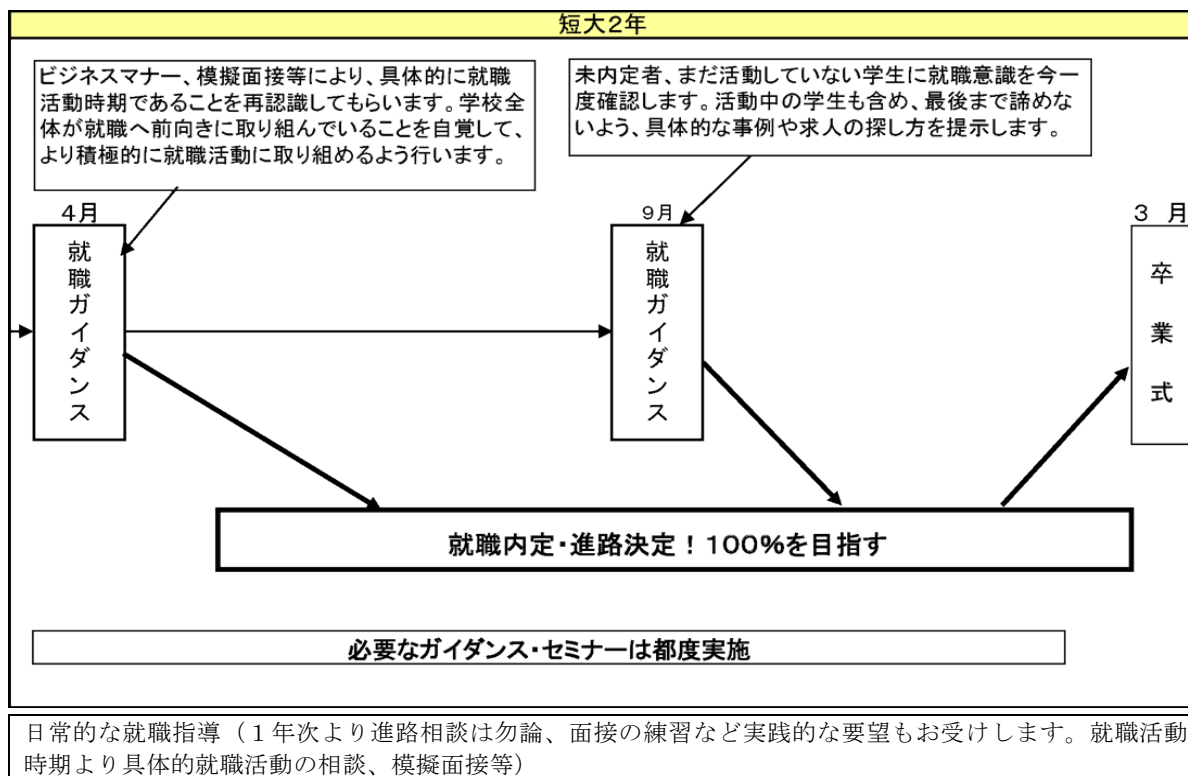
学生がいつでも就職に関する相談ができるよう、キャリア支援センターに認定資格を取得した職員やキャリア支援関連の研修を受講させた職員を配置している。職員は、日頃より情報収集に努め、学生を支援する職員自身のスキルアップを図ると共に、情報の共有化を図り、学生によりの確なサポートができるよう努めている。

就職のための資格取得に関しては、こども学科では、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭等の資格を活かした専門職を目指す学生が多く、カリキュラム全体がそれらの職において活躍できるものとなっている。特に、実習や実習指導においては、就職へ向けて多くの気づきを発見でき、就職意欲の醸成の場となっている。ライフデザイン学科でもインターンシップを授業科目として実施しており、参加学生の就職に対する意識の向上が見られることはもちろんのこと、他の学生への波及効果も見られる。

学生の就職・進路決定に向けて、各種の就職ガイダンス、就職活動セミナー、学内企業研究会、学内単独企業説明会等を計画的に実施している。

＜北翔大学短期大学部 就職指導、キャリア支援＞





*民間企業においては、1年の3月から企業の広報活動開始、2年の6月から面接などの選考開始となります。
福祉施設や幼稚園・保育園の選考のピークは2年の9月～12月となります。但し、この分野も年々早期化しています。

また、個別面談による就職・進路相談、履歴書・エントリーシート添削、面接練習を行っている。学生がポータルサイト内の進路希望・求職登録に入力した希望職種等の情報を基に、運営委員を中心とする各教員と密に連絡を取り合いながら、個々の学生に合った就職指導、キャリア支援を心がけている。加えて、学科教員による応募書類の書き方や面接の指導も実施しており、複合的な就職支援を行っている。

卒業年度生の進路状況（就職・進学）については、各学科で情報を収集し、キャリア支援センターで集約している。毎年3月の卒業時には最終進路調査を実施し、卒業生の最終進路を把握するとともに、卒業後のキャリア支援の際の参考資料としている。4月以降に進路が決定する者については、進路決定に至るまで継続して支援し、最終進路決定率の向上に努めている。各学科の就職率・進路決定率及び進路先は定期的に委員会や学科会議で報告され、年度内及び次年度の進路指導に活用している。

令和4（2022）年度卒業生の就職率、進学率、進路決定率は、以下のとおりである。

（令和5（2023）年5月1日現在）

| | 就職率 | 進学率 | 進路決定率 (就職・進学) |
|-----------|--------|--------|------------------|
| ライフデザイン学科 | 88.9% | 100.0% | 92.9% |
| こども学科 | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題＞

学生相談室で、コロナ禍に対応して相談ツールを対面面接以外にも拡充（Teams ビデオ面接、メール、電話相談）したところ、相談を希望する学生数が増加してきており、学生相談室の相談枠の拡充や医療機関へのスムーズな連携が課題である。障がい学生支援室においても、支援を要する学生のニーズが多様化・複雑化しており、専門的な支援の重要性が増している。保健センター専門職員と他部署（学科、学習支援オフィス、キャリア支援センター等）との連携した支援体制の整備・充実に今後の課題と考えている。

コロナ禍を機に、教職員、学生共に ICT スキル向上の必要性が高まり、学習機会の設定も必要と考えている。また、学生のニーズが多様化してきていることから「学習サポート教室」の指導内容等について、講師陣と密接な連携を図りながら日常的に検証、検討していく必要がある。

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項＞

特になし。

＜基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の認証評価における行動計画の実施状況は以下のとおりである。

(1) 「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」は、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）と一貫性のあるポリシーへの見直しを図るとともに、今後も定期的に点検する。

〈実施状況〉

先述のとおり、両学科の三つの方針については、建学の精神、教育の理念、短期大学部の教育目的・目標を踏まえ見直しを行い、平成 28（2016）年に現在の一貫性のある三つの方針を策定した。これまでも時代や社会の要請に合わせ、且つ学習成果の測定を継続するなど不断の点検を行ってきた。

(2) センター間での連携の強化、緊密化を図るとともに、平成 28（2016）年度内には実効的な SD 活動推進のための規程整備を行い、短期大学運営の効率化、水準の向上に努める。

〈実施状況〉

平成 28（2016）年度の大学設置基準等の改正に伴う SD の義務化に合わせて、本学においても「北翔大学 SD 規程」（提出-規程集 08-02）を策定し、平成 29（2017）年 4 月から施行している。また、同時に学則第 7 条の 2 として学則の整備も行った。

【学則】

(教育研究活動等の適切かつ効果的な運営のための研修)

第7条の2 本学は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教職員に必要な知識及び技能を習得させるための研修（スタッフ・ディベロップメント（SD）、第40条の3に規定するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

2 前項の研修の実施に関し必要な事項は、北翔大学SD規定に定める。

規程に則り令和元（2019）年度には外部講師を招いて理事を含む全教職員を対象としたSD研修会を実施した。令和2（2020）年度、令和3（2021）年度はコロナ禍の影響で学外講師によるSD研修は実施できなかったが、毎年、教職員を対象としたFD研修会やSD研修会を数回開催し、短期大学運営の効率化と水準の向上、教職員の能力や資質向上のための機会を設けてきた。令和4（2022）年度は、3年振りに外部講師を招聘した講演や学内の情報スタジオの利活用説明会などのSD研修を実施した。

(3) 奨学制度を充実させ学生生活を継続できる支援体制を検討する。

〈実施状況〉

奨学制度については、先述のとおり、出願時または入学後に募集する制度を整えており、毎年多くの学生が申請している。近年は、文部科学省の高等教育の就学支援新制度の実施等により、各種制度の申請者に偏りが生じているため、改正や新規の制度についての検討を重ね、学生生活を継続できる支援体制の強化に努めている。令和5（2023）年度から、在学生がチャレンジする活動において、その活動が達成された者、または、その活動が本学の名誉を高め、学生に希望と勇気を与えたと認められた者を対象とした「やる気チャレンジ奨学生」を新設する予定である。

(4) 学科とキャリア支援センターの連携により高い就職率の維持に努める。

〈実施状況〉

短期大学は2年間という修学期間のため、入学式翌日にキャリア支援センター職員による就職ガイダンスを行うなど、1年次から就職を意識させる指導と支援の体制を整えている。また、ポータルサイトを活用した支援も行っており、学外からでも求人票を閲覧することができる。さらに、学生がポータルサイト内にある進路希望・求職登録に入力した希望職種等の情報を担任とキャリア支援センターで共有し、早い時期から両方で手厚い支援と指導を行い、高い就職率の維持に努めている。

過去3年間（令和元（2019）～令和3（2021）年度）の就職率は以下のとおりである（いずれの年度も翌年5月1日時点の就職率）。

| | 令和元（2019）年度 | 令和2（2020）年度 | 令和3（2021）年度 |
|-----------|-------------|-------------|-------------|
| ライフデザイン学科 | 91.7% | 91.7% | 80.0% |
| こども学科 | 100.0% | 95.7% | 100.0% |

例年、ライフデザイン学科の学生は、総合職、販売職、サービス職、営業職等、金融機関やアパレルなど多様な職業に就いており、こども学科の学生は約9割が保育・幼児教育、小学校教諭として就職している。なお、卒業までに就職先が決定しなかった学生について

は、卒業後も希望進路にあわせた支援を引き続き行っている。

(5) 高校生に対してより確かな情報を提供するため、各学科とアドミッションセンターの連携をより強いものにする。

〈実施状況〉

学生募集や入試に関わる内容、オープンキャンパス、出張講義、進学相談会等における、高校生に対して提供する情報については、学科とアドミッションセンターで共有しており、学科の情報を詳細に伝えられるようにしている。さらに、こども学科では、アドミッションセンターと連携し、学科独自のパンフレット作成、進学体験イベントの実施、出張学科体験イベント等の新たな取り組みも独自に行っている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

学習成果の測定の精度を高めるために、統合データベース Tableau（タブロー）と各学科のポートフォリオを連動させる方策を検討する。

進路先からの評価については、各学科とキャリア支援センターの連携を強化し、アンケートや情報聴取の実施内容や方法についての検討を進める。

学生のニーズが多様化・複雑化していることから、学生相談にかかる件は保健センター専門職員と学科や関係部署との連携支援の状況を点検・評価し、整備・充実を図っていく。学習相談にかかる件は「学習サポート教室」の講師陣と学習支援オフィス、学科が連携を図りながら個々の学生のニーズや指導内容等について日常的に検証、検討を行い、支援の充実に努めていく。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

<根拠資料>

提出資料 1 学生便覧 2022

提出-

規程集 学校法人北翔大学管理運営規程 (01-03)、学校法人北翔大学事務分掌規程 (01-08)、学校法人北翔大学就業規則 (02-01)、学校法人北翔大学嘱託教育職員に関する規程 (02-02)、学校法人北翔大学嘱託事務・技術職員に関する規程 (02-03)、学校法人北翔大学契約事務職員に関する規程 (02-04)、学校法人北翔大学臨時事務職員に関する規程 (02-05)、北翔大学・北翔大学短期大学部教育職員の服務に関する内規 (02-06)、学校法人北翔大学育児休業・介護休業等に関する規程 (02-08)、学校法人北翔大学給与規程 (02-09)、北翔大学短期大学部教育職員任用規程 (02-12)、北翔大学短期大学部教育職員の採用及び昇任の選考に関する申し合わせ (02-13)、学校法人北翔大学休職中の職員の給与等の取扱い (02-14)、北翔大学・北翔大学短期大学部退職手当規程 (02-15)、学校法人北翔大学職員表彰取扱要項 (02-17)、学校法人北翔大学賞罰委員会規程 (02-18)、学校法人北翔大学苦情処理委員会規程 (02-19)、北翔大学安全衛生委員会規程 (02-20)、北翔大学ストレスチェック制度実施規程 (02-21)、学校法人北翔大学コンプライアンス管理規程 (02-22)、学校法人北翔大学コンプライアンス委員会規程 (02-23)、学校法人北翔大学公益通報者の保護に関する規程 (02-24)、学校法人北翔大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程 (02-29)、北翔大学・北翔大学短期大学部教育職員の任期に関する規程 (02-30)、北翔大学特別任用教育職員に関する規程 (02-31)、北翔大学・北翔大学短期大学部外国人教育職員任用基準 (02-32)、北翔大学・北翔大学短期大学部留学研修規程 (02-34)、北翔大学における職員の旧姓使用の取扱い (02-37)、学校法人北翔大学諸規則に関する規程 (03-01)、学校法人北翔大学文書取扱規程 (03-03)、学校法人北翔大学公印規程 (03-04)、学校法人北翔大学決裁規程 (03-05)、学校法人北翔大学経理規程 (04-01)、学校法人北翔大学資金運用規程 (04-02)、学校法人北翔大学固定資産及び物品管理規程 (04-03)、学校法人北翔大学予算管理規程 (04-04)、学校法人北翔大学工事等契約に関する規程 (04-05)、学校法人北翔大学補助金等取扱規程 (04-12)、北翔大学公的研究資金等取扱規程 (04-13)、北翔大学個人研究費規程 (04-19)、北翔大学特別研究費規程 (04-20)、北翔大学FD規程 (08-09)、北翔大学研究紀要編集規程 (08-34)、北翔大学北方圏学術情報センター規程 (09-14)、北翔大学北方圏学術情報センター研究規程 (09-15)、北翔大学北方圏生涯スポーツ研究所規程 (09-16)

備付資料 24 専任教員の個人調書

25 教育研究業績書

- 26 非常勤教員一覧表
- 27 専任教員の年齢構成表
- 28 研究紀要
 - ① 北翔大学短期大学部研究紀要（第 59 号、第 60 号、第 61 号）
 - ② 北翔大学生涯スポーツ学部研究紀要（第 12 号、第 13 号、第 14 号）
 - ③ 北翔大学教育文化学部研究紀要（第 5 号、第 6 号、第 7 号）
- 29 年報
 - ① 北方圏学術情報センター年報（Vol 12、 Vol 13、 Vol 14）
 - ② 北方圏生涯スポーツ研究所年報（第 11 号、第 12 号、第 13 号）
- 30 教員以外の専任職員の一覧表（氏名、職名）
- 31 FD 活動報告書 ①令和 2（2020）年度、②令和 3（2021）年度、③令和 4（2022）年度
- 32 SD 活動の記録 ①令和 2（2020）年度、②令和 3（2021）年度、③令和 4（2022）年度、④学内インターンシップ報告書

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

短期大学設置基準第 22 条別表第 1 のイに定める学科の種類に応じて定める専任教員数は、ライフデザイン学科が 6 人、こども学科が 10 人である。また、同設置基準別表第 1 のロに定める短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数は 4 人となっている。合わせた設置基準上の教員数は 20 人である。

本学の専任教員の現況は、ライフデザイン学科に 6 人、こども学科に 14 人を配置している。設置基準及び教職課程等の配置基準を満たしており、学生が学習成果を獲得できるための教育を実践し得る教員編成としている。また、非常勤教員については、ライフデザイン学科 27 人、こども学科 14 人、両学科を合計して実人数は 41 人であるが、毎年度、短期大学設置基準の規定を準用して人事委員会及び常勤理事会を経て選考・決定し、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき適任者を適正に配置（備付

26) している。

一方、専任教員の真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等の資格と資質を明らかにする個人調書については、研究業績管理システムを利用してそれぞれの教員が個人調書（備付 24）及び教育研究業績書（備付 25）を適宜更新することで最新のデータで整理されている。

これら専任教員の学位や教育実績、研究業績等は本学ホームページにおいて顔写真とともに専門分野や研究テーマ、所属学会等とともに公表している。

教員の採用については、次の規程に基づいて執行されている。

- ・学校法人北翔大学就業規則（提出-規程集 02-01）
- ・北翔大学短期大学部教育職員任用規程（提出-規程集 02-12）
- ・北翔大学短期大学部教育職員の採用及び昇任の選考に関する申し合せ（提出-規程集 02-13）
- ・北翔大学・北翔大学短期大学部教育職員の任期に関する規程（提出-規程集 02-30）
- ・北翔大学特別任用教育職員に関する規程（提出-規程集 02-31）
- ・北翔大学・北翔大学短期大学部外国人教育職員任用基準（提出-規程集 02-32）

採用に際しては、毎年度、各学科から人事委員会に教員編成計画が提出され、審議を経て学長から常勤理事会に付される。編成計画承認後、公募を行い当該学科において採用候補者の選定を行う。採用候補者については人事委員会で判定し、当該専門分野の専任教員が参加する模擬授業及び学長、副学長、学科長、事務局長等による面接を行い、人事委員会の最終審議を経て常勤理事会に付議され、採用を決定している。なお、本学では助手やTA等の補助教員の採用は行っていない。

昇任については、「教育職員の採用及び昇任の選考に関する申し合せ」に基づき、学科の選考委員会から推薦されて人事委員会において審議される。同委員会の審議を経て学長が教育職員の昇任・昇格について常勤理事会に諮り理事長が決定している。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。

- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2の現状>

専任教員の研究活動については、各教員の専門分野に関する学会や団体に所属し研究活動を行っている。専任教員は、その成果を学科の目的達成や学生の学習成果獲得につながるよう教育並びに学生指導等において学生に還元している。研究活動の実績は、顔写真とともに専門分野、研究テーマ、所属学会のほか、著書論文作品等を本学ホームページにおいて公表（提出7）している。

科学研究費補助金等の外部研究費の獲得に関しては、科学研究費助成事業に4人の教員が応募し、内1人が採択された（令和4（2022）年度若手研究）。令和5（2023）年度も3人が申請（基盤C・変革領域A）しており、今後も申請人数の増員及び各種資金獲得に向けた支援の充実を図り、外部資金獲得に努めていく。加えて、江別市大学連携調査研究補助金において、令和3（2021）年度は全6件中本学が1件（他併設大学で2件）採択され、令和4（2022）年度は全7件中本学が2件（他併設大学で1件）採択されている。

研究活動に関する規程は、「北翔大学個人研究費規程」（提出-規程集 04-19）「北翔大学特別研究費規程」（提出-規程集 04-20）「北翔大学北方圏学術情報センター規程」（提出-規程集 09-14）「北方圏学術情報センター研究規程」（提出-規程集 09-15）「北翔大学北方圏生涯スポーツ研究所規程」（提出-規程集 09-16）「北翔大学公的研究資金等取扱規程」（提出-規程集 04-13）及びこれらに付随する規程として整備し、適正な管理・運営に努め、研究活動における不正行為の防止にも取り組んでいる。一方で、海外派遣、国際会議出席等に関する規程は未整備の状況にある。

研究倫理を遵守する取り組みとして、毎年、コンプライアンス（研究倫理分野）研修を実施している。新型コロナウイルス感染症の影響により、対面での研修会開催が難しい状況であるが、オンデマンドによるWeb研修に切り換え、研修機会の確保に努めている。この研修は全教職員を対象として、100%の受講を目指している（令和4（2022）年度受講率95.1%）。その他、科学研究費補助金の申請者に義務付けられている日本学術振興会の研究倫理eラーニング（eL CoRE）の受講を、全教員と研究支援関連部署（総務課・財務会計課）の担当事務職員及び管理責任者（事務局長・総務部長）にも義務付けし、研究倫理に対する意識の統一と向上を図っている。

専任教員の研究成果を発表する機会は、「北翔大学研究紀要編集規程」（提出-規程集 08-34）に基づき、北翔大学短期大学部研究紀要を毎年発刊し、令和4（2022）年度で第61号を数える。

加えて、併設大学に附置されている北方圏学術情報センターの研究機関の研究員として、短期大学部教員が共同研究に取り組んでおり、センターが実施する研究会、シンポジウムや、刊行する叢書、研究年報など研究成果を発表する機会が確保されている。

北方圏学術情報センターでは年1回開催の「研究成果報告会」においてパネル展示、市民講座、シンポジウム等で研究成果を一般公開しており、その告知は本学ホームページ、北方圏学術情報センター近隣住民への新聞折り込み広告、北方圏学術情報センター研究員の関係者へのメール配信、道内の新聞社等のマスメディアへのリリース等により行っている。

る。

本学が発行する研究紀要・年報等は、本学の学術機関リポジトリ「北翔大学学術リポジトリ」において電子的に保管し、インターネット上で公開している。同リポジトリは「北翔大学学術リポジトリ運用指針」に基づき、科学研究費補助金等公的資金による研究成果物のオープンアクセス化にも活用可能である。

専任教員の研究室等については、教員 1 人に 1 室の個人研究室を割り当てている。また、学内の研究環境としては、短期大学部共同研究室（162.00 m²）が設置されているほか、併設大学に附置されている北方圏学術情報センター（8,689.43 m²）、北方圏生涯スポーツ研究所（11,603.95 m²）の 2 つの研究機関及び施設を有している。

専任教員の研究、研修を行う時間として、「学校法人北翔大学就業規則」（提出・規程集 02-01）「北翔大学・北翔大学短期大学部教育職員の服務に関する内規」（提出・規程集 02-06）に基づいて研修日（週 1 回（特定曜日））を確保しているほか、授業、学務に支障のない範囲で学外での研究活動も可能としている。また、年末年始、夏・冬・春の休業日は研究等に集中して取り組むことができる状況にある。

FD 活動に関する規程は、平成 16（2004）年に授業の内容及び方法の改善を目的として「北翔大学 FD 規程」（提出・規程集 08-09）を制定し現在に至っている。また、FD 活動については、FD 支援委員会及び FD 支援オフィスを中心に、FD ネットワーク“つばさ”の活動や学生 FD 活動を含めて年間スケジュールを基に実施している。授業評価アンケートは、FD ネットワーク“つばさ”の共通フレームを利用し、その結果は“つばさ”の年報で全国に公表している。統一のフレームを使用することでネットワーク加盟の他大学との比較ができるようになっており、授業・研究方法の改善に向けた参考データとして活用している。

学習成果向上を目的に平成 21（2009）年度に設置した教育支援総合センターは、学習支援、学生生活支援のほかメンタルヘルスの支援を含めた対応等について、教育支援総合センター会議で関係部署・機関と連携、協議するほか教員と事務職員との緊密な連携を図っている。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

事務組織及び事務職員の職制と職務については、「学校法人北翔大学管理運営規程」(提出-規程集 01-03)に規定し、また、各部署の分掌は「学校法人北翔大学事務分掌規程」(提出-規程集 01-08)に規定して事務局長以下の事務組織の責任体制を明確にしている。事務職員は各々、業務を円滑に遂行するための知識の習得に努め支障なく業務を遂行しており専門的な職能を有していると評価している。

職員の配置については、個々の適性或能力等を考慮して担当部署に配置しており、人事異動は経験年数等も考慮して適宜行い、個々の職員の能力や適性を十分発揮できるよう努めている。

事務関係の諸規程は、「学校法人北翔大学事務分掌規程」(提出-規程集 01-08)「学校法人北翔大学諸規則に関する規程」(提出-規程集 03-01)「学校法人北翔大学文書取扱規程」(提出-規程集 03-03)、「学校法人北翔大学公印規程」(提出-規程集 03-04)「学校法人北翔大学決裁規程」(提出-規程集 03-05)「学校法人北翔大学経理規程」(提出-規程集 04-01)「学校法人北翔大学資金運用規程」(提出-規程集 04-02)「学校法人北翔大学固定資産及び物品管理規程」(提出-規程集 04-03)「学校法人北翔大学予算管理規程」(提出-規程集 04-04)「学校法人北翔大学工事等契約に関する規程」(提出-規程集 04-05)に「学校法人北翔大学補助金等取扱規程」(提出-規程集 04-12)「北翔大学公的研究資金等取扱規程」(提出-規程集 04-13)等、不足なく整備しており、業務遂行上の根拠として活用している。規定に適った業務の遂行や統制がなされているかは、監査計画に基づき計画的に内部監査が実施され、確認、状況に応じた指導を通して適切な業務の遂行が確認されている。

事務部署は、学生の学習や生活に関する窓口を集約する等、学生や受験生、地域の方々の利便性を考慮した配置としている。また、FD 支援オフィスが情報・ICT 業務を所管しており、事務職員 1 人に 1 台貸与しているパソコンを含め学内のセキュリティ対策やネットワークの保守管理をはじめ、学内の ICT 関連の整備や要望に対応している。

SD 活動では、FD 研修と合わせた FD/SD 研修や学外団体が主催する職制別研修会や職務別研修会等に参加して資質の向上やスキルアップを図ってきた。令和 2 (2020) 年度以降はオンライン形式の研修が多くなったことから、事務局長や部課長が研修内容と職員を照らし合わせて検討しこれまでよりも多くの職員が研修を経験できる状況になった。SD 規程 (提出-規程集 08-02) は平成 28 (2016) 年度に整備し (平成 29 (2017) 年 4 月 1 日から施行)、「職員とは、本学に常時勤務する専任の教育職員、事務職員及び技術職員をいう」と教育職員も対象とすることを明記した。令和元 (2019) 年 8 月には、令和 3 (2021) 年度から始まる第 4 期中期計画の検討に入ることから、本学が置かれている現状を知り、未来の北翔大学のために何をしなければならないかを考える機会とすべく 4 人の外部講師による 2 日間の SD 研修を実施した。概要は以下のとおりである。

| | |
|--------|---|
| 第 1 講演 | テーマ：未来に消えていそうな大学 ～ダメな大学の学内雰囲気と学外評判 講 師：石渡嶺司氏 (ジャーナリスト) |
| 第 2 講演 | テーマ：予備校だから知る、高校生・高校から見た北翔大学と本音 受験生・高校生は北翔大学をどのように見て、考えているのか 講 師：高縁博氏 (学校法人クラブユニック経営者) |

| | |
|------|--|
| 第3講演 | テーマ：大手大学周辺校・地方大学の生き残り戦略 関東大手大学の周辺大学・地方大学の成功例 講師：安田賢治氏（大学講師／（株）大学通信） |
| 第4講演 | テーマ：大学広報とブランディング マーケティング結果からみる北翔大学と広報 講師：石塚秀樹氏（プランナー／広告社（株）） ※第4講演ののち、石塚講師と15人の教職員でディスカッション |

また、令和4年（2022）年8月には、教職員一人ひとりが連携し協働できるチーム力を持つことの重要性を再確認するための機会として2人の外部講師による研修を実施した。概要は以下のとおりである。

| | |
|--------------|---|
| 第1講演 | テーマ：「選ばれ続ける必然」を作り出すブランディングの進め方 講師：佐藤圭一氏（コンサルタント） |
| 第2講演 第3講演 | テーマ：組織としての統制・チーム力 テーマ：これからの大学に必要な人材育成 講師：大野康人氏（流通科学大学事務局長・理事） |

このほか、SD活動の一環として年1回教授会前に時間を設定して教職員に次年度の事業（運営）方針並びに予算編成方針についての説明、前年度決算についての報告を行い、本学の現状を共有している。事務職員においては、本人の意向を確認した上で令和3（2021）年度から経験年数の短い若手職員を対象に所属部署以外での業務経験を1回3日間程度経験させる学内インターンシップ（備付32-④）を試行的に実施している。個々の職員のスキルアップはもちろん、実務をとおして広く大学運営業務を理解することで所属部署を超えた職員間連携をスムーズに進め効果的・効率的な業務遂行につながることを目指している。

学生の学習成果獲得の向上を目的として平成26（2014）年に設置した教育支援総合センターは、学習支援オフィス、学生生活支援オフィスとFD支援オフィスの3つのオフィスからなり、キャリア支援センターやアドミッションセンター、教職センター、保健センターに地域連携センターも加えた教育支援総合センター会議で審議や意見交換を行い、連携を図りながら学生の学習成果獲得の向上や支援に取り組むとともに、令和4年度には「学修成果の可視化に関するプロジェクトチーム」を発足し、システムの導入やデータの確認作業を行っている（備付45-⑩）。

また、心身面で配慮や支援の必要な学生に対しては保健センター、学生相談室及び障がい学生支援室が連携、情報を共有して教員と協力しながらその支援に当たっている。

現在、教職員は、ポータルサイト（Campusmate-J）を運用することで学生の学習状況や出席状況等を随時確認し学生支援に活用しているが、一層の充実に向けて学生カルテや学生情報の一元管理・分析システムの導入についての検討を始めている。さらに、学内の各員会に事務職員が委員として参加し職員の立場から意見を述べ、教育活動や学生支援の活動に反映できる体制も構築している。

事務局では、令和2（2020）年2月以降、コロナ禍にあつて感染状況に応じた迅速な対応が必要なことから、各部門の課題等について事務局長と関係部署で現状を点検・確認し

対応策を検討しながら改善に努め担当業務を通して学生支援や大学運営に当たってきた。コロナの感染状況が落ち着き始めてきており、令和5（2023）年度からはコロナ禍以前のように部課長会議を開催し理事会や教授会での審議や決定事項の共通理解・共有を図るとともに大学運営や各部署の業務遂行状況を定期的に点検・評価し、意見交換を行いながら業務遂行のための連携協力や業務改善に努めていくことにしている。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

教職員の就業に関する諸規程については、労働基準法第 89 条に基づき「学校法人北翔大学就業規則」（提出-規程集 02-01）をはじめ下記の規程等を整備している。

- ・学校法人北翔大学嘱託教育職員に関する規程（提出-規程集 02-02）
- ・学校法人北翔大学嘱託事務・技術職員に関する規程（提出-規程集 02-03）
- ・学校法人北翔大学契約事務職員に関する規程（提出-規程集 02-04）
- ・学校法人北翔大学臨時事務職員に関する規程（提出-規程集 02-05）
- ・北翔大学・北翔大学短期大学部教育職員の服務に関する内規（提出-規程集 02-06）
- ・学校法人北翔大学育児休業・介護休業等に関する規程（提出-規程集 02-08）
- ・学校法人北翔大学給与規程（提出-規程集 02-09）
- ・北翔大学短期大学部教育職員任用規程（提出-規程集 02-12）
- ・北翔大学短期大学部教育職員の採用及び昇任の選考に関する申し合せ（提出-規程集 02-13）
- ・学校法人北翔大学休職中の職員の給与等の取扱い（提出-規程集 02-14）
- ・北翔大学・北翔大学短期大学部退職手当規程（提出-規程集 02-15）
- ・学校法人北翔大学職員表彰取扱要項（提出-規程集 02-17）
- ・学校法人北翔大学賞罰委員会規程（提出-規程集 02-18）
- ・学校法人北翔大学苦情処理委員会規程（提出-規程集 02-19）
- ・北翔大学安全衛生委員会規程（提出-規程集 02-20）
- ・北翔大学ストレスチェック制度実施規程（提出-規程集 02-21）
- ・学校法人北翔大学コンプライアンス管理規程（提出-規程集 02-22）
- ・学校法人北翔大学コンプライアンス委員会規程（提出-規程集 02-23）
- ・学校法人北翔大学公益通報者の保護に関する規程（提出-規程集 02-24）
- ・学校法人北翔大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程（提出-規程集 02-29）
- ・北翔大学・北翔大学短期大学部教育職員の任期に関する規程（提出-規程集 02-30）
- ・北翔大学特別任用教育職員に関する規程（提出-規程集 02-31）

- ・北翔大学・北翔大学短期大学部外国人教育職員任用基準（提出-規程集 02-32）
- ・北翔大学・北翔大学短期大学部留学研修規程（提出-規程集 02-34）
- ・北翔大学における職員の旧姓使用の取扱い（提出-規程集 02-37）

これらの教職員の就業に関する諸規程は、総務部総務課において関係法令の改正や社会情勢の変化に対応して適宜改正等を含めた整備を行い適切に運用している。規程の整備、改正に当たっては、事前に従業員代表の意見を聴取し、決定後は学内のポータルサイトで周知している。これらの規程は誰もが閲覧できるよう学内ポータルサイトで全編公開されているほか、事務局各部署には規程集として配備している。

令和 4（2022）年には、育児休業・介護休業に関する規程（提出-規程集 02-08）を整備して、育児・介護休業法の改正に対応した。

出退勤については、令和 4 年度からシステムを導入し、出退勤時には各自のパソコンで入力、所属長による月締め及び確認の後、総務課にて一元管理されている。また、時間外勤務、休日勤務についても出退勤システムで行われ、時間外勤務及び休日勤務を行う際は入力とともに上司の承認を得て行っている。なお、休日勤務については休日出勤・振替休日願により振替休日の取得を義務付けている。

年次有給休暇は年間 11 日以上、最大 20 日まで付与されており、年度内の未使用分は翌年度に限り繰越すことができるよう規定している。なお、有給休暇は 5 日以上取得するよう義務付けており、学生の夏季休業や冬季休業、春季休業期間前には総務課から全教職員に告知がなされている。

育児休業および介護休業の申し出は、規程に基づいて行われており、変更や時間外労働の制限、短時間勤務等について書式を定め手続きに則って行われている。

また、職場の労働災害及び健康障害を防止し、職員の安全及び健康を確保するため、安全衛生委員会を設置し、月 1 回定例で職場の安全及び衛生管理の状況について確認するとともに措置が必要な事項について協議を行い対人支援も含めた環境の改善等に努めている。平成 28 年度からは全教職員を対象にストレスチェックも実施している。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

大学運営において、従前の業務に加え新たな対応や整備が必要な課題が年々発生してきている。教育の質の保証、内部質保証に努めながら、きめ細やかな学生指導や対応を維持し、更には質の向上に恒常的に取り組んでいかなければならない。そのために、研鑽の機会として多様な研修機会を設定し、教職員一人ひとりが資質の向上に努められるよう体制や環境を整えていかなければならない。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

- 提出資料 1 学生便覧 2022
2 大学案内 ①2022 ②2023

提出-

規程集 北翔大学施設設備委員会規程 (03-18)、北翔大学・北翔大学短期大学部防火・防災管理規程 (03-19)、学校法人北翔大学経理規程 (04-01)、図書館規程 (09-02)、図書館資料管理規程 (09-03)

- 備付資料 33 北翔大学・北翔大学短期大学部配置図及び校舎平面図
34 図書館利用案内

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

校地については、基準校地面積 3,800.00 m²に対し、短期大学部と併設大学の共用で 121,279.00 m²である。校舎については、基準校舎面積 4,087.50 m²に対し、短期大学部専用分と併設大学との共用部分を含めて現有校舎面積は 34,065.07 m²である。以上のように、校地面積・校舎面積ともに短期大学設置基準を大きく上回り整備も十分になされている。また、運動場は、短期大学部と併設大学の共用で 41,311.00 m²の運動場用地を有しており、

陸上競技場、テニスコート、野球場、サッカーグラウンド（サッカー・ラクロス用）、PALグラウンド（ソフトボール用）を整備している（備付 33）。

エレベーターの設置個所は、講義棟校舎に 3 カ所（2・6・7 号棟）、厚生施設（カレッジホール PAL）に 2 カ所、図書館に 1 カ所、北方圏生涯スポーツ研究センターに 2 カ所あり、平成 9（1997）年度以降の建設校舎等（4 棟）にはスロープ、引き戸を設置、多目的トイレも設置している。主要な出入口は全て自動開閉扉にしているが、スロープが設置されている出入口は 2 カ所となっている。

本学の校舎は体育館と雅館を除き、全ての棟が廊下でつながっており、平成 26（2014）年 3 月に 2 号棟の建て替えを完了し各棟への車椅子での通行が可能となった。また、各校舎等の玄関横には障がい者専用の駐車スペースも設置しており、校地・校舎ともに障がい者に配慮した対応も行っている。

体育館は、第 1 体育館（4 階建て、6,208.55 m²）、第 2 体育館（平屋、1,568.93 m²）、その他北方圏生涯スポーツ研究センター（6 階建て、11,603.95 m²）内に多目的ホール、ジムナスホール、スポルホール等を有しており、運動場とともに、被験授業等に指定されている学科授業や、学生の課外活動に利用されている。

教室については、1 号棟から 8 号棟、体育館までの校舎に大教室（200 人以上）7 教室、中教室（100 人～200 人）12 教室、小教室（100 人以下）14 教室、実験・実習室 139 室、演習室 52 室、研究室 113 室を有している（併設大学との共有等を含む）。実験・実習室については、絵画・彫刻等の美術系実習室、音楽・合奏室及び指導室等の音楽系実習室も整備している。特にこども学科の保育者・教育者養成においては、前記した 2 号棟が 4 階建ての保育者養成関連設備を充実させた施設であり、1 階には「保育実技室」、2 階には「保育演習室」・「模擬授業室・造形教室」、3 階には「ピアノ練習室」10 室と「ピアノレッスン室」2 室、4 階には「音楽室」と各種の演習、実験・実習室を整備している。「保育実技室」には保育所・幼稚園の 1 室を想定した設備とともに、最新の入浴装置や子ども用流し台・トイレを設置し、さらには授乳室を配置して、保育所・幼稚園実習や就職に向けての充実した実技・演習を実施している。なお、加えて 1 号棟には、「ピアノ練習室」21 室、「ピアノレッスン室」・「指導室」5 室を整備しており、保育者・教育者になるためのピアノの技量を磨くための教室も充実している。また、小学校教諭養成については、理科指導法のための「理科室」・家庭科指導法のための「調理実習室」、小学校の教室を想定した「619 教室」を整備している。

（保育者養成関連教室：2 号棟）

| 教室名 | 設備 | 数量 | 令和 4（2022）年度稼働率 |
|-------|--------------|----|--------------------------|
| 保育実技室 | 授乳室 | 1 | 前学期 43.33% 後学期 53.33% |
| | 幼児トイレ | 1 | |
| | 流し室 | 1 | |
| | 壁面流し台 | 3 | |
| | 園児用折りたたみテーブル | 8 | |
| | 乳児用折りたたみテーブル | 2 | |
| | 園児用椅子 | 30 | |
| | 乳児用椅子 | 6 | |
| | 絵本棚 | 2 | |

| | | | |
|----------------|---|-----------------------------------|--------------------------|
| | 収納棚 ベビーベッド おむつ交換台 電子ピアノ 折りたたみテーブル 折りたたみテーブル (小) スタッキングチェアー その他 | 2 3 2 1 20 1 60 | |
| 保育演習室 | 壁面作業台 壁面流し台 教員用美術机 学生用美術机 角いす 電子ピアノ その他 | 1 1 1 9 54 1 | 前学期 46.67% 後学期 40.00% |
| 模擬授業室・造形教室 | 壁面作業台 壁面流し台 机 椅子 折りたたみテーブル (小) 電子ピアノ | 1 1 77 77 1 1 | 前学期 40.00% 後学期 40.00% |
| ピアノレッスン室 (2 室) | グランドピアノ | 4 | — |
| ピアノ練習室 (10 室) | アップライトピアノ | 10 | — |
| 音楽室 | グランドピアノ 電子ピアノ 折りたたみテーブル スタッキングチェアー その他 | 2 2 34 102 | 前学期 50.00% 後学期 40.00% |

これら施設設備の維持管理は、総務課の所管業務となっており、経年劣化による施設設備の計画的整備のため、5 年の中期修繕計画を策定し毎年見直しをしながら実施している。建物の老朽化も進んでいるため、今後は 10 年～20 年程度の長期的な計画も策定する必要もあることから、財務計画と併せて検討することが課題となる。また、平成 21 (2009) 年度に施行された「施設設備委員会規程」(提出-規程集 03-18) に基づき、常勤理事会の諮問機関として学長を委員長とした施設設備委員会を組織し、学生による授業評価の一部で求める施設設備に対する要望や、教学からの要望を取り纏め、優先度の高いものから整備・予算化を常勤理事会へ答申している。学生から要望の多かった整備事項への取り組みは、近年では令和 3 (2021) 年度にトイレの整備を一部進めたほか、令和 4 (2022) 年度から 2 年計画で、夏場の室内環境整備のためエアコン設置工事を進めている。

情報関連教室(備付 36) はキャンパス全体でコンピュータ教室 5 室、CAD 実習室 1 室を設置し共用している。コンピュータ教室においては、事務ソフトウェアや 3D グラフィック制作ソフトウェアなど業界標準アプリケーションが利用できる。また、令和 3 (2021) 年度には、コンピュータ教室の 1 室をアクティブ・ラーニングに対応可能な仕様にリニューアルした。CAD 室においては、アパレル専用 CAD システムを整備し、服飾、ファッシ

北翔大学短期大学部

ョン関係の実践的な授業を行うことができている。これらの設備は、更新計画を作成し、定期的に機器の交換を行い時代に合うよう整備している。この計画については、FD 支援オフィスで毎年見直しを行っている。

個別の授業のための機器備品や、学科や教育分野特有の機器備品等は、毎年度の予算要求及び予算管理委員会によるヒアリングで確認し、学科予算に計上して購入・整備を行っている。

(情報関連教室)

| 室名 | 機種 | 数量 | 令和 4 (2022) 年度 使用頻度 |
|------------|---|-------------------|---|
| 527 情報スタジオ | Windows (教員用含む) モノクロプリンタ カラープリンタ (兼スキャナー) 教材提示装置 | 57 2 各 1 | 北翔大学と共用 前学期 27.0 時間/週 後学期 18.0 時間/週 |
| 740 情報スタジオ | Windows (教員用含む) モノクロプリンタ カラープリンタ (兼スキャナー) | 26 2 1 | 北翔大学と共用 前学期 10.5 時間/週 後学期 13.5 時間/週 |
| 128 情報スタジオ | Windows iMac モノクロプリンタ | 20 20 2 | 北翔大学と共用 前学期講義利用なし 後学期講義利用なし (自由開放教室として利用) |
| 528 情報スタジオ | Windows (教員用含む) モノクロプリンタ カラープリンタ (兼スキャナー) 教材提示装置 プロジェクター スクリーン | 57 2 各 1 | 北翔大学と共用 前学期 21.0 時間/週 後学期 16.5 時間/週 |
| 544 情報スタジオ | iMac (教員用含む) モノクロプリンタ カラープリンタ (兼スキャナー) 教材提示装置 | 45 2 各 1 | 北翔大学と共用 前学期 12.0 時間/週 後学期 13.5 時間/週 |
| 545 情報スタジオ | 電子黒板 BD プレイヤー 教材提示装置 スクリーン | 各 1 | 北翔大学と共用 前学期 15.0 時間/週 後学期 9.0 時間/週 |
| 730 情報スタジオ | 電子黒板 BD プレイヤー カラープリンター スクリーン | 各 1 | 北翔大学と共用 前学期 12.0 時間/週 後学期 18.0 時間/週 |
| CAD 実習室 | Windows (教員用含む) カッティングプロッタ 大判プリンタ プロジェクター カラープリンタ (兼スキャナー) パターンスキャナー | 13 各 1 | 北翔大学と共有 前学期 15.0 時間/週 後学期 12.0 時間/週 |
| 生涯学習サポート教室 | 電子黒板 ビデオプロジェクター BD プレイヤー | 4 2 4 20 | 北翔大学と共用 前学期 00.0 時間/週 後学期 00.0 時間/週 (必要に応じて予約して利 |

| | | | |
|--|-----------------------------|--------|----|
| | モバイルPC 液晶ディスプレイ スクリーン | 1 2 | 用) |
|--|-----------------------------|--------|----|

【補足】「128 情報スタジオ」「生涯学習サポート教室」を除き、各期初時点の予定で使用頻度を算出。このうち新型コロナウイルス感染拡大防止対策により急遽開講方式を変更した授業あり。

図書館（備付 34）は併設大学と共有で専有面積は 2,300.20 m²であり、座席は 298 席を有する。図書 224,738 冊、雑誌 2,742 種、視聴覚資料 11,102 点を所蔵し、電子ジャーナル契約種数は 6,561 種、新聞記事、文献検索等のデータベース契約種数は 10 種である。

図書館内に設置している学習スペース「生涯学習サポート教室（まなぼっと）」には、大型タッチパネルディスプレイ 4 台、大型液晶ディスプレイ 1 台、プロジェクター 2 台、スクリーン 2 台、可動式テーブル 18 台、可動式椅子 36 脚等を設置し、アクティブ・ラーニングを支える環境を整備している。令和 4（2022）年度の生涯学習サポート教室の稼働時間については、前学期 14.5 時間/週、後学期 13.4 時間/週となっている。また、個人学習ゾーン、グループ学習ゾーン、ラーニング・コモンズを確保し、学内 LAN 接続のパソコン 20 台及びプリンター 1 台のほか貸し出し用モバイルパソコン 20 台を備え、学生の学習環境を整備している。

図書館については「図書館規程」（提出-規程集 09-02）に基づき、各学部から選出された委員で構成する「図書館運営委員会」を設置し、図書館長の下で図書の選書、学習スペース確保等の利便性の向上方策、運営方針等について審議（備付 45-⑥）している。

購入図書選定及び廃棄は、「図書館規程」及び「図書館資料管理規程」（提出-規程集 09-03）に基づき実施している。選定は教員、図書館職員が行うほか、学生購入希望図書制度を設け常時購入希望を受け付けている。このほか、書店店頭またはオンラインで学生が図書館の蔵書を選ぶ「選書ツアー」を毎年実施し、学生の要望を積極的に取り入れている。また、シラバスに記載された教科書、参考書等を「科目関連図書コーナー」に集め、学習支援に寄与している。

【区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

「経理規程」（提出-規程集 04-01）で規定する固定資産、即ち、土地・建物・構築物・

機器備品・図書・車両等及びその他の固定資産と、耐用年数1年以上で1個または1組の価格が10万円未満の用品、耐用年数1年未満の消耗品（用品と消耗品を物品と称す）について、その調達、維持保全、処分等に関し適正かつ効率的な運用を図る目的で「固定資産及び物品管理規程」（提出・規程集 04-03）を整備し、この規程に基づき固定資産と物品を維持管理している。

火災・地震対策・防犯対策に関しては、火災予防と人的防災に重点を置き、火災そのほか災害による人的、物的被害を最小限にとどめることなどに必要な事項を定めることを目的に、「防火・防災管理規程」（提出・規程集 03-19）を制定し、防災計画を定め、防火防災対策委員会を設置している。学生には避難経路について学生便覧で示すとともに各教室にも掲示し、オリエンテーション等でも周知し、注意を促している。教職員には防災計画書を配布し、火元責任者、防災対策体制、それぞれが行う役割を示し防災意識を高めている。

平成30（2018）年9月に北海道胆振東部地震が発生し、北海道全域に大きな被害が発生した。本学も建物等への大きな被害はなかったものの、停電と前日までの台風による被害が重なり数日間にわたり業務が停滞した。この地震の際の教訓を生かしてより実効性のある防災対策の整備に向けて検討を進め、災害備蓄品の計画的購入の検討や、各地区隊の通信機器、ヘルメット、ビブスの整備を行い、災害時に即応できるよう避難誘導體制の充実・強化を図っている。また、今後は従前までの防災訓練を見直し、各地区隊の主要構成員となる職員の防災教育強化の検討を進めていく。

耐震改修が必要な施設については、平成28（2016）年度に3号棟及び4号棟の耐震補強工事を実施し、平成30（2018）年度に1号棟及び第2体育館についても耐震改修工事を行った。平成25（2013）年度の2号棟建て替えと合わせて耐震対策は完了している。

防犯については、規程化はされていないが、正門に守衛を配置し、訪問者・侵入車両の確認を行っている。特にロッカー室、更衣室、危険物等設置施設周辺には防犯カメラを設置し、夜間は機械警備システムも導入しており、平成30（2018）年度からは、校地・校舎の開口部を中心に録画可能な防犯カメラを新たに23台設置した。令和3（2021）年度には正門の開閉時間や常駐警備員の配置場所の見直しを行い、令和4（2022）年度には、教職員の車両入構場所を限定することで外部からの車両入構確認をしやすい体制に変更するなど、更なる防犯強化に努めている。また、近隣の住民自治会と協力し、夏場を中心に大学周辺の文京台地区の周辺パトロールも実施している。学生生活支援委員会及び学生生活支援オフィスのほか特待生や学生自治会役員等の学生ボランティアが参加し、地域と連携しながら防犯対策の強化を図っている。コロナ禍の影響によりいったん休止していたが、令和4（2022）年度から教職員がパトロールを再開、令和5（2023）年度からは学生の参加も再開することになっている。

コンピュータシステムのセキュリティ対策は、サーバの約9割を学外のデータセンターに設置し、入退室管理、耐震、防災などの対策を行っている。その他にファイアーウォールで不要なポートを閉じて不明なデータ侵入を排除している。また、大量データなどが発生した場合、通信を監視しているデータセンターから連絡を受けて学内のシステム動作環境等を確認している。学内において、学内LANにパソコンその他の通信機器を接続する時は、必ず申請して接続許可を受けることになっている。パソコンについては、指定した

ウイルス対策ソフトをインストールしてウイルス対策をしている。サーバへのアクセスは、各自のユーザーID とパスワードでログインを行っている。また、仮想化ネットワークを構成し、学生、教員、職員が接続できるサーバを限定している。

平成 28（2016）年度に、情報セキュリティ強化のため、不正機器検知システム（Counter-ACT）の導入設置を行い、本学に申請していないパソコン及び通信機器などを検知してネットワークの遮断などを行い学内ネットワークの監視が可能となった。令和 3（2021）年度にはシステム（L2Blocker）を更新し、セキュリティ体制の維持に努めている。

省エネルギー・省資源対策は、総務課において光熱水費、使用量、二酸化炭素換算排出量の月次管理を行う一方、クールビズの実施、冷暖房の室内温度を把握・調整し、省エネルギー・省資源に努めている。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

本学では、耐震改修工事は終了したが、校舎等の老朽化が進んでおり、財務計画と合わせた今後 10～20 年程度の長期的な整備計画を策定する必要がある。第 4 期中期計画の中間年を迎えることから、第 5 期中期計画に繋げていくことも含めて、第 4 期中期計画の中で概要を検討する必要がある。また、ライフデザイン学科が、令和 5（2023）年度入学生から募集停止となったことから、第 4 期中期計画に則って、占有してきた実験実習室等を学生の活動を支援できる環境として活用するための検討も必要である。

防火・防災対策について、平成 30（2018）年の北海道胆振東部地震で経験した被害を踏まえて、被害を最小・最短に抑えることができるよう実効性のある防災計画、危機管理マニュアルの見直し・リニューアル整備と防火・防災訓練の強化が喫緊の課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

令和 4（2022）年度から小規模ではあるが、非常時に備え、発電機やヘルメット、懐中電灯、保温シートなどの防災用品の購入整備や非常食の備蓄などを始めたところである。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

備付資料 35 無線 AP 敷設状況

36 コンピュータ教室等配置図

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

本学では、学科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づく技術サービス及び専門的支援については、向上・充実に努めている。学生及び教職員は、Microsoft Teams の他に、ポータルサイトを使って、学習、生活、就職等の情報の入出力を行っている。ポータルサイトは、学生と教職員全員が個別の ID を所持しており、学内及び学外からも活用することができる。

情報技術の向上に関しては、情報機器の操作を卒業必修科目として開講しており、その他の科目においても情報機器を活用した授業展開を行っている。また、講義以外にもコンピュータ教室を開放し、学ぶ機会を提供している。教員については、FD 支援オフィスが必要な基礎知識や技術の講習会を実施している。特に、令和 2（2020）年度から、コロナ禍にあって授業が対面から遠隔方式へ移行又は併用となり、FD 支援委員会が Web による ICT 相談会を実施（令和 2（2020）年度 50 回、令和 3（2021）年度 152 回、令和 4（2022）年度 84 回）し、教職員の情報技術の向上をサポートし遠隔授業を技術的に支援している。また、日常的業務上で支障をきたす事態が発生した場合は、FD 支援オフィス担当職員が迅速に対応し、指導・措置をする体制が整っている。組織的な技術的支援にまでは至っていないが学内における有効な対策の一つとなっている。

技術的資源と設備の両面において、計画的に維持、整備を行ってはいるが今後も学生の学習成果獲得支援につながるよう年次計画を策定して整備を進めていく。

技術的資源の分配については、限られた資源の中で活用しているため、必要性が重なった場合、スムーズに活用できないこともあり、需要に即して今後も検討する余地がある。

授業や学校運営に活用できるようコンピュータ教室を含めたコンピュータ環境（備付 35、備付 36）は整えている。

また、学生の学習支援のために必要な学内 LAN の整備も進めており、学内のコンピュータ教室設置機器へのメンテナンスも定期的の実施されている。こうした学内のコンピュータ環境は LAN で接続されており、平成 24（2012）年から平成 25（2013）年で無線 LAN のアクセスポイントを 36 カ所設置して LAN 環境の整備も行い、その後 80 カ所まで拡大していったことで、それぞれの教員が必要に応じて新たな情報技術などを活用して、

効果的に授業を行っている状況となっている。現在はさらに4カ所追加整備し84カ所の設置となっており、校舎全域でLAN環境への接続が可能（備付36）となっている。なお、その技術を教員間で共有し、相互に啓発された空間を築いて行くことによって、一層充実した授業展開が実現するものと考えている。

授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室等の特別教室は、教育支援総合センター内の学習支援オフィスとFD支援オフィス及び担当教員によって整備されている。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

平成23（2011）年度以降、学内のLANの見直しを行い現在は84カ所の無線アクセスポイントを設置し、全学でLAN環境に接続が可能となっている。技術的資源については計画的に整備がなされているが、場所により通信状況に格差があり、更なる環境整備が必要である。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

提出資料 4 大学年鑑誌 [PAL (パル)] ①No.540 ②No.541

22 活動区分資金収支計算書（学校法人全体）

23 事業活動資金収支計算書の概要

24 貸借対照表の概要（学校法人全体）

25 財務状況調べ

26 資金収支計算書・資金収支内訳表

① 令和2（2020）年度、②令和3（2021）年度、③令和4（2022）年度

27 活動区分収支計算書

① 令和2（2020）年度、②令和3（2021）年度、③令和4（2022）年度

28 事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表

① 令和2（2020）年度、②令和3（2021）年度、③令和4（2022）年度

29 貸借対照表

① 令和2（2020）年度、②令和3（2021）年度、③令和4（2022）年度

30 令和4（2022）年度事業報告（概要）

31 令和5（2023）年度事業計画（概要）

32 令和5（2023）年度収支予算書

提出-

規程集 学校法人北翔大学資金運用規程（04-02）

備付資料 37 ホームページ（寄付金について）

38 学校法人北翔大学寄付金取扱いに関する規程

39 学校法人北翔大学計算書類

- ① 令和 2 (2020) 年度、②令和 3 (2021) 年度、③令和 4 (2022) 年度

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
- ① 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
- ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

資金収支（提出 22、提出 26）の翌年度繰越支払資金は、令和元（2019）年度に専修学校の法人分離に伴う資金移動による管理経費（寄付金支出）の増加により一時的に減少したが、令和 2（2020）年度以降は改善され、令和 4（2022）年度までの 3 年間で 3 億円増加した。ただし、資金収支計算書の翌年度繰越支払資金は当年度の貸借対照表の現預金と一致することから、流動資産としての増減の意味を持つが、経営戦略上では固定資産

(特に特定資産)に徐々にシフトさせ、資金の長期運用による受取利息の増加を図ることが肝要と考えているところである。事業活動収支(提出 23、提出 28)の基本金組入前当年度収支差額は、同様の原因により令和元(2019)年度のみ支出超過となったが、令和2(2020)年度は1億円超、令和3(2021)年度と令和4(2022)年度は2億円超の収入超過となった。

貸借対照表(提出 24、提出 29)上では、令和4(2022)年度末時点において負債が計画どおりに減少しており新たな負債も発生していない。また、金融資産が負債総額を上回っており健全に推移している。

入学定員及び収容定員の充足状況について、ライフデザイン学科では入学定員充足率42%~56%、収容定員充足率44%~52%と厳しい状況が続いている。コース等の再編の含めた教育内容の見直し・充実は不断に行ったものの、定員の充足には至っていない。そこで、ライフデザイン学科の令和5(2023)年度入学生から募集を停止することを令和3(2021)年度末に決定した。

また、こども学科においても収容定員充足状況は、平成29(2017)年度から100%を割った状況が続いている。こども学科では、高校生に対してより確かな情報を提供できるようオープンキャンパスに加えて独自のパンフレットを作成したり、進学体験イベント等を開催したりするなどの取り組みも行ってきた。しかしながら、入学定員の確保や入学者の増加には至らず、令和4年(2022)度より入学定員を140人から110人に変更した。

これを受けて、こども学科の令和4(2022)年度入学定員充足率は86%、収容定員充足率は89%まで回復した。今後も引き続き改善案の検討と具体化に向けて取り組んでいく予定である。

なお、併設大学は令和元(2019)年度から定員を充足しており、大学・短大合計では入学定員充足率が改善している。令和4(2022)年度は大学・短大合計の入学定員数600人に対し、入学者数は603人であった。

資産運用においては、運用対象となる債券の格付等運用基準の明確化と管理体制の強化を図るため令和2(2020)年度に改定した資金運用規程(提出・規程集04-02)に基づき、適切に資金運用を進め、利息収入の増加を図っている。また、経営基盤の安定を図るため、令和4(2022)年度に施設・設備等整備拡充引当特定資産を創設し、5億円を繰り入れた。

短期大学部の教育活動収入における教育研究経費の比率は令和元(2019)年度以降30%台で推移している。施設設備や図書については、教育研究にかかる支出として継続して資金配分している。

【施設設備・図書支出決算額(短期大学部)】(単位:千円)

| | 令和2(2020)年度 | 令和3(2021)年度 | 令和4(2022)年度 |
|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 施設関係支出 | 491 | 1,741 | 5,434 |
| 教育研究用機器備品支出 | 3,255 | 4,990 | 4,386 |
| 図書支出 | 1,601 | 1,604 | 1,561 |

【入学定員充足率及び収容定員充足率】
(ライフデザイン学科)

| | 令和 2(2020)年度 | 令和 3(2021)年度 | 令和 4(2022)年度 |
|---------|--------------|--------------|--------------|
| 入学定員充足率 | 56% | 42% | 48% |
| 収容定員充足率 | 52% | 47% | 44% |

(こども学科)

| | 令和 2(2020)年度 | 令和 3(2021)年度 | 令和 4(2022)年度 |
|---------|--------------|--------------|--------------|
| 入学定員充足率 | 63% | 76% | 86% |
| 収容定員充足率 | 68% | 79% | 89% |

本学では令和 3 (2021) 年度～令和 7 (2025) 年度の 5 年間について策定した第 4 期中期計画（備付 42-①）に基づき、毎年度課題の取組状況や成果の検証を行っている。また、毎年度、事業方針及び予算編成方針を示して、各部門の具体的な事業計画の策定及び予算編成にあたり、計画の確実な履行に努めており、適切な財務運営を行っている。予算は前年度 3 月の理事会で決定し、5 月の理事会で決算及び学生数の確定による補正を行う。確定した予算は速やかに予算管理単位に通知され適正に執行されている。日常的な出納業務は適切で円滑に実施され、経理責任者である事務局長を経て理事長に報告されている。月次試算表は毎月作成し、経営責任者（事務局長）を経て学内理事、専務理事、理事長まで報告している。

また、監事、監査法人及び内部監査室による三様監査の体制を構築し、適切な会計処理により資産及び資金を安全かつ適正に管理している（備付 46、備付 47）。監査法人による監査は期中監査 3 回を含め年 13 日（469 時間）にわたって行われ、監査意見や指導にはその都度適切に対応している。また、監査法人による監査の都度、専務理事、内部監査室長、事務局長、総務部長、財務会計課長と財務会計課担当職員が出席して講評を受けている。

寄付金については、平成 21 (2009) 年 6 月に所得税法施行令第 217 条第 1 号の 2、第 3 号又は第 4 号及び法人税施行令第 77 条第 1 号の 2、第 3 号又は第 4 号に掲げる特定公益法人の証明書の交付を受け、寄付金募集を行っている。女子短期大学であったという沿革も背景にあり、同窓会からの寄付（現物寄付を含む）以外の個別同窓生からの寄付は多くはない現状にある。令和 4 (2022) 年度に江別市ふるさと納税の寄付先に本学を含む市内の高等学校及び大学が追加され、納められた寄付額の一部が教育環境充実のため翌年度に補助金として交付される制度が始まった。なお、学校債は発行していない。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。

- ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。経営改善計画は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」では令和 4（2022）年度「A3」に該当（提出 23）し、正常状態を維持している。

本学は、創立以来 59 年の歴史と伝統を持つ短期高等教育機関として高校生や地域社会の要請に幅広く応えてきた。平成 15（2003）年度には、地域総合科学科の認定を受けた「人間総合学科」を開設して受験生からも一定の支持を得たが、平成 19（2007）年度以降は定員を確保できず、数度の定員減を行いながら、平成 24（2012）年度にはライフデザイン学科に名称を変更し、高校生や社会のニーズに対応できるよう教育内容の見直しも重ねてきた。平成 28（2016）年度からは、就職の強化を図り実務教育協会の認定する新たな資格取得も可能とし、一時回復傾向にあった。令和 2（2020）年度、ライフデザイン学科は従来の 2 コース制からキャリアデザインコース、ファッションコース、舞台芸術コースの 3 コース制にして教育課程の見直しを図ったが、その後も入学定員充足率 42%～56%と厳しい状態が続き、令和 3（2021）年度末に令和 5（2023）年度からの募集停止が決定した。

一方、こども学科は、保育士資格及び幼稚園教諭 2 種免許状の取得を主として小学校教諭 2 種免許状も取得可能な学科であり、3 つの免許・資格が取得できることが道内の他の短期大学にはない特長である。この特長と 100%近い就職率を継続している実績がありながら、平成 28（2016）年度以降は入学定員未充足が続き、令和 4 年（2022）度から入学定員を 140 人から 110 人に変更した。また、教育課程及び履修方法の見直しを図り、従来の 3 コース制から音楽・保育コースを統合した保育コースと教育コースの 2 コース制に変更して将来像を意識した学習指導、学生指導を強化している。今後も改善策の検討・具体化に向けて取り組んでいく。

客観的な環境分析は、理事長、専務理事及び学長を中心に日本私立大学協会や日本私立短期大学協会（何れも北海道支部を含む）の総会資料、教育政策や進学情報に詳しいソリューション部門を有する書店や広告代理店等からの提供資料等から行っている。また、「北の学び」研究会に参加し、高等教育の諸課題や情報交換等を道内他大学と行っている。

さらに、それぞれの業界で実績のある学外理事との意見交換や証券会社からの定期的な道内外大学の財務状況及び本学との比較分析についてのレクチャー等を通じて行い、理事会で共有している。令和 3（2021）年度からの第 4 期中期計画（備付 42-①）を策定し、毎年度点検評価による見直しを行い、達成状況を検証するとともに、教育政策や社会状況の変化を踏まえ、目標数値を設定した PDCA サイクルを機能させながら安定的な運営にあたっている。

学生募集については、アドミッションセンター運営委員会で実施計画（オープンキャンパス、進学相談会、高校訪問、メディア・看板広告等）を立案し、学長の確認・承認を経て実施している。また、高等学校からの要請による出張講義にも積極的に取り組んでいる。入学者選抜においては、総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜など多様な選抜制度を実施している。学納金は据え置きを堅持しつつ長期履修生制度も設け、社会人やじっくり学びたいという学生に対する経済的負担への配慮も行っている。本学独自の奨学金制度の他、令和 2（2020）年度には高等教育の修学支援新制度の対象校に採択され、学費の減免制度の一層の充実を図り、また、分納・延納制度を設けて柔軟に対応している。

法人全体での人件費比率は 50%台と減少傾向にあるが、短期大学部では 60%台～70%台で推移している。中期計画における人件費抑制方針のもと、教育の質の保証を前提としながら、免許・資格要件に不足を生じる場合を除いて退職者の後任は不補充を原則としているほか、教育課程の見直しによる非常勤講師の抑制にも努めている。

施設設備計画は、毎年度施設整備委員会で各部門から要請を聴取し、優先順位を設定し可能な範囲内で整備・改修を行っており、平成 30（2018）年度に第 2 期耐震改修工事を終了した。また近年は、コロナ禍の影響による遠隔授業の実施に対応するため、インターネット環境整備を中心に、学生、教職員の安心安全な教育研究環境の整備に努めている。

事務局のサポートのもと全学で外部資金の獲得に努めており、令和元（2019）年度短期大学部で科学研究費助成事業に 1 件採択され、令和 4（2022）年度まで継続して採択されている。包括連携協定に基づく江別市からの研究資金は、令和 3（2021）年度に 1 件、令和 4（2022）年度に 2 件採択されている。今後も計画性をもった外部資金の獲得に向けて方策を講じていく。

遊休資産については、2,910.30 m²の土地を含む法人内専修学校の旧校地、校舎等の資産の将来的な活用・運用を専修学校のあり方を含めて平成 29（2017）年度から検討を行った結果、令和元（2019）年 4 月に専修学校の法人分離、あわせて法人名を浅井学園から北翔大学に変更並びにそれに伴う寄附行為の変更を行った。

定員管理については、ライフデザイン学科で入学定員充足率 42%～56%、収容定員充足率 44%～52%と厳しい状況が続いており、令和 5（2023）年度からの募集停止を決定した。こども学科では、平成 29（2017）年度以降未充足に転じて厳しい状況が続いていたが、令和 4（2022）年度に入学定員を 140 人から 110 人に変更し、収容定員充足率は 89%まで回復した。

施設設備費や図書費は短期大学部全体では適切に配分されおり、教育研究経費比率も 30%台を維持している。事業方針並びに予算編成方針についての教授会前の全体説明、

ヒアリングを通じた予算統制や執行段階において予算管理単位（学科等）が抑制に努めることで、収支均衡となるよう努力を続けている。学内に対する経営情報の公開は、私立学校法第 47 条第 2 項に基づき、寄附行為第 36 条に規定して、請求に応じて閲覧できるよう財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書に監査報告書を加えて事務室内に備えている。また、ホームページ（提出 7-⑤）には学校法人概要、事業概要報告、分かりやすく解説した決算概要、収支計算書、貸借対照表、財産目録及び監査報告書を掲載し公開している。このほか、学長から、理事会報告として決算概要を運営企画会議（学長、学長補佐、研究科長、学部長、学科長、案件のあるセンター長、事務局長）を通して学内に説明・報告を行っている。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

短期大学部の安定した経営・運営には入学定員及び収容定員充足による収入の確保が不可欠である。こども学科では、令和 4（2022）年度入学生から入学定員を減少したことで入学定員充足率 80%台に回復したものの入学者数では減少傾向が続いている。こども学科独自の学生募集活動も実施してきたが、定員充足に向けた具体的な諸施策の検討と実施が喫緊の課題である。

財務面では、財務基盤の強化に向けて流動資産を固定資産（特に特定資産）に組み直し、運用資金を増加させることで運用益の増加につなげていく。また、事務局の支援体制も整備し外部研究資金の獲得増加を目指していく。

更に、第 4 期中期計画に基づき寄付金の増加を目指して具体的で効果的な募集計画を立案する。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特になし。

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の認証評価における行動計画の実施状況は以下のとおりである。

(1) 次世代の人材育成ニーズに応え、社会に貢献できる人材を輩出するために、先を読んだ教育課程や教育組織の編成・改善をしていかなければならない。

〈実施状況〉

学生の学習成果獲得を支援できるよう、教職課程の再課程認定に向けた教育課程の見直しや資格取得状況など教育の効果をもとにした教育課程の確認や見直しを毎年行っている。ライフデザイン学科では令和元（2019）年度から、学習成果獲得の支援につながるよう、進路や学習内容をより明確にして従来の 2 コースから 3 コースに、こども学科は令和 2（2020）年度から、これまでの 3 コースから取得できる免許・資格を明確にした 2 コー

スに再編成を行った。

(2) 教育環境の整備においては、平成 28 (2016) 年度からの第 3 次中期計画の策定を進めており、その年次計画に基づく整備を進めていく。

〈実施状況〉

第 3 次中期計画に基づいて、平成 30 (2018) 年度に第 2 期耐震改修工事 (1 号棟、第 2 体育館) を行った。第 2 期工事をもってキャンパス内の耐震改修工事は完了した。また、1 号棟のサッシ交換や玄関フードの改修、外壁塗装等の改修工事を行ったほか、教室の AV 機器の更新や火災報知盤、電話設備などの更新を行うなど、優先度を考慮して安全安心な教育環境整備を実施した。

(3) 研究活動に関する規程において、専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等、未整備の規程について、全学規程として整備を進めていく。

〈実施状況〉

専任教員の留学に係る規程として留学研修規程は整備しているが、他の海外派遣や国際会議出席等に係る規程の整備はできていない。第 4 期中期計画にある共同研究の促進に向けて今後、併設大学を含めた規程の整備に取り組む。

(4) 少子高齢化、四年制大学志向、資格・実学系学問の人気、学生の多様化等、短期大学を取り巻く環境が厳しい中で、今後も教育による社会的使命を達成できるよう、そして社会及び学生から支持されるよう教育課程の不断の見直しと学生支援内容の充実を図り、学生確保に努めていく。

〈実施状況〉

ライフデザイン学科では令和元 (2019) 年度から、学習成果獲得の支援につながるよう、進路や学習内容をより明確にして従来の 2 コースから 3 コースに、こども学科は令和 2 (2020) 年度から、これまでの 3 コースから取得できる免許・資格を明確にした 2 コースに再編成を行った。本学では、学生の学習成果獲得を支援できるよう、教職課程の再課程認定に向けた教育課程の見直しや資格取得状況など教育の効果を勘案した教育課程の確認や見直しを毎年行っている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

大学運営において、従前の業務に加え新たな対応や整備が必要な課題が年々発生してきている。こうした課題に適切に対応していくために、教職員一人ひとりが一層、資質の向上に努められるよう多様な研修機会を設定し、効果的な SD 活動を計画的に実施していく。

校舎等の老朽化が進んでおり、財務計画と合わせた今後 10~20 年程度の長期的な整備計画を策定し、校舎等の施設設備の維持、改修等の整備を計画的に進めていく。

防火・防災対策について、危機管理マニュアルの抜本的な見直しを行い、防火・防災訓練の強化を含めた実効性のある防災計画の策定が急務である。

平成 23 (2011) 年度以降、学内の LAN の見直しを行い、現在は 84 カ所の無線アクセ

スポットを設置し全学で LAN 環境への接続が可能となっている。しかし、通信状況に格差があり、学内全域でパソコン対応可能な環境整備を段階的に整備していく。

こども学科の学生確保に向けて早急に具体的な方策を検討し実施していく。

流動資産から固定資産（特に特定資産）への組直しや外部研究資金の獲得、寄付金募集計画の立案検討等を行い、財務基盤の強化に努めていく。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

＜根拠資料＞

提出資料 3 学校法人北翔大学ガバナンス・コード

33 学校法人北翔大学 寄附行為

34 理事会議事録

① 令和 2（2020）年度、②令和 3（2021）年度、③令和 4（2022）年度

備付資料 40 理事長の履歴書（令和 5 年 5 月 1 日現在）

41 学校法人実態調査

42 中期計画 ① 第 4 期中期計画 ②第 3 次中期計画

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

＜区分 基準Ⅳ-A-1 の現状＞

理事長（備付 40）は、建学の精神・教育の理念を理解し、その具現化のための教育研

究を推進し、本法人の適正な運営、経営に努め法人の発展に寄与している。

理事長は、令和 5（2023）年 5 月 26 日に就任した。前職で私立大学の事務局長、財務担当常務理事を約 10 年務め、その後本法人の監事、内部監査室長を経て平成 29（2017）年に理事に就任、同時に専務理事となり前理事長とともにリーダーシップを発揮しながら本法人の発展向上に努めてきた。

本法人の寄附行為（提出 33）第 12 条に、私立学校法の規定を踏まえて「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」と定め、理事長の職務と法人を代表することを規定しており、理事長は法人の運営全般にわたりリーダーシップを発揮する立場にある。令和 2（2020）年 3 月には「学校法人北翔大学ガバナンス・コード」を策定して役員は本法人及び短期大学部の運営に関して法的な責任があることを認識するとともに適切なガバナンスを確保して時代の変化に対応した大学づくり・運営を進めていくことを宣言し公表している。

理事長は、予算や事業計画等の重要事項についてあらかじめ評議員会に諮問している。また、寄附行為第 35 条の規定に基づき決算並びに事業の実績について、毎会計年度終了後 2 月以内に監事による監査を経て理事会で決議を得た後、評議員会に報告を行っている。理事会及び評議員会の承認を得た決算及び事業の実績に係る書類（財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書）は私立学校法の規定に基づいて利害関係人への閲覧に供するとともに本学ホームページに掲載して情報公開に努め公共性を有する法人としての説明責任を果たしている。

本法人の管理運営にかかわる役員（理事）については、寄附行為第 6 条、第 7 条及び第 11 条に選任、退任及び解任について規定し、私立学校法の役員を選任の規定に基づいて選任されている。また、第 11 条の（役員解任及び退任）については、学校教育第 9 条の欠格事由の規定を準用している。寄附行為第 6 条の選任においては複数の学外理事選任を義務付けており、現在は理事定数 9 人のうち 5 人が学内理事、4 人が学外理事という構成になっている。9 人の理事は、理事長、専務理事、学長、評議員会選任 2 人（副学長及び事務局長）、民間企業の役員（元職を含む）2 人、社会福祉法人理事長及び行政機関理事という構成で、いずれも建学の精神を理解し、本法人の健全な運営について学識及び見識を有する者また本学を熟知する者が選任されている。それぞれの役員の役割は学外理事を含めて明確にするとともにホームページで公表している。

監事については、寄附行為第 7 条に「監事は、理事、評議員又はこの法人の職員以外のものの中から評議員会の同意を得て、理事長が選任する。」と規定し 2 人を選任している。

寄附行為第 16 条に、「理事会は、学校法人の業務を決し、理事長、理事及び常勤理事の職務の執行を監督する。」「理事会は、理事長が招集する。」「理事会に議長を置き、理事長を持って充てる。」と定めており、理事長はこの規定に則って年 6 回（定例会）の理事会を招集し、議長となり適切に運営して重要事項を審議決定している（提出 34）。

認証評価については学長を委員長とした点検評価委員記を中心に対応している。点検評価委員会には理事である事務局長も委員となっており、学長理事とともに責任ある立場で対応に当たっている。認証評価の受審や報告書作成に当たっては理事会審議を経て決定しており、理事会は認証評価に対する役割を果たし責任を負っているといえる。

理事会では、事案の審議決定のほか、それぞれの理事がその役割や所属する業界からの視点で短期大学を含む高等教育に関する課題についての意見交換もなされ、短期大学部の発展のための情報の収集と共有がなされている。

理事会からの委任を受けた事項については、理事会規程、常勤理事会規程に基づき常勤理事会（学内理事 5 人）において審議決定し、円滑で迅速な運営に努めている。また、理事長は、非公式ではあるが、学内理事懇談会を適宜招集して教学運営や管理運営状況についての意見交換や確認・調整を行い情報共有、認識の共有にも努めている。理事会は、これら理事会規程や常勤理事会規程に加えて本法人並びに本学の運営に関する諸規程等を整備している。規程集は事務局各部署、役職教職員及び共同研究室に配置するとともに学内グループウェアにも掲載し誰もが日常的に規程を閲覧、確認できるようにしている。改廃は各規程の定めにより手続きを経て行われ、グループウェアで周知している。

＜法人運営並びに本学の運営に関する主な規程＞

学校法人北翔大学ガバナンス・コード（提出・規程集 01-01）、学校法人北翔大学管理運営規程（提出・規程集 01-03）、学校法人北翔大学理事会規程（提出・規程集 01-04）、学校法人北翔大学常勤理事会規程（提出・規程集 01-05）、学校法人北翔大学企画室規程（提出・規程集 01-07）、学校法人北翔大学事務分掌規程（提出・規程集 01-08）、学校法人北翔大学内部監査規程（提出・規程集 01-09）、学校法人北翔大学賞罰委員会規程（提出・規程集 02-18）、学校法人北翔大学苦情処理委員会規程（提出・規程集 02-19）、北翔大学安全衛生委員会規程（提出・規程集 02-20）、学校法人北翔大学コンプライアンス管理規程（提出・規程集 02-22）、学校法人北翔大学コンプライアンス委員会規程（提出・規程集 02-23）、学校法人北翔大学公益通報者の保護に関する規程（提出・規程集 02-24）、学校法人北翔大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程（提出・規程集 02-29）、学校法人北翔大学経理規程（提出・規程集 04-01）、学校法人北翔大学固定資産及び物品管理規程（提出・規程集 04-03）、学校法人北翔大学予算管理規程（提出・規程集 04-04）他

理事会は、学校法人の業務に関する最高の意思決定機関として、短期大学部の教育課程や教育組織の変更、認証評価等の重要事項について審議決定しており、短期大学の運営に関しても最終責任を有している。理事会の開催に当たっては、理事会の重要性に鑑み学外理事や監事が遠隔地からでも出席が可能となるようリモート会議システムも活用して運営している（提出 34）。

なお、前回評価時に理事長のリーダーシップの改善計画に記述していた理事の任期及び再任回数等の制限等の検討については、理事長、専務理事は 2 期 8 年を限度とすること、理事長、専務理事以外の理事、監事及び評議員については 3 期 12 年を限度とする等、役員等の就任期間の目安について、令和 3（2021）年度第 6 回理事会（令和 4（2022）年 3 月 11 日開催）において理事会申し合せとして定めた。

＜テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題＞

私立学校法の改正に伴う、令和 7（2025）年度からの学校法人制度改革（ガバナンス改革）に適った新たな理事会、評議員会体制を検討し適切に整備していく。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

特になし。

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料 6 北翔大学短期大学部学則

35 教授会議事録

① 令和2(2020)年度、②令和3(2021)年度、③令和4(2022)年度

提出-

規程集 学校法人北翔大学管理運営規程(01-03)、北翔大学短期大学部教授会規程(07-02)、北翔大学における学生の不祥事に対する懲戒処分又は措置等のガイドライン(08-03)、北翔大学における試験時に不正行為を行った本学学生の取扱要項(08-04)、北翔大学における喫煙ルールに違反した本学学生の取扱要項(08-05)、北翔大学・北翔大学短期大学部学長選考規程(08-28)

備付資料 43 学長の個人調書

44 学長の教育研究業績書

45 委員会等議事録(令和4(2022)年度)

① 学習支援委員会議事録

② 学生生活支援委員会議事録

③ FD支援委員会議事録

④ アドミッションセンター運営委員会議事録

⑤ キャリア支援センター運営委員会議事録

⑥ 図書館運営委員会議事録

⑦ 教職センター運営委員会議事録

⑧ 保健センター運営委員会議事録

⑨ スポーツ科学センター運営委員会議事録

⑩ 地域連携センター運営委員会議事録

⑪ 教育支援総合センター会議議事録

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。

② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。

- ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
- ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準IV-B-1の現状>

学長は、「北翔大学・北翔大学短期大学部学長選考規程」（提出-規程集 08-28）に基づいて選任されている。「学校法人北翔大学管理運営規程」（提出-規程集 01-03）第 13 条に、「大学及び短期大学の学長は、大学の校務をつかさどり、所属職員を統督する。」と明記しており、短期大学部の最高責任者として教学運営に当たっている。

学長（備付 43、備付 44）は、北海道立教育研究所の室長、指導主事を経て、平成 9（1997）年に北海道女子大学短期大学部（現、北翔大学短期大学部）助教授に就任し、平成 12（2000）年に北海道浅井学園大学（現、北翔大学）教授に就任した。平成 26（2014）年度から学長補佐、平成 28（2016）年度から副学長を経て、平成 30（2018）年 2 月から学長に就任し、再選を経て、現在に至っている。平成 19（2007）年からは、学校法人浅井学園（現、学校法人北翔大学）の理事として、16 年にわたって法人経営にも参画している。また、大学認証評価機関の理事ほか、公職も多く、道内各地の教育現場からの研修会講師の要請も多い。このように、学長は、長く多彩な教育活動経験から教育全般にわたり広い見識を持ち、社会活動を併せて大学・短期大学部の教育振興、発展に努めている。

学長は、「基礎教育セミナー I」において、建学の精神や教育理念、大学教育の意義等についての学長講話を担当している。また、教育課程の実施や非常勤を含む教員編成に責任を持ち、短期大学部の教育研究の充実と推進に努めている。

学生の懲戒の手続きについては、「北翔大学短期大学部学則」（提出 6）第 67 条（賞罰）

に定めている。また、「北翔大学における学生の不祥事に対する懲戒処分又は措置等のガイドライン」(提出-規程集 08-03)、「北翔大学における試験時に不正行為を行った本学学生の取扱要項」(提出-規程集 08-04)、「北翔大学における喫煙ルールに違反した本学学生の取扱要項」(提出-規程集 08-05) も定めており、学生便覧に掲載している。

学長は、「北翔大学短期大学部学則」第4章及び「北翔大学短期大学部教授会規程」(提出-規程集 07-02) に基づき教授会を開催し、短期大学の教育研究、学生に関する事項についての審議機関として、適切に教授会を運営している。教授会は、毎月1回、定例開催している。教授会には所属の全教員が参加し、事務局からは事務局長、総務部長及び総務課長が参加している。教授会における審議事項については、「北翔大学短期大学部学則」第9条及び「北翔大学短期大学部教授会規程」第3条に定めている。学則や教育課程に関する事項、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与、学生の賞罰に関する事項、教育研究に関する事項等について審議・決定している。なお、「北翔大学短期大学部教授会規程」第11条の規定により、併設大学と合同で教授会を開催できることになっており、学習成果や三つの方針について認識の共有をしている。

議事録については、総務課で作成し、事務局長が保管、管理している。作成した議事録は、学長、副学長、事務局長、総務部長、総務課長、学科長等が回覧して内容を確認している(提出 35)。

学長は、教授会の他、運営企画会議、点検評価委員会、人事委員会、入試総務委員会、新型コロナウイルス対策本部会議、危機管理対策連絡調整会議等の議長も務め、教学運営の長として、強いリーダーシップを発揮している。

併設大学と合同で教育運営上のセンター等を置き、それぞれのセンター規程等に基づいて、委員会を適切に運営している。教育支援総合センター(学習支援オフィス、学生生活支援オフィス、FD 支援オフィス)、アドミッションセンター、キャリア支援センター、教職センター、図書館、保健センター、スポーツ科学センター、地域連携センター等がある。委員会又は運営委員会は担当事務部門の課長(一部課長代理等)も委員として参加し、教職協働で教学運営業務や学生支援業務に当たっている(備付 45)。各センターのセンター長及び副センター長、各オフィスのオフィス長、図書館長及び副館長は学長が任命している。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

近年、少子化の影響や短期大学進学率の低下等により、両学科ともに入学者の減少傾向が拡大してきている。このような状況を踏まえて、検討を重ねた結果、こども学科は、コースを再編し、令和4(2022)年度入学生から入学定員を140名から110名に減少し、ライフデザイン学科は、令和5(2023)年度入学生の募集を停止することになった。短期大学を取り巻く環境が厳しさを増している中、学長のリーダーシップにより、本学の特長を最大限に引き出す教育改善、教育の充実及び教育組織について検討を進めているが、短期大学及び併設大学全体の将来ビジョンを明確に示した上で早期に具体化していくことが重要である。

また、学習成果の把握・可視化については、FD ネットワーク“つばさ”に加盟し、アンケートにより行っているが、集計・分析結果を改善に活用するまでには至っていない。

より一層の教育の充実に向けて併設大学での取り組みを参考にしながら、学習成果の把握並びにその分析による教育改善に繋げていかなければならない。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

学長は、併設大学学長及び短期大学部学長を兼任しており、よりリーダーシップが発揮しやすくなり、全学的な改善や改革が迅速に進められるようになった。就任2年目の令和2（2020）年2月には、新型コロナウイルス対策本部会議を立ち上げ、本部長として情報収集と分析のもと、感染防止並びにコロナ禍での学生の安全確保と学習機会の確保に努めてきた。

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

<根拠資料>

提出資料 7 ホームページ ①「本学について（情報の公表）」⑤法人情報

33 学校法人北翔大学寄附行為

36 評議員会議事録

① 令和2（2020）年度、②令和3（2021）年度、③令和4（2022）年度

備付資料 46 監査計画書

① 令和2（2020）年度、②令和3（2021）年度、③令和4（2022）年度

47 監査報告書（写し）

①令和2（2020）年度、②令和3（2021）年度、③令和4（2022）年度

[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準IV-C-1 の現状>

監事は内部監査室と連携を図り、内部監査の結果報告を踏まえるとともに、期中監査の講評にも出席し監査法人との面談・意見交換も行うなど、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査するとともに年6回開催される理事会、年4回開催される評議員会に出席して法人の重要事項の審議決定において意見を述べている。また、監査法人による監査の講評日には、別途、理事長、専務理事との面談も行っている。これらの活動を通して監事は法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に

ついて、監査報告書を毎会計年度終了後 2 月以内に作成し、理事会及び評議員会へ提出している。

また、監事として高等教育を取り巻く諸状況や職務遂行上の知識を取得するため、文部科学省主催の学校法人監事研修会にも積極的に参加している。

これらの監事の業務は、私立学校法に従い寄附行為（提出 33）第 15 条に規定しており、その定めに従って遂行されている。寄附行為では監事定数は 2～3 人となっており、内部監査室との連携が図れていることから現在は 2 人体制としており、評議員会には毎回出席している。

なお、監事の任期及び再任回数の制限について、3 期 12 年を限度とする役員等の就任期間の目安について、令和 4（2022）年 3 月 11 日に理事会申し合せとして定めた。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員との諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準IV-C-2 の現状>

評議員の定数については、寄附行為（提出 33）第 20 条第 2 項に「評議員会は 19～20 人の評議員をもって組織する。」と規定し、現在の理事定数（9 人）の 2 倍を超える 19 人で組織している。選任区分と人数については同 24 条に「法人職員から選任された者 5 人」「設置校卒業生で 25 才以上の者 5 人」「学識経験者 1 人」「理事会において適当と認め選任された者 8～9 人」と定め、法人職員から選任される者のうち 1 人は内部監査室から選任するよう努めることと設置校卒業生及び理事会選任の評議員の過半数は法人職員以外の者を選任するよう努めることを規定しており、現在は、法人職員区分の 5 人を除く 14 人中 11 人（全 19 人中 11 人）が法人職員以外の者となっている。

評議員会の目的は、寄附行為第 20 条に「重要な業務を理事会が決定するに当たり、妥当性があり、関係者の理解が得られるか否かを確認すること」と定め、私立学校法第 42 条の規定に従い、寄附行為第 22 条に規定する事項について理事長はあらかじめ評議員会に諮問し、意見を求めている。評議員会は、これらの寄附行為や管理運営規程の定めに従って適切に開催、運営されている。質疑や意見交換も活発になされ、理事長は、その意見を踏まえ理事会において重要事項を審議決定している（提出 36）。

寄附行為に定める諮問事項は以下のとおりとなっており、過去 3 年間の表委員会開催状況は以下の表に示すとおりである。

【寄附行為】

（諮問事項）

第 22 条 次の各号に掲げる事項については、理事長が、あらかじめ監査報告を含め十分な情報開示と説明を行い、評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画

- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度間の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (4) 役員に対する報酬等（報酬、功労金その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。）の支給の基準
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 寄附金品の募集に関する事項
- (10) その他この法人の業務に関する重要事項で理事長において必要と認めるもの

【令和2年度】

| 開催日 | 議事内容 | 出席者数 | 評議員 現員 | 監事 現員 |
|--------|---|--------------------------|-----------|----------|
| 5月28日 | 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス対策について ・令和2年度入学者数及び在籍者数について ・令和元年度卒業生進路について ・令和元年度事業報告について ・令和元年度決算について 協議事項 <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度予算について（案） ・学校法人北翔大学ガバナンス・コードの改正について（案） | 評議員17人 書面出席2人 監事1人 | 20人 | 2人 |
| 9月10日 | 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス対策について ・評議員の選任について 協議事項 <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度事業・予算方針について（案） ・北翔大学の改正について（案） ・北翔大学大学院学則の改正について（案） ・理事の選任について（案） ・北翔大学学費等納付金規程の改正について（案） | 評議員17人 書面出席1人 監事1人 | 20人 | 2人 |
| 12月10日 | 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス対策について ・学生募集状況について ・就職内定状況並びに令和3年度採用教員候補者選考検査登録者について ・評議員の辞任について | 評議員15人 監事0人 | 19人 | 2人 |
| 3月11日 | 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス対策について ・学生募集状況について ・令和2年度コンプライアンス研修報告について ・評議員の辞任について ・スポーツ科学センターの設置について | 評議員17人 書面出席1人 監事1人 | 19人 | 2人 |

北翔大学短期大学部

| | | | | |
|--|---|--|--|--|
| | <p>協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度補正予算について（案） ・第4期中期計画について（案） ・令和3年度事業計画について（案） ・令和3年度予算について（案） ・令和4年度入学定員について（案） ・学校法人北翔大学寄附行為の改正について（案） ・学校法人北翔大学ガバナンスコードの改正について（案） ・北翔大学学則の改正について（案） ・北翔大学短期大学部学則の改正について（案） ・北翔大学大学院学則の改正について（案） ・理事の辞任について（案） | | | |
|--|---|--|--|--|

【令和3年度】

| 開催日 | 議事内容 | 出席者数 | 評議員 現員 | 監事 現員 |
|-------|--|---|-----------|----------|
| 5月27日 | <p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス対策について ・第3次中期計画について ・令和3年度入学者数及び在籍者数について ・令和2年度卒業生進路について ・令和2年度事業報告について ・令和2年度決算について ・役員を選任について ・評議員の辞任及び選任について <p>協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度補正予算について（案） ・北翔大学学則の改正について（案） ・北翔大学短期大学部学則の改正について（案） ・北翔大学大学院学則の改正について（案） ・役員を選任について（案） | <p>評議員9人</p> <p>書面出席8人</p> <p>監事1人</p> | 19人 | 2人 |
| 9月9日 | <p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス対策について ・令和2年度計算書類の差し替えについて ・北翔大学学長・北翔大学短期大学部学長選考規程の改正について ・理事会及び評議員会の運営及び議事録の取扱い並びに学校法人寄附行為作成例の改正について <p>協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度事業・予算方針について（案） ・北翔大学学則の改正について（案） ・北翔大学短期大学部学則の改正について（案） | <p>評議員13人</p> <p>書面出席6人</p> <p>監事1人</p> | 19人 | 2人 |
| 12月9日 | <p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス対策について ・学生募集状況について ・令和3年度卒業予定者進路状況（中間報告）について ・学長候補者の決定について | <p>評議員17人</p> <p>書面出席2人</p> <p>監事1人</p> | 19人 | 2人 |

北翔大学短期大学部

| | | | | |
|-------|---|---|-----|----|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・学校法人 ガバナンス改革会議報告書について 協議事項 ・学校法人 北翔大学 寄附行為の改正について (案) ・北翔大学 学則の改正について (案) | | | |
| 3月10日 | <p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス対策について ・学生募集状況について ・理事の選任について ・副学長の選任について ・令和3年度コンプライアンス研修報告について <p>協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度補正予算について (案) ・令和4年度事業計画について (案) ・令和4年度予算について (案) ・ライフデザイン学科令和5年度学生募集停止について (案) ・役員賠償責任保険について (案) ・北翔大学学則の改正について (案) ・北翔大学短期大学部学則の改正について (案) ・北翔大学大学院学則の改正について (案) | <p>評議員15人</p> <p>書面出席4人</p> <p>監事1人</p> | 19人 | 2人 |

【令和4年度】

| 開催日 | 議事内容 | 出席者数 | 評議員 現員 | 監事 現員 |
|-------|---|---|-----------|----------|
| 5月26日 | <p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス対策について ・第4期中期計画について ・令和4年度入学者数及び在籍者数について ・令和3年度卒業生進路について ・令和3年度事業報告について ・令和3年度決算について ・評議員の退任及び選任について <p>協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度補正予算について (案) ・施設・設備等整備拡充引当特定資産の創設について (案) ・理事の選任について (案) ・監事の選任について (案) | <p>評議員13人</p> <p>書面出席6人</p> <p>監事1人</p> | 19人 | 2人 |
| 9月8日 | <p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス対策について ・令和3年度計算書類の差し替えについて <p>協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度事業・予算方針について (案) ・北翔大学短期大学部学則の改正について (案) ・人間福祉学研究科の名称変更について (案) ・就労に関する方針について (案) | <p>評議員18人</p> <p>書面出席1人</p> <p>監事1人</p> | 19人 | 2人 |
| 12月8日 | <p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生募集状況について | 評議員13人 | 19人 | 2人 |

| | | | | |
|------|--|---|-----|----|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス対策について ・設置基準見直し事項について ・令和4年度卒業予定者進路状況（中間報告）について ・就労に関することについて | <p>書面出席 6 人</p> <p>監事 1 人</p> | | |
| 3月9日 | <p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生募集状況について ・新型コロナウイルス対策について ・私立学校法の一部を改正する法律案の概要について ・北翔大学（短期大学部）の開学60周年記念式典等について ・令和4年度コンプライアンス研修報告について ・北翔大学 就業規則の改正について <p>協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度補正予算について（案） ・令和5年度事業計画について（案） ・令和5年度予算について（案） ・役員賠償責任保険について（案） ・学校法人 北翔大学 ガバナンス・コードの改正について（案） ・北翔大学学則の改正について（案） ・介護福祉士養成課程廃止について（案） | <p>評議員16人</p> <p>書面出席3人</p> <p>監事2人</p> | 19人 | 2人 |

なお、評議員の任期及び再任回数制限について、3期12年を限度とする役員等の就任期間の目安について、令和4（2022）年3月11日に理事会申し合せとして定めた。

[区分 基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

<区分 基準IV-C-3の現状>

本学は、高い公共性と社会的責任の下、情報の公表・公開に努めている。

教育情報は、学校教育法施行規則に規定する教育研究活動の状況を、大学ホームページで公開しており、日本私立学校振興・共済事業団の「大学ポートレート」でも公表している。このほか、学校教育法施行規則に示された教育研究活動等の状況についての情報の公表に伴う開示、教職課程情報の公表、高等高育修学支援新制度等に対応した情報の公表等必要な教育情報の開示（提出7-①、提出7-⑤）を充実させているところである。

また、私立学校法の定めるところに従い、所定の財務情報を備え付け閲覧に供するとともに、大学ホームページにも掲載している。大学年鑑誌「PAL（パル）」には事業概要報告QRコードを掲載し、スマートフォンからでも閲覧できるようになっている。財務情報は、①前年度の事業報告書、②前年度の決算概要、③直近3年間の財務比率表、④前年度

の収支計算書、⑤前年度末の貸借対照表、⑥前年度末の財産目録、⑦前年度の決算に対する監事の監査報告書を、毎年6月末日までに大学ホームページ上にて公開している。また、②前年度の決算概要の内容では、グラフや図表を活用するなど分かり易く表示するよう工夫している。加えて、中期計画や年次報告も大学ホームページ上で公表している。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

特になし。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

特になし。

<基準IV リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の認証評価における行動計画の実施状況は以下のとおりである。

収支における支出超過の縮小に努めているが、安定的な経営、教学運営のためにも収支均衡の財務状況を実現していかなければならない。定員を充足できない学科を含めた短期大学の将来像を示し、再生の方策を早急に検討する。老朽化した校舎・設備の維持、改修、耐震補強工事等が計画されることとなり、策定中の第3次中期計画及び財務計画を計画通り実行していくためには、理事長、学長がそれぞれの責任のもと、一層のリーダーシップを発揮していく。

〈実施状況〉

短期大学部は入学定員、収容定員ともに未充足の状態では支出超過の状況が続いている。ただし、予算管理委員会から予算編成方針の周知や予算執行に当たっての要請を行い予算統制に努め、併設大学を含めた法人全体では令和2（2020）年度以降収入超過の状況を継続できている。

第3次中期計画（備付42-②）については、毎年、理事会に実施状況を報告しながら、理事長及び学長のリーダーシップにより約90%の課題（66課題中58課題）に取り組んだ。令和元（2020）年度末からのコロナ禍で計画通りに取り組むことができなかった課題やさらに見直しや向上を図ることが必要な課題もあり、これらは令和3（2021）年度からの第4次中期計画に引き継いでいる。

短期大学の再生の方策については、学生の学習成果獲得をより向上させるための教育課程の見直し、履修コースを再編して進路や学びの目的を明確にするなどの対応を行っているが、定員充足には至らず、ライフデザイン学科では令和5年度入学生から募集を停止し、こども学科では令和4（2022）年度入学生から入学定員の削減（140人

北翔大学短期大学部

→110 人 △30 人) を行った。現在は、学長を中心に併設大学を含めて教育改善の方策や教育組織編成について全学的な検討を続けている。

なお、令和元（2019）年度には予てから北海道ドレスメーカー学院より強い要請のあった法人分離（北海道ドレスメーカー学院を学校法人北海道浅井学園に譲渡）を行い、本法人は大学、短大のみを設置する「学校法人北翔大学」となった。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

併設大学を含めた法人全体での教育組織や教育改善の方策について早期実施に向けて検討を急ぐとともに、令和 5（2023）年度に中間年を迎える第 4 期中期計画について可能な限り計画通りの実施に努めていく。

また、私立学校法の改正に伴う、令和 7（2025）年度からの学校法人制度改革（ガバナンス改革）に適った新たな理事会、評議員会体制を検討し適切に整備していく。